

平成26年 第4回定例会

美深町議会議録

平成26年12月 9日 開会

平成26年12月12日 閉会

美深町議会

平成 26 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 26 年 1 月 9 日)

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

◎出席議員 (11 名)

1 番 小 口 英 治 君	2 番 藤 守 千代子 君
3 番 藤 原 芳 幸 君	4 番 南 和 博 君
5 番 中 野 勇 治 君	6 番 山 本 進 君
7 番 諸 岡 勇 君	8 番 林 寿 一 君
9 番 岩 崎 泰 好 君	10 番 齊 藤 和 信 君
11 番 倉 兼 政 彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 渡辺 英行 君	住民生活課長 羽野 保則 君
産業施設課長 木戸 一博 君	会計管理者 吉田 克彦 君
総務グループ主幹 川端 秀司 君	企画グループ主幹 草野 孝治 君
生活環境グループ主幹 後藤 裕幸 君	保健福祉グループ主幹 望月 清貴 君
税務グループ主幹 山崎 義典 君	農業グループ主幹 中江 勝則 君
施設グループ主幹 杉本 力 君	管理グループ主幹 南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
-------------	---------------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。

定足数に達しておりますので、只今から平成26年第4回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって議長において、3番 藤原君、4番 南君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は本日から12日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、今定例会の会期は本日から12日までの4日間と決定をしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

初めに閉会中の議長の動向及びに閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書採択を求める陳情書。「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情。「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる陳情。

「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる陳情。再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める意見書採択を要請します陳情。「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」採択を求める陳情書。北海道における日本脳炎ワクチンの定期予防接種化に関する要望。「特定機密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情。枕木更新に関する要望の9件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

代表監査委員から11月実施の例月出納検査報告。平成26年度前期定期監査報告。財政援助団体と監査の結果に関する報告。これらはお手元に写しを配布しておりますのでご覧を頂きます。

次に今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの条例制定3件。条例の一部改正3件。指定管理者の指定2件。補正予算7件の計15件です。

議会側提出のものは委員会報告の1件です。

次に本定例会の説明員として出席通知がありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問通告者は小口議員ほか5名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められております。

これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告を申し上げます。

今年異常気象に伴う農産物の集出荷状況についてまず行政報告申し上げます。

今年8月の2度にわたる集中豪雨や収穫期の長雨などによりまして、一部の農地において冠水や停滞水による被害が発生し、収量、品質などに大きな影響を及ぼすことが懸念されておりました。収穫、出荷を終えた結果を見ますとやはり農作物を中心に生育不良や品質低下など一部に被害が発生しております。この被害状況を含めて今年の主要農産物の出荷状況について報告をいたします。

水稻は上川の作況指数は108%で例年より未熟米が多かったものの豊作と、価格はうち米と違い昨年並みの価格で取引されている状況であります。なお、主食用米については全量色彩選別機により全量1等米となっている状況でございます。

小麦につきましては春からの天候により順調に生育し、茎数も確保され今年こそは豊作と期待されておりましたが、8月の豪雨と長雨により、穂発芽発生し、主力の初冬蒔き春小麦を中心に3分の2ほどが規格外となる被害状況であります。

小豆につきましては個人差があるものの雨の影響で水焼けの発生により減収となった圃場も多く、平年反収3.5俵に対し3俵を下回り価格についても主産地が豊作となったことに例年より2割ほど安くなっている状況であります。

馬鈴薯につきましては雨の被害に加え一部に中心空洞が発生したことにより食用から澱粉用にせざる得ない圃場が2割以上発生しました。また生食として出荷されたものも傷みが多く発生するなど大きな減収となっております。

甜菜につきましては夏場までは順調に生育しておりましたが、8月以降生育が停滞した圃場も多くあり、収量は圃場間の格差の多い年となりました。全体的には平年並みの収量となっておりますが、平均糖度は近年になく高い17.1%となっております。

蕎麦につきましては一部に被害があったものの、ほぼ平年並みの反収約2.5俵程度でありますけれども、価格も本州方面が不作だったことにより、後半は高値で推移している状況であります。

青果関係につきましては主力である南瓜が豪雨の影響を受け、品質の低下が著しく加えては早生系において小玉傾向となり、反収は例年の7割の1トン程度となっております。後半に価格は上向き、収量の減少を一定程度補うことができたものの、近年価格契約による出荷ウエートを増やしていることもあり、反収減が直接所得に影響が出るなど厳しい状況となりました。

その他の青果物についても同様に反収減となったものの、価格は例年を上回る品目が多くなっております。

これらの対策としては町ではJA北はるかが融資する農業経営維持緊急支援資金の貸付金利を1.55%の低利資金がございますのでこれを活用してJA農協と町で金利負担を折半いたしまして、農業者の末端金利をゼロとする対策で被災農家を支援して参りたいと考えているところでございます。

以上、今年の異常気象に伴う農産物等々の状況についてご報告を申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の行政報告について質問の件があれば発言願います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 別段なしと認めます。

◎ 日程第5 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名です。

発言の順序は通告の順といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

本日の一般質問は、通告順の1番から5番までとし、6番は明日に行います。

それでは通告の順序に従って発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私は項目2つ、1つ目には行政、件名、少子高齢化での就業場所の確保・定住策について、質問の要旨を述べます。当町においては、就農支援、商工業担い手支援、中学校までの医療費無料、高校・養護学校補助金等での定住に結びつくような施策をとっておりますが、就業場所の問題が重要な課題と思っております。生産年齢人口も5年毎のシミュレーションでは100人ずつの減少が見込まれております。そこで人口減少を食止める施策をどのように進めるのか、下記事項について1点ずつ考えを伺うものです。1つ目、11月政務調査活動で視察をした自治体では町営企業（まいたけ・酒造会社・堆肥センター等）10社が一部を除き町出資率100%。プリントでは第3セクターと書いておりますが、町営企業一部第3セクターも含まれているということで訂正頂きたいたいと思います。当町の就業場所確保対策の1手段だと思いますが、これについての考えを伺います。2つ目、地産地消を活かした「A級グルメ」と称する「食」にこだわった町おこし事業の展開で農商が連携しシェフの誘致を始め、地域ブランドの構築をめざす町もありますが、当町においても有望な素材があると思っております。それらの更なる掘り起こしと取組みが早急の課題だと思いますが考えをお伺いします。3つ目、地域協力隊の任期後の定住に結びつく対策をどのように考えているのかお伺いいたします。4つ目、空き家情報の活用と斡旋等を役場窓口でできないかどうかも伺います。5つ目、高齢者の門口、屋根等の排雪等相談を役場窓口で出来ないか。また、高齢者除雪等は受け手がなく、大変苦慮している町民が多く改善は近々の課題と思っております。これについても考えをお伺いします。6番目、町づくりの根幹に人口減をくい止める施策が重要だと思いますが、総合的な考え方でどの方向で町政を進めるのか考えをお伺いします。

項目2つ目。

○議長（倉兼政彦君） 小口君、項目1件ずつお願ひします。

○1番（小口英治君） 解りました。

以上1～6までは町長の答弁でお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から行政についてご質問を頂きました。まず、働く場所の確保、定住についてでありますので順を追って答弁を申し上げたいと思います。1つ目の第3セクターを就業場所の確保等の手段としてはどうかということでございます。考え方でありますけれども都市部などを除いて全国の自治体において少子高齢化、人口減少が顕著になっていると、これはどこでも同じ状況でありますし、定住の推進の1つとして雇用確保対策は1番大事だというか必要なわけあります。政務調査での視察事例等に基づいて町営の企業化、第3セクターによる雇用対策が大事であるというご質問であります。本町においてもご案内のように株式会社美深振興公社これはびふか温泉でありますけれども、さらに美深物産公社株式会社アウル、これは双子座館といっている、こういう2つの第3セクターがあるということについてはご理解を頂けるのかと思っております。また、社会福祉法人でございますが、町の支援の元、美深福祉会、旧のぞみ学園等でありますこれらの設立しております大きな雇用の場になっていることについてもご理解を頂きたいたいと思っております。さらに本町における農林業、商工業の就業場所が確保されることが望ましいことでありますし、農業、商工業での雇用や就業に対しさまざまな方法で検討を加えながらこれらの地域に第3セクターも我が町で現実的にあります行っている部分もありますしご理解を頂きたいと思います。これらについても支援をしているということでありますのでご理解を頂きたいと思います。次の地産地消といいますA級グルメという話がございました。A級グルメ、B級グルメ色々あるのでしょうかけれども地域ブランドの融合資材の更なる掘り起こしについてのご質問かと思いますけれども、グルメだけでなく地産地消という部分については昭和の時代から地域活性化促進条例を設けながら特産品の開発等について支援しているところであります。民間企業と一体になった組織でありますけれども、畜産物等を販売促進会議においてブランド開発とか販売PR等々に努めているということでございます。これまでどんなことをやってきたかということでありますけれども、まず、民間企業がこの中で白樺樹液や美深牛さらにはチーズ製品、初冬蒔きの小麦はるゆたかのラーメンさらには牛肉等々が商品化されているわけでありますし、この頃になりますと一昨年ですかカボチャなどぶろく等も始めているわけであります。チョウザメの料理の新製品の開発等々にも手掛けて参りたいと考えております。ただ、私どもとしてちょっと残念に思っているのはせっかく商品開発した部分でもなかなかずっと継続していかない

と、かつてはゆり焼酎がさらには今になってイチゴが生産できないということでいちごワインが製造中止せざる得ないことがありまして、できることなら持続させなければならぬわけですが、町民の皆さん方、生産者の方もそうでありますけれども定着できるような取り組みができるものかと思っているわけであります。町民にも愛されることが大切ではないかと思ったりするわけであります。いずれにしても町の支援制度は色々あるわけでありますので、積極的な民間事業者の相談なりチャレンジを期待したいと思っているわけであります。次に、3番目に地域協力隊の質問がありました。定住の対策として、我が町も取り入れているわけがありまして、26年度においては5名を任命させて頂いているところでございます。協力隊はご案内のように1年1年でありますけれども最長3年という決まりであります。あちらこちらの町村で積極的に誘致し、我が町もこれに積極的に取り組んでいるということでございまして、できることならその方々が将来町に就業し住民になっていくさらには起業家を見出していくことになってくれればありがたいなと思っているところあります。そういう意味で本町でもこの方々が起業家であるとかさらには商売の経営継承に対し、色々町の商工業担い手支援制度等もありますのでこれらにも挑戦してくれればありがたいと思っております。大事なことは協力隊員といえども町民に受け入れられて親しまれ、そして我が町に必要となる人材になってほしいと期待もするし考えているわけであります。4番目の空き家情報また斡旋等を役場窓口でできないかという質問でありますけれども、音威子府、中川、我が町の3町村で行政、商工会、農協、観光協会で構成している北いっしょ推進協議会があり、ここで情報発信をして空き家情報を紹介しているところです。役場においては企画グループが窓口を担当し、相談なり紹介に応じているということでございます。ただ、所有者の了解を得ながら情報提供しておりますが、まだまだ紹介いただける物件や空き家情報が少ないという現実もあるわけでございます。さらに5つ目として高齢者の除雪対策のご質問になりますけれども、我が町で高齢者世帯をはじめ、除雪の困難とされる部分、低所得者世帯を中心に除雪サービス事業を実施しているのはご理解頂いていると思っておりますけれども、ご案内のように事業は社会福祉協議会が行っているということでございます。近年、除雪作業の受け手の確保については大変厳しいものがあります、自治会であるとか業者にも協力を得ながら実施せざる得ない状況でございます。6つ目、最後の質問には町づくりの根幹において人口減を食い止める総合的な施策はないのかということでありますけれども、総合的な考え方でこれはなかなか難しい話でありますけれども、どこでも人口は減らざるを得ないというのが現実であります。これまで進めてきた我が町の高齢者福祉や医療や子育て支援をはじめ、教育であるとか文化であるとかスポーツの充実を図ることはもちろんでありますけれども農業・職業の

担い手の支援等々も併せてまず大事なのは雇用の場、仕事の確保を総合的に行政が1つだけやるということにはならないと思っております。総合的に推し進めていかなければならぬと考えているわけでございます。細かい点はこれからまたご質問はあるかと思いますのでとりあえず答弁は以上にさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私も一般質問をさせてもらっているのですけど本当に町づくりは難しいと今回も色々考えるところがありました。そこで色々定住に結びつく少子化の支援ですとか、商工、農業担い手の支援策も打ち出してはおりますけれども、兎にも角にもその就業場所がないと雇用を生んでいかないと人口はだんだん毎年このシミュレーションにある通り何も手を打たないと減少していくわけです。色々考えてみると一昨年の大分県の姫島というところは島ですからなるべく島外に出ないようにというような施策で町職員も3分の2ぐらい働いて、給料も3分の2で、平均して低いですけれどもその雇用の場でやっているという町村。今回見てきて、ここにも書いていますけれどもこの場所は町営の企業がここに書いてある通り色々な産業起こしというのですか、その工場を町営で経営している雇用の場を作っていると民間でやってもらうのが1番良いのでしょうが、なかなか民間でやれと言われてもその条例等も整備されている中で大変やはりつらく厳しいものもあります。そこで私はこういうような自治体もある中で雇用の場を創設している自治体もある中で、町の方向性はどのようにシフトしていくかが大変難しいとは思いますがお答え頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員は視察を本州の島根の方に出向いたと思っております。出向かれた町村を私なりに勉強させて頂いたわけでありますけれども、あの見られた町村は2つの町村が合併されています。そして、今の人団は13,000人程度、そして戸数は4,700戸程度あるかと、人口的にうちの3倍、世帯的にはうちの2倍、そして主産業は農業が中心のようあります。そして農業に占める割合は世帯4,800戸のうちに2,000戸位ですから半分近くが農業なのです。そして、この町の農業所得がどのくらいあるかと、私なりに勉強させて頂いておりますけれども30億円を切るような状況であります。そこでうちの農業の実態や産業の実態がうちと合うのかとみております。非常に米から野菜からシイタケから色々なものがあり、畜産もあるようでありますし、酪農も一部あるようであります。そのように私なりに分析をするわけであります。そしてその中でその町は100%町の第3セクターといいながら100%出資をしながら事業を開拓しているようであります。そういう中で先程申し上げましたようにこういう中でうちちは2,2

00戸程度、その内の農業者250戸程度、12%程度であります。どちらかというとうちの主産業は農業でありますけれどもサラリーマンの給料所得者といいますか年金者も多いわけでありますけれども、そういう産業構造、人口構造であります。その辺の分析をしながら、町の第3セクター等々も福祉の第3セクターに近いものであるとか先程言った温泉だとか道の駅などを色々やっているわけでありますので、その農業中心とする第3セクター等が100%持ち出して、うちが町民の理解を得られるかと人口構造的に、得られたら結構なことなのですけどそういうことも念頭に置きながら色々今後考えていかなければならぬと。必ずしも100%はだめだとは言い切れませんけども、色々考えていかなければならぬということであります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私は別に100%に拘っているわけではありませんので、なんとか町が先頭を切ってそういう工場などをやっていただきたいという気持ちでございます。それで今農業の生産地盤のお話しをされたのですけれども、今日のチラシにも載っていましたけれども美深町ではカボチャなどぶろく等がでていますけれども、あれとて一生懸命やっている商工会青年部の皆さんもいるわけでありますけれども、雇用には別に繋がっているわけではないですね。外部委託で作るわけですから、そういうような農産物を生かした工場だとかそういったものを少しでも人が入るような考え方なるべく町でやって頂きたいと言う私の考えです。それと今年からチョウザメにも相当力を入れるように私も賛成同意したのですけれども、これから先の話ですので研究施設だというような抑え方を町ではしているのでしょうかけども、一説では今の規模の10倍ぐらいがないとその生産化に結びつかないというような話も聞いています。それならばチョウザメをやるのでしたら今から10倍ぐらいの規模でどんどん雇用も創出してチョウザメで美深やるのだとそういうような考でないとなかなか地場産品に結びついた町おこしができないのではないかと思いますけれども。その辺の考えも聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程100%ではという私も100%にこだわるわけではありませんけれども、具体的に今何を企業として目標にしてやるかということ、その定まりがなんでもかんでも町が先頭に立って資金も出して、金も出してということに果たしてなるのかなと、この辺の難しさがうちの町民感情や先程も言った産業構造等々といってあうのかどうか、この辺がみんなで議員さんも含めて、また、生産する農業者、さらには農協色々あるわけであります、その辺のことを考えていかなければならない。そういうことを申し上げているわけでございます。その中で議論として生産者の皆さん方も農協の方もこう

いうこと挑戦しようという気運になるのであるとすればそれはやぶさかでないと思っています。大いに議員さんもご発言を頂いておりますので中心的な後押しになって頂いて進めることができれば将来展望が開けると思ったりします。次のチョウザメの関係で本当に30年近く取り組んでいるわけでありますけれども、なかなか一時は火が消えそうになるところまで行きかけたのですけれども、今、何とか盛り返して大学等々のご支援を頂きながらそして国といいますか国も実際法人化していますからそういうのもありますから、国の第3セクターの応援や補助を頂きながら取り組んでいるというのはご理解頂いていると思いますが、10倍とはいかないけれど、あそこでだけでなく旧恩根内小学校のプールで飼って生産ということにして、今までではどちらかというと見せるのが中心でありましたけどそこでまず生産して、さらに民間の方々がこれも1箇所でなくて飼って頂き、昔のやまべの養殖場等々も使わせて頂けるということでありまして、いきなり10倍にはいかないけれどもそういうことを目標にしながら努力していきたい。今まで30年掛かっているわけあります。なんとかここ10年ぐらいの間に目鼻をつけるような努力していかなければならぬのではと思っています。そういうことであそこで担当している第3セクターの部分で飼育している者も協力隊の人間も1人専門に携わっておりますし、それが非常に自分に合っているようでもありますから期待もしているし、温泉の方の料理人等についても期待をしながら彼らと共にうちの担当も含めて宮崎県の方に派遣もして勉強させておりますので、良い方向になっているかと、そしてありがたいことに地元の高校生あたりもプロジェクトチームを組みながらそういうことについても関心を持って研究材料にされているようあります。そういう部分では少し気運が出てきたのかと思っております。努力したいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 地域協力隊の話に入っていくと思いますけれども、今の視察した町のA級グルメの話ですけれども、A級とかB級だとよく解らなかったのですけれども、この町で言っているA級というのは地場産品を生かした食材の提供ということでA級と呼んでいるようですが、B級というのは美深町なら美深町でおいしいなというのがB級という抑えをしているようですけれども、美深町は今言ったチョウザメとか結構有望な素材がありますし、野菜でも決して引けを取らないおいしいものが採れる場所だと私は思っています。そこでこのA級グルメのシェフの方はよそでやっているフランス料理のシェフの方みたいですけれども、ここに地域協力隊の役割が多いのです。多いのですというのは、そういう町の農業の経験を積みたいということで協力隊が配置されていますし、食の勉強がしたいという時には食の勉強ができるところに配置する。そして結局私もしゃべりがちょっ

と下手なのですが、繋がりがあるのです。協力隊の役割としてサイクル的に連携がうまく取れているのです。この町はちょっと前ですけれども2、3日前の北海道新聞にも町づくりの好例として紹介されていましたけれども、折角ですからこういうような地域協力隊員をチョウザメ生かすのでしたらチョウザメに秀でる人を日本全国から応募してきてもらって、料理に関してならチョウザメなら負けないという人を、もうよそでは何回も町長に言うように製品までできてやっていて美深よりまだまだ進んでいるところがあるわけですから、少しでも負けないで頑張ってもらわないと困るわけです。町づくりに直結する協力隊員の誘致ということに関しての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 協力隊そしてグルメのお話もありました。グルメにはA級、B級があるようありますけれども、私共と議員とのA級、B級の評価の仕方というかちょっと違うのかと思います。先程の地元の云々という話がありましたが、A級というのはやはりA級と言われるだけあってB級より上でありますから全国どこに行っても高級志向があると思いますから、そういう意味でA級でないかと思っております。そういう意味では数少ないチョウザメでありますからA級というはA級に入るのかと、ただおいしく上手にどうやって食べさせていくかと、これをどうやってA級グルメに仕上げていくかとこういうことだろうと思います。グルメのA級、B級の捉え方が少し認識は私が違うのか議員が違うのかちょっと解りませんけれども、ここはそんな感じがありますのでご理解を頂きたいと思います。協力隊の関係でありますけれども、今いる協力隊は、教育委員会に一人、チョウザメの方に一人、さらには観光といいますかそういうほうに一人、全体的な町おこしの部分で使って買い物支援等々をやっている一人、それと市村先生が景観も含めて町の色々なところでご意見を頂いているということあります。それぞれの協力隊の使い方についてはご理解を頂いていると、ただ、調理人を協力隊で呼ぶという趣旨の発想もあるわけでありますけれども、温泉も料理人2人3人おりまして、料理人の卵もあります。一生懸命努力をして、そして視察もして愛着を持って若い調理人もいるわけでありますから、調理長を視察に出したわけではなく、若い和食料理人の派遣をして勉強させたということでありますから、私は大いに期待をしているわけであります。全国にサメを専門、得意とする調理人がいないわけではないのかもしれません、努力をしていくということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 協力隊だけに限らず、よそから美深に働きに来るIターンだとかUターンだとか色々あるわけですが、こういう地方に出た方が美深町に来て頂いた時には

奨励金なるものをしていている自治体もありますけれども、1番良いのは地元に縁があって美深に来て働く場所があってそこで働いて親元に住んで頂くことが私は1番良いと思いますけれども、協力隊の役割は今言った通り3年で美深を離れていきます。就業場所が確保されれば良いですけれども、そこら辺の働く場所の均等性も私は大事だと思いますけれども、Iターン、Uターンで来る方と協力隊員3年間国の斡旋で来る人と同じ土俵というのは私の個人的な考えでは難しいので、そこら辺は精査しなければだめだと思います。地域協力隊にこだわるわけではありませんけれども、折角、経験を積んでその後また美深から離れてしまうわけです。その後をどういう風に使うか、買い物支援だとかチョウザメの飼育をしている協力隊の方々がいらっしゃいますけれども、その方が3年で継続して働くのならまた雇用の場にも繋がると思いますけれども、その後のフォローとしてそれをどうするか。だけど働く時によそから3年の経験もありますけれども地方に出ている方が美深に来て働きたいと、同じような職種で働きたいというのは同じ土俵で就職のこちらも選ぶというのか均等の機会を与えると協力隊だから優先して雇用に繋がるということに私はちょっと個人的には一考を要するのではないかと思っていますけれども、折角こういう制度があるですからその協力隊に関しての任期後の考え方をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 協力隊の3年という1つの縛りがあるわけですが、これは国の制度の中で行っていることですからこれはこれで理解をして進めなければならない。ただ、1年1年の制度でありますので、協力隊といえどもそれぞれ人物評価といいますか、町の皆さんのお評価といいますか、そういうものも勘案しながら1年1年雇用の更新をしていくとのことであります。ご理解を頂いておかなければならぬと思います。そこで町のためになる、町の皆さん方の理解を頂いている、そして本人のやる気も見えるというような方については3年を過ぎた場合にどうするかと、これらについては本人が希望するのであれば雇用をうちの職員にするかどうかは別でありますけれども、それについて最大の努力をすると、これは先程言いましたように企業起こしも良いでしょうし、雇用も良いでしょうし、色々な形があるのかと思っております。そういう意味で協力隊の方々についても挑戦をして頂きたいということを願っているわけで、はいさようならというような冷たい措置をとるつもりは持っておりません。ただ、協力隊として国から来る金はそれぞれ3年で1人は終わりますので、その後どうするかということについては今もっているような制度の中で別な制度がもう1つあるわけでありまので、そういう制度に乗せるかさらには別段先程言いました挑戦をさせるか、そういうことを今後具体的にやっていかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 最近の北海道新聞なのですけれどもこの協力隊の記事が載っています、特別交付税一人400万円位を手当しているというような記事ですけれども、これに3年過ぎた後、任期終了の翌年に例えば美深に定住しているような場合は最大100万円上乗せするような記事も載っていますけれども、ただ、これは1年限りというようなことで先に国がやると、やっている最中だと思いますけれどもそのようなこともありますので、そこら辺もうまく利用してなんとか雇用に結びつくようなことをやって頂きたいと思います。次に空き家の方の項目に移らせて頂きます。美深町の場合は空き家バンクというのに登録をしていると思いますけれども、私の見てきたところでは、町で登録はもちろん斡旋まで行っている。それと宅建業者というのですか、建物の売買の専門業者と2つ分けて紹介をしっかりよそから来た人と地元の人も含めてしっかりやっていると、地域振興課という専門の課を設けていますから今までやっていると、そこら辺は美深も見習わなければならぬのかと感じたのですけれども、現状で美深町は十分かどうかそこら辺の話を聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） その町村が具体的にわからないのですけれども、役場が不動産業者ではありませんので、斡旋まで立ち入ってやっているのかどうか、紹介程度はやると思いますけども、そこまではなかなか業がありますからやっちゃいけないのではないかという感覚を持っております。ただ、親切丁寧な空き家情報の提供だとそういう諸々の相談には町は積極的に取り組んで参りたいとこのように思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これは見てきたところは、売り手と買い手の値段をお聞きして、役場でマッチングしたところは直接で、その時役場は仲介には入らないのですけれども売り主と買い主で直接やる。後は業者でやる。そこまで懇切丁寧にやっていますので、是非、美深町も参考にして頂きたいと資料は持ってきてありますのでご覧になって検討して頂きたいと思います。次に除雪の問題ですけれども、昨日も社協の方に行ってお話を聞いたのですけれども、項目は非課税世帯等云々というのがありますので実数もお聞きしてきましたけれども、なかなか除雪に来てくれないと町政懇談会をやると聞くのですけれども、そこら辺の無料の門口制だとか除雪の高齢者の独居世帯だとかいうことが周知されていないのではないかとちょっと思ったのですけれども、そこら辺はどんなものでしょう。除雪のサービスが悪いというのは項目があるのだけれども、そこら辺の情報が周知されてないからそういう苦情がいっぱい出てくるのではないかと思ったのですけれどもちょっとお聞かせください

さい。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと質問の趣旨が理解できなかったのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 高齢者除雪が福祉の方で65歳以上の独居老人で、門口は無料、門口から玄関までは1メートルいくらというふうに決まっていますよね。町政懇談会やら町民から話は、ともかく除雪が酷いというような声を最近もよく聞いたのですよ。それでその実態を聞きに行ったところ、65歳以上独居だと福祉路線という認識の抑えが一般町民の方が分からぬから除雪サービスがなってないというようなお話しになるのではないかと思うのです。業者に直接言っていただければ良いのだけれども業者とて今なかなか手が回らない状態だということですから、なんとかそこら辺の周知に対してもう少し理解度が進むような情報の提供があっても良いのでないかなと思ったのでちょっとお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あの反論するわけではございませんけれども、一般論なり町民懇談会に出る意見を参照するなりこなしたりして言ってもらわないと、ストレートに出されるとうちはうちとしてきっちり制度として理解して議員さんも理解されてやっているつもりでありますので、果たしてその福祉対策に該当する人がそういうことを言っているのかどうかということが疑問になるのですよね。一般論だけで言われると何が具体的にどうなのだということが解らないものですから、ここは本会議でありますのでそこら辺のこと踏まえて1つよろしくお願ひしたいに思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 色々そういう苦情が出ているわけですから高齢者対策としてもう少し情報をしっかりやってそういう勘違いがないようにしてほしいということです。最後に町長の質問は今まで議論させて頂いた中で人口減を食い止める施策これに力を入れるという最後にお聞きして町長の質問は終わります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も冒頭お互いが納得、確認できたのかと思っています。子育て支援から高齢者対策から医療から仕事場を作るとか人口減対策、これをどうやって歯止めをかけていくかということ。本当に総合的に取り組まなければならない。1つだけではなかなかうまくいかない。そういうことご理解をしておいて欲しいと思ってございます。1つだけ突出させるということにはならないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは2つ目の項目2教育、件名は地場産業に結びつく学科の創設と少子化に伴う支援策について。1、近郊に幌加内高校ではそば打ちの資格取得と地場産品を活用した取り組みをしている。美深高校においても地場産業の結びつくに繋がる専門学科の導入も考慮する必要もあると思うが名寄のキャンパス校の位置付けでは不可能なのか考えを伺います。2つ目、他町村では3歳児以上の保育所籍の保育料を4階層、上限1万5千円、また、第2子目から保育料無料の自治体もあります。少子化福祉対策の取り組みをどのように考えているか教育長に対する質問です。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、小口議員の方から高校の地場産業に結びつく学科の創設の関係、それから保育所の子供たちの福祉対策というような大きく2点についてご質問を頂きましたのでご答弁を申し上げます。初めに地場産業に結びつく学科の創設ということでございますけれども、高校の学科の創設については各学校で学習指導要領に定められている普通教育または専門教育の教育以外に教育上必要ということでそれぞれの学校が独自に学校設定科目を設けることができるという基本的な定めがあるようあります。そうした中で幌加内高校の農業科の高校でありますけれども、地元の特徴的な自然を使って幌加内のそばを活用したそばを必修科目として制定をされているのかと思います。美深高校は普通科の高校でありますからその基本となるものはやはり学力向上への取り組みであろうと思います。職業的また専門的分野についてそういうものに限定をされない基礎的な一般教育を行っているのが基本であると思います。その中でも地場産業に結びつく専門学校の導入ということでありますけれども、道の高校の配置計画の中で美深高校は普通科の高校として位置づけをされておりますから産業的な科目を設定するということは適切ではないという判断になってございます。ただ、地域の産業資源について深めるということについては教育上大切なことですから多かれ少なかれそれぞれの学校で取り組まれている部分であろうかと思いますが、特に美深高校では先程町長の話の中でも出てきましたけれども、選択科目の中で地域研究ということでチョウザメに焦点を合わせた学習に取り組んできてございます。これは本格的には今年からスタートしたわけですけれども、これを学習、実証するにあたりましても約2年の準備期間がいったようございます。そういう形で美深高校としての取り組みを進めているというようなこともご理解をいただければと思います。次に保育料に係わる少子福祉対策でございますけれども、現在美深町の幼児センター保育所籍の保育料につきましては4階層の上限額が16,550円、それから複数の子供がいる家庭で2子目では保育料が半額、それから3人目以降は無料という形で、いずれも

保育所籍に席を置いている場合ということになりますけれども、そういう形で支援を進めてきてございます。また、幼稚部の子供たちの部分ですけれども、今、考慮として考えなければならないならないと思っている部分については、来年度から始まる学校給食と合わせた形で給食費の取り扱いをしていかなければならぬかという考え方をしてございます。昨今の少子化の状況を踏まえて、保育環境と幼児教育の充実、それから幼児の健やかな成長を支えるという視点に立ってそれぞれの状況に応じた子育て支援策を講じていくことも今後も必要であると考えてございます。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これは三笠高校の例ですけれども、今、教育長が言ったなかなか普通科で先行しているから他の科目は難しいような説明だったのですけれども、三笠高校は普通教科で科目を6割用意して、それ以外のところで色々な進路が可能になるようにこちらは家庭の方で食だとか調理だとか栄養学だとかそういうようなカリキュラムを組んでいる高校もあるわけです。私も政務調査で見に行った高校も工業高校なのですけれども、基礎的な部分はちゃんと教科の中に入っていて、あとは選択科目でどんどん違う分野に行けるようなカリキュラムを組んでおります。そこで美深町の場合はキャンパス校で普通科しかできないのか、先程ちょっとと言われたので聞きもらしたかもしれないのですけれども専門的なそういうような科目に特化したようなものを増やせるのかどうかもう一度申し訳ありませんがお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 三笠高校の場合は、道立の高校から市の高校に移管になった際にそういったことを含めて実証されてきたという状況でございます。今、美深高校の場合はあくまでも道立高校ですから道立高校がどういうふうに位置していくかという基本的な姿勢に立ちます。そういう部分で今の配置計画の中では色々な高校のあり方の1つとしてこれは北海道独自のやり方としてキャンパス校という制度を作りました。これは言ってみれば広く解釈すれば今ご質問にあった方法を道として取り組んできているというふうに考えて良いのかと思いますけれども、といった枠の中でやっている部分でありまして道の基本的なスタンスがどうしてもでてくるということで色々な選択の問題ですから、普通高校の許される範囲の中で色々選択をしていくことは当然可能な部分です。今、議員がおっしゃっている範囲まで及ぶかどうかというところまで議論のしがいがあるかもしれませんけれども美深高校も先程も言いましたチョウザメの研究問題はまさしくその選択の中でスタートさせたということですから、今後やっていく中でもう少し深くやっていくということが可能なかもしれません。ただ、いずれにしてもそういう道の基本的なスタンスが

配置計画の中で道の考え方の中でやっているということでございますのでそういった産業に特化したそういったことは普通高校の中ではできないということご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 特化したことはなかなかやりづらいという認識でよろしいですね。解りました。チョウザメの発表は私も聞きましたけれども、良い方向に進んでいるなと思いましたけれど、他の町に就職が決まったみたいな記事が載っていましたて大変だと思いましたけれども、きっかけが美深町ではできなかったのかという思いはありましたけれども、それは解りました。それで保育料の関係ですけれども、これも給食がまた違う方の質問にあると思いますけれども、これは安くして町が負担すればいいわけですよね。何でもそういう使用料だとそういうのに関わってきますけれども、給食が無料だと色々各自治体では色々な手を打っていますけれども、こここの美深の場合も調べてみると決してそんな安い方です。それはよく分かっています。そこで子育て支援の考えとしてはこれも難しいかもしれないですけれども私の見てきたところは15,000円を上限にそれ以上はもう取らないと決めているところがある中で、美深町のそういう保育の子育て支援、教育に関する部分ですけども教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今の保育所籍の保育料は平成23年10月に改訂をして現在の料金になっております。改正前は今の改定後のやつは国の基準からいくと約4割程度を削減したその分を町が負担しているという基準になってございます。改訂前は約2割であったということです。それで近年の子育て支援という視点の中からそういったことで23年に思い切った形で議会とも協議をさせていただきながら決めさせて頂いたということでございます。これが先程の4階級の4階層の上限が先程15,000円と、たまたまうちは16,450円と、その差が高いか安いかということはどうなのか思うわけですけれども、ただ、一定程度のこの道北地域の中で決して高い方ではなくかえって安い方だと思っています。そういった中で、それぞれの状況に応じた子育て支援がどういうふうに必要なのかということはしっかりその時点、その時点で見極めていかなければならない問題かと思っています。それが幼児センターに係わる保育所籍の保育料にその部分が必要になるのか、もっと違う部分で必要になってくるのか、これは色々な総合的な相談が必要になってくるだろうと思います。特に近年の消費税の問題が1年見送られましたから、それに伴って今、国では保育、幼稚園等の扱いについて色々と議論されていますけれども、そういったものをしっかりと見極めをしながら今後そういった状況が必要になってくるとすればしっかりと

対応していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 美深町の場合は4階層以上のランクがあるのですけれども、4階層以上で全部占める割合、非課税から1階層からあるわけですけれども、だいたい4階層以上は何割ぐらいになっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 私が今、何割かということは具体的な数字は抑えてはいないのですが、ちょうど私が感じているイメージ的なことでご了解頂きたいと思いますけれど、4階層までがかなり多い部分が占めています。5階層、6階層以上はほとんど数がいません。まず、4階層を5階層も若干いるかと思いますけれども、そこら辺が保育料を負担する主たる部分が数としているかと、その部分4階層、5階層位でだいたい6割位で占めているかという認識を持っています。ちょっと私の感じだけですから具体的なものと若干ずれがあるかもしれませんけれどもその辺はご了承頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 最後になりますけれども、支援策も色々あると思いますけれども、お金の問題じゃなくてどのようにこの定住に結びつくだと人口を増やすとか色々あると思いますけれども、教育に関して今の2点少子化対策に対しての考え方をどのようにやっていくかちょっと難しいかもしれないですけれどもちょっと考えをお聞かせして頂いて終わりにしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 人口問題を含めて非常に難しい問題ですけれども大切な問題であると思います。教育の立場としてどのようにできるかと言うと当然限度もありますけれども、そこは教育の立場だけで考えることではなく町全体として、教育としてどういう立場でとっていくこともしっかりと協議させて顶くなり視点を持っていかなければならない。その中でやはり教育で役割を担っている部分というのは、子育てにおいて教育を通していかに子育てしやすい環境、それから幼稚園、保育所を中心として子育て支援保護者の悩みを含めてしっかりとそういったものを聞いてそれらをどのようにフォローしていくか、そういう態勢をしっかりと組んでいくといったことが私たちに与えられた大きな役目だと思っています。そういう部分でお話を聞くと美深町は子育てしやすい町だということよく言われるわけですけれども、そのことをしっかりと継続をしながらさらに高めていけるようにしていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは後の議員もおられるので、フォローしてくれると思いま
すので私の質問は以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で1番 小口君の質問は終わります。

次、4番 南君。

○4番（南 和博君） 私は今回項目2件、件名それぞれ1件ずつ行政、産業について町
長に考えを伺いたいと存じます。まず1点目、行政についてお伺いいたします。件名とい
たしましては、定住促進策の現状と課題ということで質問の要旨を朗読いたします。これ
まで我が町においても人口減少対策と町の活性化のために定住促進策を講じてきたところ
であります。これまでの実績をどのように検証、分析されているのか。また、今後どのように
展開していくのか伺います。①これまでの実績を踏まえた検証、分析は。②ちょっと暮らし
住宅と定住促進住宅の利用状況と課題。③今後の展開について。④山口町政にとっての定
住促進策の位置づけは。という点についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 南議員から行政と産業の2件の通告を頂いて質問を頂いたところ
であります。まず初めの定住促進策の現状と課題でありまして、特に具体的にこれまでの
実績を踏まえた分析ということでございます。本町の定住対策についてはご承知の通りだ
と思っておりますけれども、ずいぶん古くから初めております。昭和59年位から敷島の
独身寮等々から建設をはじめて、定住対策といいますか若者対策といいますかそういうと
ころから取り組んでいるわけでございます。そして、平成6年には定住環境促進条例なる
ものを制定して、住宅新築等を支援してきて、そこでそれらの定住促進条例の見直しや拡
充を経ましてこれまでに約224件の補助対象事業がこの条例に基づいて実施してきたと
ころでございます。さらに平成17年になるわけでありますけれども、新生分譲地の販売
等にも取り組みまして14ほどの区画を作ったわけでありますけれども、お陰様で今年全
部を完売することができました。そういう意味ではここに全部住宅ができましたので、移
住、定住の住宅環境等々は良い団地になったと思っているわけでございます。そのほか、
融雪施設の整備であるとか、除雪ダンプの利用補助であるとか、近年では太陽光の発電施
設整備の補助支援などの制度がだんだんと拡充しては参ったところでございます。産業関
係においても、農業体験実習生の受け入れ事業等、さらに新規就農者の支援制度、本年度
からは商工業担い手支援制度によって定住対策と直接、間接的に繋がるように受け入れ支
援等々を行っているわけでございます。さらには平成10年度稼働になりますけれども、
我が町と音威子府、中川の3町村により移住対策協議会、具体的には北いっしょ推進協議
会というのですけれども、それを設立しながら移住相談等々の受け入れをやってきたとい

うことでございます。そこで新規就農であるとか、農業後継のパートナーを含んだ移住者といいますかそういう部分については、平成6年以降の数字でありますけれども100名を数えていると、ただ、定着できなくて一部戻られた方もいるわけでありますけれども、20年間の数字でみると100名になっているということであります。このほか子育て支援策のほか、交通弱者と言われる部分の住民の足の確保、デマンドバスであるとかそういう幅広い定住促進に結びつくような住みやすい町づくりに努力してきたということであります。これらは既にご案内のように来年度の事業評価であるとか、近年では議会の議論も事業評価等で議論させて頂いておりますけれども、そういう中で検証させて頂いている。そして、その中で制度の見直しであるとか拡充を図っているということでありますので、大きな経済効果等を結び付けながら定住者対策を進めているところでご理解頂きたいと思います。次にちょっと暮らし住宅と定住促進住宅の利用状況と課題ということでございます。市街地に短期の移住体験住宅を作りまして、平成22年からの数字でありますけど、これも19件ほど利用頂いておりますし、24年に整備いたしました報徳地区にある中期の移住体験住宅等々についても少ないわけでありますけれども3年ほど利用を頂いている状況であります。ただ、これらの利用状況を体験住宅利用の希望はどうしても夏に集中している関係がございます。そして、限られた住宅戸数でありますから、重複と言いますか利用されていたらそこは使えないという状況、限られた人数しか受け入れられないという実情があるわけであります。我が町は残念ながら都市圏から少し離れておりまして、交通のアクセスが必ずしも都会と比べて良い条件ではあるということは言い切れない。従ってこの部分についても備わっているところに移住希望が多いように見受けられ少し残念だと思っています。そこでこれらの移住対策を今後どのように工夫するのが良いか考えているところであります。また、現在使っている民間の住宅を借り入れて対応しているわけでありますけれども、設備が十分であるのかということも考えなければならないし、先程申し上げたようこともありまして、戸数の確保等についての考えなければならぬと思っています。ただ、見ておりますと長期のどちらかというと観光体験事業的な感じがしないわけではありませんので、これらの工夫もしていかなければならぬのかと思っています。そこで、今後の展開ということについても問われているわけでありますけれども、北いっしょ推進協議会とも連携しながら移住推進に合わせて、名寄市が事務局を持っているテッシ・オ・ペッターウィー創出協議会等において天塩川流域としての広域での受け入れ態勢も視野に入れていかなければならぬと思っております。そういう意味では、本当に希望する方々のニーズは多様であると思っています。今、都会と地方の2地区居住という難しい言葉ではありますけれども、2つの地域での居住、季節の良い時は田舎で暮らし、本州でい

えば暑い時には北海道ということがあるのでしょうか、そういう棲み分け的なことも考え、この辺でいうと冬の寒い間には沖縄に行って暮らすとかいう人もいるわけでありますけれども、そういう考え方等々についても頭を少し切り替えて対応していく時代に入ってきたのかと思っています。近い将来、移住専用住宅の建設なども具体的に検討するというのはなかなか大変ですけれどもそういう時代に入っていくのかと思ったりするわけあります。最後に、私の定住促進の位置づけはということではありますけれども、子育て支援であるとか公共交通体制の充実であるとか町づくり全体を考えて定住対策なるものを結び付けていかなければならない。人によっては町の中を好む人もいるし、逆に何でと思う位、山の中とは言いませんけれども郊外を好む人もいるような状況でございます。そういうことでは我が町に住んで良かった、そしていつまでも住み続けたい。それには文化とかスポーツとか福祉であるとか介護、これらのサービスが整っていて、さらに明るい元気な町であるということが大事になってくるのではないか。そのように思っておりまして、そういう定住対策をとって参りたいと思っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 町長から色々説明を頂きました。先程の1番議員と若干重複しますが、角度を変えて少し質問したいと思います。まず、順を追って検証、分析については今町長からお話しがあったように、色々課題があると思います。それなりに分析されていると思うのですが、まず、特に報徳の住宅ですが、今総務課長になられた渡辺課長が一生懸命頭を悩ませて展開した経過も重々覚えているのですが、先程あったように夏利用はあるのだけれど冬利用に課題があるというところで、我々この地域にいると冬はすごく厄介者なイメージがあるのでこれで、町外また本州の方々にすれば、こういう自然の厳しい冬に体験することもある意味、売りにしなければならないと思うのです。我々は内側からしかものを見ないから、この定住促進策というのは軌道に乗っていないのかという観点を私は持っているのですが、そこら辺の売り込み方にもうちょっと工夫があって良いのかと、我々も色々政務調査に行きますけれども、そういう視点を持っている自治体がやはり定住促進策を非常に有効に行っていると思っているので、まず、その辺をしっかりとやってほしいと思いますし、その夏に集中するそれをどうするか、交通アクセスが悪いそれをどうするか、観光対策になってしまっているというような分析を新年度に向けてどのように考えておられるか。まずそこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 報徳の住宅を作つて件数が非常に少ないと、どうするという話が初めからあったわけあります。それはそれなりにして、本当に使ってもらえるかゼロだっ

たらえらいことになると、少ないわけでありますけれども利用されて良かったと思っておりますけれども、今議員が言われるよう視点や観点を少し変えて、ここに住んでいるから少し来る人間と視点や観点がずれるのだというお話しがあったわけであります。そうかと思う部分と現実的に言葉は悪いですが、住宅を守して管理して色々やっていく行政の立場から行くと非常に辛いのも事実なのです。あそこが全部いなくなつた時に、あそこの人間のために除雪をしなければならないのかと思ってみたり、その人間が寂しくないかと思ってみたり色々なことを考えるわけです。時々農家の方々からも言われるのですけれども、カメ虫がいてどうにもならないとか、色々なことを言われるのです。観点が違うというのは視点が違うと言わればそれも少し当たっている部分もあるのですけれども、その辺も加味しながら、また来る人の気持ちも見ながら、既にあそこは良いのだと住まわせてほしいという人もいないわけでないのも我々も抑えてはおります。ただ、考えているのも事実であります。それらを踏まえてどのようにするか折り合いをつけながらその辺の都会の人間の考えを入れながら、どうしていくのか、今後考えていきたいと検討するところまで言ったらすぐ検討としたかと答えを求められますので、そうではなく考えていきたいというところで止めておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） ただ、町長、折角作ったのですからそこに1人でさみしいとか除雪が大変だというのはどうなのかという印象がありますので、視点を変えた考え方を持ちながらという答弁もあったので、折角ある施設ですので有効利用するか、それか利用促進の方法を考えるか、今お話しのように町民の中でもそういうものを確保したいという方があればそういう方法でも、はっきりスパッとやっていく時期なのかと、そしてその言われるようなある程度行政でいう、都合の良いような地域にまた求めるという方法も1つ必要なのかと思いますし、先程も移住、定住の専用の住宅もと言うお話もありましたのでそこら辺の展開をもう少し青写眞的に発言いただければ良いと思います。先程、夏場の利用に集中するとか、交通アクセスが悪いなどの改善策はどのように考えておられるのかも合わせてもう一度お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に町場で大分空き家がありますので、それは移住に結びつくような提供してくれるのならそれはそれで考えていく必要があると、そうなるとどのくらいの住宅戸数が適当かということについては、色々検討するのかと思っています。交通アクセスと言っても今はデマンドバスとかを回していますのでそれは十分続けて参りたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） それではちょっとまだ答弁が足りない感じがするのですが、それこそ政務調査で行った先の話ですけれども、他の地域からの移住された人に対して、入るまではどの町も一生懸命やっておりますが、今回見てきたところは入ってきた人たちのフォロー、入った後のフォローも手厚くされているのです。そのことによってその方からまた口コミで色々広がっていくと相乗効果、また、移住された方の面倒を見る方も移住者がするというようなことで、先程も言ったようにこの町に住んでいる人間の視点じゃなくて他所から入ってくる人間の視点で移住者をフォローしていく体制が私は必要だと思うのですが、どうもうちの町は自分たちの目線だけで色々なことをやってしまうもので、ちょっと幅が広がらないようなところが目に見えるのです。そこら辺の今後の移住、定住についてどのように進めていくのか再度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どうも目線がという話があるわけありますが、その話は行政が取り組むわけでありますから、行政の目線という部分がありますからどうしても中心になるのかと、そこで僕たちもよく言うわけでありますけれども民間の目線も積極的に提言頂きたいという部分もあるわけでありますけれども、問題は移住され入ってくる方に移住された後の支援やフォローの部分を求められる部分もあるのかもしれません。問題は目的がどういうことで移住されるのかということをやっぱりある程度はっきりさせないと、10人いたら10人バラバラだと思うのです。そこで入ってき何でもかんでもと言ったら言葉に語弊がありますけれど、求められると支援もお願いすると、それで町としてのバランスが、ここに住んで頑張っておられる人間と移住は受け入れるのは受け入れるのですが、その人自らも努力をしてもらい、行政に支援しろとばかり言われたら、これは行政として非常に辛いものがあって、なかなかそれに応え切れていかないというのも事実であります。一定程度、目的というものを示して、その目的に沿ってその人間が努力されているかどうかということをみんなが解るようになってこないといけないと思いますから、見る段階については先程も言った行政としてそれぞれの企業起こしなり、何々の支援策は持っているし、今後もやっていけるのかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 何でもかんでも行政がしろというのではなくて、民間活力等々も使いながらやっていくことが必要なのかという意味合いで言ったつもりであります。それとその目的という話があったのですが、ちょっと関連付けで言うのですが、町長としてはうちの町の移住、定住というのは本心で言えば若い世代を呼び込みたいのか、それともリ

タイアしたような方をターゲットにした良いのか、それか先程少し発言があったように観光的な感覚で求めるのか。それからどこにもターゲットはおかないと、移住、定住してくれるのならどんな方でも良いよという考え方なのか。そこら辺のコンセプトが移住する方の目的と言いますけれども、町としてもどういう方を求めるかというのも町の施策に関連付けで移住、定住を考えているのであればそこら辺をどういうふうなターゲットの抑えているのかその点を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これは本当に非常に難しい質問を頂いたと思っております。一言でいえば若い人がほしいわけであります。まだまだ将来に繋がっていく別な意味で、言葉は適当でありませんが、生産能力もある人が良いわけでありますけれども、しかし、そんなことを言ったってそれだけで解決できる問題ではありませんから、来てくれる人がいれば例えば、定年退職した方、お金持つて来てくれる人が一番良いのであります、そういう人が欲しいわけであります。何億も持っている人が来てくれれば何十人分もあるわけでありますから、そういう来てくれる人が我々は拒んだりすることはもちろんないわけでありまして、ただ、あまり偏ったと言う部分については受け入れ態勢としてはうちに馴染むかどうかということがやはりあるのかと思っています。ただ、そこでどんな人と言われても難しいわけでありますけれども。それぞれの部分に合うように、目的を持っている方にはある程度応えるような施策を作っていくなければならない。ただ、一番良いのは若い人、これが最高です。そうしたら若い人の仕事まで作れるかといった時にこれは難しい話になると、そこで努力はするということです。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 解りやすい答弁だとある意味思います。少し脱線するかもしれないのですけれども、今回政務調査に行き、これまで色々なところで視察する中で、ちょっと最近傾向としてあるというのは、その町の総合計画の中に色々ありますが、その町長がうちの町は何を柱にして町づくりをするかというコンセプトがはっきりするところが非常に色々な施策に関連付けでうまくやっていると思って見てきました。今回、見に行ってきたところの1箇所は、定住、移住を柱にしていますので先程あったように空き家だと工場を町で借り上げて、これから起業を展開していく人に貸すとか、コンセプトとして所得なくして定住なしというコンセプトです。要するに若い方々を受け入れると、そこにターゲットを絞っているのです。当然リタイアの方も沢山おられるのですが、所得なくして定住なしという非常に解りやすいコンセプトで、それに基づいて子育て支援、住環境、福祉、農業、新規就農、それをピラミッドのように行っている自治体がありました。もう1つの

方は、日本一の子育ての町というものをスローガンにしておりまして、その終着点が定住、移住と、ここ面白良いのは先程町長ちょっと問題発言になるような発言もありますけれども、女性をターゲットにしているのです。女性の目線でどのようにしたらこの町に住みたいかというところに着眼点を持って、それで定住、移住策を行っている。それに基づいて子育て支援、お母さん方が働きやすい環境、非常に解りやすいなど、そういう意味で山口町長として、もちろん私も何度も質問した中で美深町は農村としての町づくりをしていきたいということを今も覚えているのですけれども、そこら辺の考え方方が職員にしっかり浸透しているのかどうかというところを伺いたいのです。職員たちも町づくり一生懸命やろうと思って提案、提言もしていると思うのですが、町長が何を目的にこの町を作るかというのが私はなんかもう1つモヤーっとして、先程小口議員の答弁で1つだけの政策を突出させるわけにいかないというお話しもありましたけれども、先程から何回も言うようにコンセプトとして核があってそこから施策を作るという考えもこれから必要な時代でな良いのかと思うのですが、ちょっと長くなりましたが町長の所管を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的な考え方の議論だと思っていますから答弁したいと思いますけれども、本当に議員さんもあちこちの視察に行かれて勉強されてきていると理解していると思います。ただ、問題は我が町の状況と先程小口議員からの質問の時も少し答弁させて頂いたのですけれども、人口規模だと産業構造だと町の特色だと歴史だと構造が町それぞれかなり違うのです。そこをきっちと見ながらどう展開していくか、これが理事者に与えられた非常に柱立てと言うか、なかなか我が町には1本がないなと言われるかもしれませんけれども、先程言ったオールマイティーとは言わないけれども総合的な判断をしながら総合的にどうするのか、これはうちとして柱が無いと言われると無いのかもしれませんけども、私たちはある程度1本じゃなく何本かの柱を持ちながら努力をしているということを理解して頂きたいと思うのです。定住対策が視察に行ったところは日本一だと日本一を目指しているのだと。かつて昔の町長は日本一の赤字路線といって、それが柱だったかもしれませんけれども私は日本一とは言わないけども、やはり町づくりというものはオールマイティーにある程度総合力を持って進めなければならないなということをご理解をしてほしいと。なかなか1本にしほれなく、基幹産業は農業でありますから、かつては林業でありますから、そこら辺も大事にしながら、そして商業活動、建設活動、公共投資を含めてどうしていくかと、こういうことを総合的にやって、町づくりを元気にしていく。そして子育て支援をしていく。そういう観点、福祉ももちろん大事です。そういう

うことをやはりやっていかないとこれに特化していたら、それは楽であるかもしれないけれどそうはいかないのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） それでは農業が基幹産業というようなこともありますので、次の産業のほうに移りたいと思います。新年度に向けた農業振興策について伺いたいと思います。今年度の我が町の農業も異常気象に翻弄された感がありますが、それ以上にＴＰＰや農協改革と生産現場を取り巻く情勢はせい弱な生産基盤に将来展望を描けない状況があります。そんな中政府は地方創生を声高に叫ばれていますが、我が町としては農業のオリジナルな施策が地方創生に繋がると思っております。新年度に向けて課題解消も含めた振興策を示すべきと考えますが所見を伺いたいと思います。①酪農、畜産経営において家畜防疫はこれまでBSEや口蹄疫で重要な対策として意識の向上がなされてきておりますが、法定伝染病に認定されない病気の発生も常在化している業種であります。生産基盤の根源である乳牛や和牛の繁殖生産の安定を図る上でも現況のワクチネーションのレベルアップや病気の検査体制に支援を充実強化すべきではないか。②有害鳥獣の処分は現場、埋立処分場へ搬入しておりますが、今後の対応策を一考すべきと考えますが所見を伺います。③農業においても商工業店舗近代化事業と同様に施設等の改修・改築等に補助策を講じることで農業生産の向上、効率化が図られさらに町内建設業者利用で商工業者の活性化にも繋がると思いますが所見を伺います。④山口町政3期目に向けた農業施策の基本と目標は何か。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農業振興について4点ほどのご質問がありました。順をおって答弁したいと思います。初めに家畜防疫に関する質問でありますけれども、ご理解頂くために申し上げますけれども、本町には家畜防疫については生産団体さらには関係機関が組織する美深町家畜防疫推進協議会を中心に動いているわけであります。この協議会は定期的に予防接種、自主防疫対策や衛生指導を行っていると共に、法定伝染病の検査についても法に基づいて上川家畜保健所と連携をしながら年次計画により進めているところであります。町としてはこれらに支援をしてございますので、参考までに申し上げますけれども牛のブルセラ病の検査、さらにはヨーネ病の検査、馬の伝染病の検査、牛の結核病等があるわけであります。大体これらは5年に1度巡ってくるというような形でこれらをやらなければならぬということであります。また、実際に法定伝染病の発生の恐れがある場合としては、家畜伝染病対策本部なるものを設置しまして対応するところという体制を整えていくわけであります。特に口蹄疫が出た場合等については、町内の関係機関が連携して緊急

防疫体制を講ずると、美深町の口蹄疫対策協議会なるものも整えているわけでございます。しかしながらご質問にある通り法定伝染病以外の一部の伝染性のある病気はあるわけでありますけれども、全国、全道的な問題でありまして、これは潜在的なリスクもあるということも我々は認識をしているわけであります。これは1市町村で対応しきれないといいますかそういう部分があるものですからどうしても全道レベルの取り組みにならざるを得ない。従って国や道の動向を待たざるを得ないという状況があるわけであります。ご理解をして頂きたいと思います。ただ、生産者の動向であるとか今後の動き、これらが大事になりますのでそれにも注目していきたいと考えております。ただ、恩根内放牧場などに多くの牛が入るわけでありまして感染のリスクの高いところがありますので、入牧の際は事前の検査の必要については今後も具体的にこれらの心配な部分については協議していきたいと思っております。ただ、これらの対策を講ずる場合は、全町的に統一した取り組みが必要でありますから、生産者の管理衛生と言いますかそういう部分についても家畜防疫に対する理解が必要であると思っています。それと有害鳥獣の関係でありますけれども、現在、有害鳥獣は特に鹿等であります、これは今ご案内のようにごみ処分場に埋立処分しております。ごみ処分場は平成30年から広域に移りますので、従ってその段階では埋立方式が難しいとなってきます。具体的にはできなくなるとか思います。従いましてその後どうするかということについては、今後大きな課題に取り組んでいかなければならないと思っております。これらも具体的にどうするかということで色々頭を悩ませているわけでありますけれども、従って視察等も具体的になってきております。それぞれメリット、デメリット、焼却するものや更には菌で処分するという形があるわけでありますけれども、どうしていくかまだ結論を出していないということです。先程言いましたように30年といつてもそんなに時間があるわけではありませんから、具体的に今後詰めていく作業になっていくと思っています。近隣でもこの問題を取り組んでおりますけれども、我が町だけでやりきれるのかと、広域で考える必要があるのだったら広域で、近隣でも具体的にやっている町村もありますので、処理能力の問題でここに持ち込んで良いのかどうか難しい。持ち込めない場合我が町でどうしていくかということも課題なっていくのかと思っているわけであります。商工業の近代化店舗事業と同様に農業施設等の建設、改築等の補助対策に関する質問でありますけれども、快適な住まい環境、商工業補助条例における店舗近代化さらには魅力ある店舗の整備、促進と共に産業の振興という目的と合わせて農業施策の基盤整備といいますか、そういう部分があるわけでありますけれども、そういう意味では倉庫であるとか畜産畜舎の部分で改修をさせて頂いたこともあります。これらの農業支援と同時でありますけれども、小規模の土地改良事業であるとか、自給飼料確保対策支援事業だとか

輪作体系確立支援事業であるとか基盤整備という意味では地力増進土作りこれらを重点にしながら農業施策を展開していく必要がある。一番大事なのは土作りが大事になってくると思っております。そういう意味では今まで農業の施設整備という部分については南瓜の倉庫であるとか今やっている麦乾の倉庫であるとか麦乾施設であるとか、そういうものに多額の投資をしてきたつもりであります。大きなものは大体終わったのかと思いますけれども、今後、具体的なものがでてくるのかどうか。それは生産者、さらには農協と十分に協議しながら進めたいと思っております。それと併せて今回の制度、中山間であるとか多面的機能だとそういう部分もありますので、制度が変わってきております。併せて農業組織と言いますか生産組織と言いますか、そういうところにお願いする部分もいっぱいあるわけでありますのでご理解を。ただ、農業施策は今まで大きく投資をしてきましたけれども、今後も一番大事な基盤である農業でありますので、今までの投資のように今後もずっといけるかというと非常に厳しいものがあると今まで大きく投資してきたけれど、そういう意味でどう選択をしながら収集と選択をしながら進めていくかと、非常にそういう意味では我が町は米あり畑あり畜産ありそして施設野菜が入ってきていますので、この辺をどう組み合わせていくか。本当は1本に絞れば良いのでしょうかけど、先程の話と同じでなかなかこれもまた絞り切れない話です。それぞれ生産組合がありますからそういうのではないかと、ただ、現実的に畜産、酪農の部分が戸数は少し減りつつありますが、これが主体になってきているのだとこれだけは申し上げなければならないと思います。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ④は答えないのかい。

山口町長。

○町長（山口信夫君） ④ね。今申し上げたようなことが農業施策の基本目標といいますか基本になるわけですから、3期目ということではありますけれども、3期目って、まだまだこれから4ヶ月ほどありますけれども、今、申し上げてきたようなことを大事にしながら進めさせて頂きたい。聞きたいところは3期目どうするのよと、やるのかやらないのかということだろうかと勝手な解釈をするわけでもありますけれども、いよいよ4ヶ月になりましたので、私も後援会の幹部と色々打ち合わせをやっておりまして、今月中に全体的な役員会や総会を開きながら、態度表明をやらなければならぬと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 町長だいぶ思いを発して頂きました。私の印象としては3期目に向かって頑張りたいというふうに捉えさせて頂きたいと思います。その上で再質問させて頂きますが、まず、1点目についてですが、今酪農、畜産の現況を若干お話ししながら話

しを進めたいのですが、やはり酪農、畜産の生産基盤は繁殖であります。その今繁殖の基盤が非常に高齢化とか担い手不足で減っておりまして、全国的に家畜の頭数がかなり減っております。そういった中で我が町においても酪農家も約40戸。和牛生産農家も年々頭数も増えておりまして、繁殖基盤というのをしっかりと守らなければ美深町の酪農、畜産を守れないのではないかと思います。そういった中で、近年法定伝染病以外の病気もかなり潜在化なものが表に出てくるような環境の中で、先程言われた家畜防疫推進協議会の予算付けについても少しレベルアップしていかないと、この生産基盤を守るのは先程大きな問題は国、道の話だという話しもありますが、町内の家防の中でしっかりと予算付することによって生産基盤や繁殖基盤を守るということは非常に大事だと思うのです。それで特に和牛の繁殖農家は子っこ取りがおもに主ですから、それがおかしくなると死活問題ですので、そういった意味で新年度における家畜貿易推進協議会または関係機関の協力体制一番はワクチネーションなり検査体制に対しての支援をしっかりとすべき時代でないのかと思いますけれども、JAにおいては預託牧場もやって色々接触する機会が多くなる生産現場となっておりますのでそこら辺も合わせて新年度拡充する考えがあるのか。そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に畜産の肉牛の部分の生産基盤をどうするかという話だと思います。あまりその話を今まで聞かされたことがなかったのですけれども、どちらかというと乳牛も搾りの方ではヘルパー制度だとそういうものがある程度充実して、どうも肉牛の方もヘルパー制度を検討したいということは伺っていたわけですが、家畜防疫に合わせて施策基盤が心配であるとかいう部分だとすれば、そういうところに目をやりながらももう1度そういう部分についてもどの程度のことがやれるかは別にして、我が町として考えていかなければならぬと思っております。ただ、肉牛もかつて受精卵であるとか和牛が良い常にやり方が時代で変わるのでね。それは相場のこと、輸出入のこともあるでしょうし、肥育のこと元牛のこと色々あるのでしょうかけど、その辺は何が我が町の生産者として良いのか、できることなら永久とは言わないですけれど、ある程度継続しないと行政として投資ができないというか、目的が定まらないという部分がありますので、その辺のことを整理してほしいと思います。それと搾りと違って肉牛畜産の場合はともすれば農協さんというよりも承継といいますかそういう方もかなりおられるようで考え方が1つのまとめといいますかそういうところまでなってきて、生産者が農協を動かして行政と一緒にになってというところまで来てくれればありがたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 町長は昔から、産業課長の時代から農業には精通しているとのことで今の発言があったのかと思いますが、ちょっと今は変わってきていまして、肉牛関係もかなり形態は安定しています。乳用種は肥育農家、和牛の方は繁殖農家というふうに一応基盤としてはみなさんそれで回転するようになっていますので、そこはそういう認識を持って頂きたいと思います。それと私の顔を見るので肉牛というと思うのですけど、繁殖基盤の1番下は乳牛ですから、乳牛があってこそ借腹とか受精卵もありますので和牛の繁殖もできるので、そういう観点で総合的な繁殖ですのでそういう認識を頂きたいと思います。一丸となって出してくれれば考えるというお話も頂いたので、おそらく現場からはそういう声も届いているのかと、農業委員会からも建議書も出ているようですのでそこら辺は十分取り計らって頂きたいと思います。次に、鳥獣対策ですけれども、先程町長から25年10月には近隣を視察してきたようなのですが、その辺は今どういうふうに活かされているのか。また、色々な声があると聞いていますけれども、ごみ処分場でやはりあれだけの頭数が埋め立てされると埋めたつもりでも表へ出ているとか色々な問題がありますし、環境衛生的にも非常に良くないと思うのです。そういった面で特に先程少しお話しが出た、おそらく歌登の好気性の発酵で減量化するような施設も町長は十分に認識されていると思いますけれどもそこら辺の対応を平成30年までしか使えないということであれば早急に研究調査して実行に移していく時期でないのかと思いますが、改めて伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ごみ処分場に鹿を埋めている部分については、鹿だけではないのですけど、埋めている部分については限界があるということについては理解しているつもりであります。あそこが閉鎖になって以降使いたい気持ちがないわけではないのですが、ちょっと不味いのかと、こんなことも含めて色々検討し、なるべくなんとか30年に間に合わせるような努力をしていきたいと思います。まだ、具体的にどうしようこうしようと結論が出ているわけではありませんので、その辺を具体的に施策的な協議をしながら進めていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 少し脱線するかもしれませんけれども、例えば枝幸の歌登のような展開も考えておられるのであれば、今斑渓に堆肥場がありますが、そこら辺の施設も有効利用していく考え方をもたなければならぬ時代なのかなと思います。最近斑渓の堆肥場についても議論があまりないので有効利用という観点から行けば少し置き去りになっているのかという意味でも、斑渓の堆肥場の利活用も含めてそういう展開が必要な時代ではない

のかと思いますので、これは申し添えたいと思います。それから3件目の農業施設、農家個々の農業施設の改修、改築に支援をという話ですが、町長がいうように大規模なものに関しては国の補助事業等々で対応できてそれは私も重々解っているのですが、近年、高齢者の農家の方がかなり増えて来ています。軽微な改修、改築を求める方がかなりいるのです。そういった面で多額とは言いませんけれども、そういった小さな改修、改築に補助することによって営農が継続できるということもあると思うのですが、基幹産業は農業だということであれば私はもう少ししっかりとそういう生産基盤を、土作りも大切ですけれどもそういった生産基盤も整えてあげることも必要でないのかと、そのことによって町内の建設業界においても継続的に仕事もできますので、最近、リフォーム事業等々で非常に建設業者も忙しいようですけれども、これもやはり安定的に継続させてあげるということは商工業の安定にも繋がると思いますので、これをまた一考して頂きたいと思いますので町長の所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご意見ありますけれども生産基盤整備、農業についても機械を買うとか、さらには倉庫などの整備をしたいという部分については基本的には資金対応はするべきだと思います。そして資金対応した中で今資金制度が十分できていると思いますが、足りなかったらまた対応して良いのですけれども、ちょっと農協さんと作った対応資金もありますのでそういうものを大いに利用して頂いてうちが利子補給する制度が一番良いのかと思います。ただ、それ以外に具体的に資金対応と資金でなくて補助対象といいますかそういうことを作るのはどうかとこれはなかなか難しいと思っております。というのは個人的な機械だとかそういうことについて今までそれなりに補助した経過はないのです。集団とかにはあるのですけれども、長い歴史でいけば各生産組織、各地域にそれぞれ生産拠点の倉庫を全部作ってきたのです。これは他の町村ではそこまでやった町村がないのではないかと思って、ある意味では自慢ではないのですけど自慢して良いと思います。このように長い目で見ればやってきた経過があるわけであります。個人の機械だとか個人の小さな倉庫だとかそういう部分まで補助対象でやってしまうと如何なものかと思っております。それより資金対応などをすべきではないかと思っております。というのはそういうことをやるとすればどうしても借り入れだと何かをおこすわけですから、そこで長年かけて対応していく。なかなか一発でやる人、金を使って一発で整理がつくのかもしれませんけれども、やはり投資でありますからそういうことにしたほうが良いのではないかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 私は機械まですると色々問題があるのかと思っているのですが施設です。例えば堆肥盤だとか倉庫もそうですけれどもその資金対応といわれますけれども、高齢の方はなかなか長期の資金は借りたがらないのです。まして規模も小さいものですから、そういうものを捨てるようなことも扱い手なり新規就農も大事ですけれども、うちの町は高齢の60歳上の農家が半分以上ですから、そういったことを考えるとそういった軽微な対応策というのも必要ではないかと思います。個人の資産だからうまくないという話でいいたら、じゃあ商工業はどうなのだという話になりますので、やはりある程度公平な目線といいますか、逆に言えば基幹産業と言われるのであるならばそういったことも一考願いたいという話でありますので、私の解釈をもう1回聞いて頂いて答弁頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 十分聞いているつもりでありますし、農業が基幹産業であるということで、町の支援もそうでありますけれども、国、道の支援も手厚く支援制度があるわけでありますので、その辺のところもご理解をしてほしいと。そこで手薄になっている支援が不十分でなかろうかという部分が商工業にあるものですから、ああいう手厚いと農業より商工の方が手厚いと見方によっては見られるかもしれません、そうでは決してありませんので、農業の方がずっと手厚いのでありますからその辺は少し視点を変えてほしいなど、農業には十分手当てしているつもりでありますので、農業は大事な基幹産業でありますから、これはきっちり対応して参りたいと思うし、先程農業委員会の建議の話も出ましたけれども、今年は随分農業委員会も建議、具体的な話も出していただき見ておりますので、その件のことも今後考えながら将来を考えていきたいと思いますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 最後になりますけれども3期目の町づくりを頑張って頂きたいということ申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君の質問はこれで終わります。

これから暫時休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） それでは一般質問をさせて頂きます。項目は社会福祉。件名として、介護保険改正が予想されておりますが、それについての対応ということで町長にお伺いをいたします。介護保険は2015年度、来年ですけれども介護保険制度の改正がスタートとなるような予想が出ておりますが、そうなりますと現在要支援1、2で軽度ですがケアが必要な訪問介護、或いは通所介護の利用者の取り扱いが変わるだろうと言われております。その場合の受け皿として、自治体の地域支援事業というものをその受け皿としていくような構想であると伺っているわけでありますけれども、そうなった場合には最長でも2017年4月には全国の自治体で実施をしていくとの方針のようであります。そうなりますと今後は町の取組みが大きなカギになっていくのではないかと思っているわけであります。同時に、支援が必要となる対象者を増やさないような町民の健康管理や予防というものが非常に重要になってくると考えておりますので、次の点について考えを伺うものといたします。1番目、町内には現在、特別養護老人ホームでありますとかグループホーム、小規模多機能など色々な施設が稼働して非常に充実されているわけですが、現在、この施設の能力で現在の町の状況が対応できているのかどうなのか現状をお伺いする質問であります。2番、これらの施設との連携はどのようなことを行っているのかを伺うものです。3番目として保健センターでは、これらの町民の健康管理や予防のための住民の健康情報の管理というものが非常に大事になると思いますが、現在、一元的な管理ができるのかどうか。これについてもお伺いします。4番目として、その保健センターの体制の改革、人員強化、増員、人員強化となっていますがこれは両方とも同じ言葉なのですがちょっと私の書き方が間違ったのですが、対応できる範囲で対応して頂きたいのですが、人材の強化若しくは増員も必要ではないかと考えているわけでありますが、所見を伺いたいと思います。5番目として、介護保険制度改革を見据え中で、町としてどのようなビジョンを持ってこれらの対策を立てていくのか。この5点について、まず、町長にお伺いするものであります。よろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員からご質問を頂きました。介護保険改正への対応ということでございます。介護保険はご案内のように国の制度改正が行われ、これまで保険給付の対象であった要支援の方々に対する訪問サービス、通所サービスの在り方が、ご案内のように変更になるということでございます。介護保険の運営というのは、3年毎に

査定する介護保険事業計画により進めているわけでありまして、今回の介護予防事業の見直しについては関係機関や地域の皆さんと議論をする必要がありまして、ただ、この中では先程もお話にありましたけれども経過措置の期間の中で本町の在り方を検討し、体制整備を図っていくということでございます。まず、具体的な質問として、町内の現在の施設の能力で対応できるかということでございます。10月現在、要支援1、2の認定を受けている方がホームヘルパーの訪問を利用されている方は25名、デイサービスセンターへの通所利用されている方は19名でございまして、いずれも町内の施設、能力で対応できているわけでございます。2つ目に各施設との連携はどのようにになっているのかということでございますけれども、介護予防給付のサービス利用については包括支援センターが利用者本人と相談の上、介護予防プランを作成して頂いて、その内容をサービス提供事業者とも共有しながら連携を図りこれを進めているということでございます。3つ目の保健センターでは住民の健康情報の一元管理をどうしているのかということでございます。支援が必要となる対象者を増やさないための健康管理や予防対策について、保険センターが住民の健康情報の一元管理はできているだろうと思っています。増やさないという観点があるのかと思っています。役場の保健係では、町が実施する美深町国民健康保険の被保険者の特定検診及びガン検診などの結果を管理しております、これらについて保健指導にあたっているわけでございます。これまで国保連合会の共通システム、検診データの分析システムなども活用しておりましたけれども、今後は住民基本台帳とも連携をして保健管理業務の効率的な実施を図るためのシステムを導入したいという構想を持っているわけであります。4つ目の保健センターの体制改革や人員強化、増員、これも必要ではないかというお話であります。ご質問の趣旨からは保健係の地域包括支援センターの職員体制のことと考えられるわけでありますけれども、保健係の保健師については、今、2名の欠員が生じているというような状況であります。臨時職員1名の確保と、この1月からさらに1名の職員の採用の目処を立てているわけでございます。それに臨時の職員は既に開始しているわけであります。そしてさらに1名明けてからということになっております。それで十分かといえば、まだ足りない部分もありますが、地域包括支援センターでは今後ご質問の保険制度改革のために準備作業が必要ありますけれども、状況を把握しながら必要な体制づくりを進めていく状況であります。ご理解を頂きたいと思います。最後の質問でありますけれども、介護保険制度変更を見据えて町はどのようなビジョンを持って対応していくのかということでありますけれども、今般の制度改革は介護予防事業の変更点について時間をかけて準備をする事項、地域支援事業の見直し等があるものですから経過措置等々が設けられていますのでそこで十分な議論をするために、方向性としては一部に住民主体

であるとかボランティアの利活用が具体的に国の指導としてもあるわけでありまして、これを具体的にどう我が町に構築していくかという作業もあるものですから、やはり経過措置の期間がある内に色々な議論を重ねて進めていかなければならないのかと思っております。そういう面で時間が掛かるのだということもご理解を頂きたいと思います。ただ、国の方針がこういうことでありますので、本町でも円滑な制度移行ができるように努力して参りたいと考えております。細かい点についてこれから質問だと思いますので、冒頭以上を答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） まず、現状の施設状況をどのように対応できているのかという点においては、十分今の状況で対応できているという回答を頂いたわけでありますが、それを聞いて非常に安心した部分がありますが、町の高齢者数というのは色々なところで統計が出ていまして、人口は残念ながらどんどん減少傾向にある中、ここ5、6年に関しては高齢者の割合というものは増えていくことにはなりますが、相対的には横ばい状態が少し続くのかと、やがて減少になっていくというような予測ではありますが、今、そのような能力的に大丈夫だということであれば、おそらく将来に向けてもそういった希望が持てるような状況が続くのかと感じるわけで、現在の状況というものは非常に重要なポイントになるのかと、そういう部分があつて今の状況がどうなのかという部分をお伺いしたところであります。おそらく今の状況でいくとこの先もそう困ることはないのかと、今の状況で施設を増やしていくかなければならない状況にもおそらくないのではないかと、今の状況を持続していく形である程度の安心は確保できるかと私自身は思うわけですけれども町長はそれに対してはどう捉えているかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程答弁した通り、そういう見通しで今のところ進んでいます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） おそらく同じような認識を持って頂いていると思います。続きまして2番目の保健センターはどのような各連携をされているのかというようなことでいきますと色々な施設がある中で、保健センターが当然そういう部分の連携においての核になつていかなければならないという話が出ていた中で、おそらく核になっているおそらく連携がとれていますという話を頂いたものですからこれがもし出来ていないのであればこれは大変かと思ったのですが、それなりの連携がとれているということでこれもまた1つ安心をした部分ではありますが、保健センターの位置づけでいきますと他の施設というのではなく経営等を進めていく中で事業経営でありますので保健センターというものが役割とし

ても機能を十分していると話を聞きましたので、このことについてまた町長に聞くとおっしゃったように先程お話しをした通り連携がとれているというような形の答えが返ってくると思いますので、2番に関しては聞かないで3番にいきますけれども、特定検診は町長がガン検診とも含めて情報を取っているのだという話の中で、よそをちょっと視察した時にどうしても社会保険だとかの部分に関しては、なかなか情報が取れないという形は美深町の中ではよく聞いている部分なのですが、色々話を聞くと結構病院等の連携の中で、情報が共用できる部分がありまして、特に国保に移られる前の社会保険で定年間近な方、或いは共済保険の中でも何年か後には国保に移っていく方の情報の把握というのは国保を運営する上で非常に有効だという話を聞かせて頂いたのですが、そういうような形の情報の収集がうちの保健センターとしても考えていくことなのかと思います。たまたま住民基本台帳という話が今町長の方からあったわけですけれども、住民基本台帳を利用して国保特定検診はそうなのですがそれ以外の方にもそういった情報収集が可能になるという話になるのかどうかちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 国保は我が町の制度でありますから、これのデータというのは管理、活用できるわけでありますが、一般的に社会保険や他の国保以外の部分については、なかなか情報をとることは難しいというよりも出来ないに等しいこれが原則であります。健康情報に関することは、それぞれの健康保険組合で管理されています。そこから委託だとかそういうことになってくれば人間ドックだとかそういうものも含めてですが、委託なども含めてできるわけでありますけれども、なかなか難しいのだということを申し上げておるわけであります。ただ、先程住民基本台帳などと連携して、これから国民背番号制ができます。そういうことと健康管理というものを結びつけていく作業をしていくのだという基本認識を持ってほしいという意味です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 再度、理解しきれなかったので、その制度を利用することによって対象が広がると理解して良いのか、あくまでも背番号制度を利用した中での個人の情報管理になるのか。国保以外にも門口が広がるのか。町長も難しいのではないかという意見もあったのですが、住民基本台帳を利用することによってしやすくなる部分と広がるということに関してはその部分は可能なのかどうかお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと答弁が悪かったのかもしれませんけども、基本的には社会保険は医療制度が別になっていますので、その情報管理は非常に難しいということを

申し上げているつもりです。住民基本台帳というか全体が総背番号制になりますから色々な意味での健康管理も含めた情報管理が出来てくるとそういうことです。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） なぜ、その健康管理だとかということかというと、非常に健康管理をうまく行えることによって、当然国保は町運営ですから国保の医療費が当然抑制になってくるということも1つ良い影響として考えられる部分もありますし、後はよその町の事例を聞いたりするとそういう事前の予防だとか健康管理によって医療費の抑制のみならず、例えば、要支援だとかに係わる介護や支援が必要になる人の数も健康状態が良くなることによって減ってきたという事例も色々あるものですから、それで私の方では健康管理或いは予防措置というとこに町の十分力を入れてはきているとは思いますが、そういう中でさらに一段とその部分を施策的に進めることによって健康で介護等の必要のない方をどんどん増やすということができたら良いかと非常に思っているところであります。これは何番というわけではなくて、他5番の方向性とかにも繋がるのですが、私としてはそういう健康増進、健康な方のたくさんいる町という形を何とか目指せないのかと。健康寿命というものがあるわけですけれども健康寿命を少しでも長くできれば町にとっても非常に利点が大きいのではないかと、これは介護制度がどうの言う前に町として是非とも取り組んでていきたい事業の1つではないのかと。その中で先程町長が言ったボランティアや住民等の活動も大事だという中で、それプラス町の姿勢として、これはどっちがどっちでもなく、両方が一緒になって美深町の健康作りというものを町づくりの柱の1つとして、是非とも今後とも力を入れて頂きたいとそのように思い今日は質問しているわけでありますが、そんな中で保健師、保健センターの状況はどうだろう、心配ないのかということを質問したところ、多少の目処がついてきているということですが、まだまだ昨年の体制にはまだ及ばないのかと、それに輪をかけてもう少し体制として増強が必要ではないのかと、これはすぐにはならないのは解っておりますが、元以上の体制の構築を町長は考えておられるのかどうか。まず、今までの体制に戻すことを目標には置いておりますけれども、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますが、質問されていることは介護保険の改正に対する考え方、対応の仕方だと思います。その部分は集中的にまとめて発言を願いたいと思います。

町長答弁ありますか。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 全体的に介護主体に結びつくような施策としては、どちらかとい

うと国保が中心になるのでありますから、保健師、若干やめられた方の補充等も年度途中でありますけれども努力しながらやっと補充の目先をつけたが、まだこれで十分かということではありませんので新年度に向かって出来たら、なかなか中途採用ばかりで新採用もこれは探している状況でございます。それと特定検診の話を申し上げれば、特定検診はご案内のように我が町としては、それは目標に達していない部分もありますが、全道平均から見てもかなり高いウエートでありますから、その辺のことはご理解頂けるのかと思っております。今後とも介護、保険指導に努力して参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 議長の方から介護保険改正のつもりで話はしていたわけでありますけれども、介護保険改正を踏まえて、色々な不安をたくさん抱えているわけで、その中でそれを踏まえて介護保険に対してどう対応するかということになりますと、具体的なものがまだ見えてきていない中では難しいので、それでどういったような町として進めるか。その中で私は健康作りというものをもう少し力を入れていけると良いと思っているのですが、特に高齢者の健康作りの中で、今、自治体等の中でも色々高齢者に対して色々な集まりをもつように進めてきている部分もありますが、要は、運動機能を回復させるようなことや話したりなどしているわけですが、案外高齢者の色々な悩みだとか生活相談に乗るような居場所作りをすることが、今求められているのではないか。そういったものが健康作り或いは介護保険の改正の中で対応力になっていくのかという気がしているわけですが、自治会等でそのように進めている中で予算や権限、人材がいない中でも、それなりに色々やるわけでありますけれども、行政の方もその部分に踏み込んで頂ければまた違う形で住民と行政とで両方で高齢者の生きがい作り或いは居場所作りという面で前進できるのかとちょっと思っているわけなのですけれども、5番に関しての今後もビジョンという形とはちょっと似てくるのかと思うのですが、そういうような形での高齢者対策というものを民間等でも我々自治会でも考えているのですけれども、その点に関して町長はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 介護保険予防事業の制度改革の主な部分をご理解頂いていると思いますけれども、再度確認する意味で私の方から言いたいと思います。まず、訪問サービス、ヘルパー事業そして通所サービスの部分は介護保険の給付から市町村の事業として移行していくのだということでございます。その他の訪問看護、認知症のデイサービスとかショートステイとか福祉用具の貸与だとかさらには住宅改修だとかグループホームだとか小規模多機能型の住宅の介護だとか居住の介護だとか、そういう部分については介護保険

の給付の部分では変わらないわけとして、給付という意味で継続してこういうものは変わらないわけであります。その他移行される部分としてはホームヘルパーの訪問介護で、主な移行内容についてはヘルパー訪問が旧制度ではなくなるという部分があるわけであります。ただ、ヘルパーでなくとも可能な生活援助などのケースが多々あるのではないかということで、事業の委託であるとか住民主体のボランティアの利活用がかなりのウエートを今後占めてくると思います。これは介護予防に国の経費が係りすぎているという観点からこういうことが出てくるのかと思いますけれども、そういう意味ではより一層住民のレベルという自治会のレベルといいますか民政のレベル、そういったところでより具体的なこれに関する活動をお願いしなければならないのだということを自治会長も兼ねているようですから、より具体的に構えてほしいと思っているわけでございます。その他、デイサービスの機能だとかがあるわけでありますが、いずれにしても住民主体のボランティアの部分が大事なことになってくるので、それで国も少し実施に向けては猶予期間を設けているわけでありますので、うちについてもそれを定着させるためにはそれぞれの自治会や民政レベルの考え方があると思いますので、これらについては既に今までやっている部分もありますけれども、健康増進や色々な意味で自治会だけでやっている部分もあるかもしれませんけれども、多くはうちが仕掛けたり仕組んだりしながらお願いしている部分と認識しておりますけれど、如何なものでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） まさに今町長が言ってくれたとおり予防を一生懸命やっていくと逆に介護保険にからなくなると、介護保険改正とどうなのだとその辺がすごく矛盾する部分があるかもしれないのですが、要するに介護保険の適用者を増やすわけではないですから、掛かった人はもうしょうがないわけですけれども、一番良いのはそういう対象者が少ないに越したことがないということでいくと、その中でも町長が言ったような予防としてどういうことを具体的に進めていくのかなと、お陰様で自治会等の中でもうちの自治会だけなく他の自治会でもそういうような試みだとか実践しているところもポツポツ出てきておられる中で、確かに町長もちょっと言ったように自治会だけで完結できるものでもないし、町だけがやれば良いというものでもない。両方が揃って初めてその全町的にそういう運動、盛り上がりというものができた中で、例えば健康に対する住民の意識がすごく高まれば今までとは違う、もっと一步踏み出した形での捉え方で健康作りにもう1段踏み出せないのかと非常に思っております。住民側もそうだけれども行政側もそれに対して何か姿勢だと思うのですよね。このような町にしたいという意向というものは大きいと思うのです。住民も別に不健康になりたいわけではなくて、健康でありたいという意思はすご

く持っていると思いますので、それに対して自治会も仕掛けなければならないし、町としてもそういう方向というものをしっかりと住民に示せば、住民もそういった部分に関してはもっと今まで以上に感覚として健康作りというものに対して、一步踏み出せるのではないかと感じるのでありますけれども、町長はおまえの言うことはよく解らんというように見えますが、今以上に一步踏み出すために何か施策がきっかけ作りとして1つ何か出来ないのかと私共は考えるのですが、その辺について是非とも行政の方からも色々な形で協力をしてくださいと言ったらおかしいのですけれども、お互いにそういった形で今の殻をもう一步踏み出せないのかと思うのですが、その辺は少し閉塞感を感じるわけなのですけれども、たくさん色々なことやっているのですけれども、そういう部分で何か1つ踏み出せるような施策を作れないのかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますが、何をして欲しいか、きっちと捕らえて質問してください。

町長答弁ある。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議長から具体的な話をということがありましたが、私も聞きながら具体的な話は何が足りないのかと思いながら聞いていたのですが、具体的にこれが足りない、これをやったらどうだという話になればお答えできるわけでありますが、なんとか聞いていて答弁に困るわけでありますけれども、先程申し上げましたように今やっている事業そのものも閉塞感があるようなお話しがありましたけれども、例えば健康管理に「ふまねっと」だとそういうことも行政単位でしている部分、特に第5町内会を中心になりいち早く取り組んだということも解っておりますけれども、それで閉塞感があるとか行政としては行政の仕事をしていると思うのですが、これが足りないとこれを手当てできないかという部分なのか。閉塞感というのはうちの方に閉塞感ではなく、住民側に閉塞感なのではないか困ったなと思いながら聞いていたのですが、求める焦点を少し整理してほしいと思って聞いておりました。答弁にならなかったと思いますけれども。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 私もしゃべっていてなかなか難しいけども、何かをしなければならないという思いで色々考えてはきたのですけれども、実際、ここに立つとなかなかうまくしゃべれないですが、どちらにしても健康作りという点ではこれからも私の方も自治会の中だけでなくて、色々なところでやっぱり必要なのかと考えておりますので、これ以降は具体的なことを町長に質問ができるように、私の方も勉強して、また、機会を見て町長に質問させて頂き、今度はちゃんと具体的なことも質問させて頂けるようにしていこうか

と思っております。時間もありませんので次の質問に移させて頂きたいと思います。次、2番目の教育問題の中から、教育長に今度はお伺いしたいと思います。仁宇布小学校及び美深小学校の教員住宅の今後の改築方針についてということでお尋ねしたいと思います。学校教育の分野では懸案でありました美深中学校の改築、学校給食センターの建設に一定の目処がついたといってよろしいと思います。これからは大きな課題というものはこれまで出ておりましたが仁宇布小中学校や老朽化した教員住宅の整備が課題になってくるのかと私は思うわけでありますが、この点に関して過去にも質問といいましてもまだ私は3年ちょっとしかやっていない中でこれまでに質問したなんて言って恐縮ではありますが、色々取りまく環境が変わってきたり、事業の進展等もありましたので、もう一度改めてお伺いするものであります。1番として仁宇布小中学校というものは地域作りには欠かせない存在となっており、山村留学の里として受け入れ態勢をしっかりと整えて必要な事項を調査し、早急に整備を進め、山村留学というイメージアップを図っていくべきではないかと考えております。2番目として美深小学校前の老朽化した教員住宅に関しては、必要な整備はしつつも将来は改築をしていきたいというような回答を以前に伺ったと記憶しておりますけれども、改築時期を示すことができる環境になってきたのではないかと感じているわけでこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方から仁宇布小・中学校の老朽化に伴いました施設の問題、それから山村留学の対応の問題も含まれているのかと思います。それから教職員の住宅の問題、大きく2点についてご質問頂きましたので申し上げたいと思います。まず、仁宇布小・中学校の校舎の問題でありますけれども、これまでにも何回かご答弁申し上げてきている通り、校舎そのものが耐震の問題で整備が求められているという状況にあることについては既にご承知の通りであります。仁宇布小・中学校そのものの存在という部分も考えてみたいと思いますが、学校そのものはご質問にあった通り、地域の活性化に非常に大きく貢献している学校だと思います。ただ、教育的な視点ということは別にあると、それに合わせて地域作りと2つの要素を持った学校だろうと考えています。教育的な視点といいますと、地域で暮らす子供たちがこれまであそこの学校を使って育ってきたという大切な地域の中の教育の場であるという点が1つありますし、もう1つは全国から山村の学校を求めて集まってくる子供たちが学習をする大切な場であるという意味を持っていきます。また、一方で地域作りという視点に立って考えますと、本当に地域住民の方にとつてみれば学校は心のよりどころであるということは言えると思います。そして、その学校を核として、地域が形成されていく、コミュニティが確立されている、そういう地域に

なくてはならない学校であるということが大きな役割を持っていると思います。そういう状況の中で、冒頭申し上げましたけれども校舎の問題があるものですから、これについてはやはり既存の校舎を改修して繋げていくことができればこれに越したことはないですが、なかなかそうはならないということになりますとやはり多額の経費が係ってきますから、その中で今仁宇布に求められている教育、それから町全体でそこを負担していくということになってきますから、そういう部分でのご理解が必要になってくるだろうと思います。そしてそういった中で理解が得られるのであれば、やはり今の山村の体制も十分見直しをしながら体制をさらに継続できることが必要だろうと思いますが、なんと言っても仁宇布にとって1番大きな課題というのは校舎の問題でありますから、これについては先程申し上げた通り、町民の理解を含めて丁寧な議論をしていかなければならないと思っています。そういう部分で議員皆さんとの色々なご意見も聞かせて頂きたいと思います。次に美深小学校前のいわい長屋の2棟8戸を指してのご質問だと思いますけれども、確かに、昨年にご質問頂いて、将来に向けた改築を考えているということをお話し申し上げましたけれども、今年9月にこれらの設計業務についての補正を頂きまして、現在、それに基づいて作業を進めさせて頂いている最中でございます。次年度以降、予算措置に向けて協議させていただければと思っていますけれども、27年度にすぐ実施できるのか、28年度にずれていくのかどうか、色々な状況の中で協議させていただかなければなりませんけれど、教育委員会としてはできるだけ早く手を付けていきたいと、これも単年度で終わる事業ではないと思いますので順次進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今、仁宇布小・中学校の校舎をどうするかということは、最大の課題ということは皆さん共通だと思うのですが、山村留学という観点からいきますと、今年道東の何校かを調査させて頂いた中で、今後も進めようということでやっている学校と、残念ながら閉校に追い込まれた学校を視察させて頂いたのですが、共通していることは地元児童の減少或いは里親としてのなり手の不足というのがどの地域でも同じような課題として浮かび上がってきて、その一定の線を下回った時にどうしようかというのが、今、山村留学をしているところの1つの1番大きな課題といいますか問題点があると伺っています。その中で例えば美深の仁宇布小中学校はおそらくその問題をクリアして現在に至っている、山村留学としての先進校の位置に美深はあるのかと感じるわけですが、まわりの状況としてはなかなか色々な課題を乗り越えられずに閉校していく学校が多い中で、全体として北海道として見た場合は縮小傾向にある中で、美深小学校の山村留学をどうするのかと考えた場合に、山村留学というものをきっちり確立するということが逆に教育長

がさっき言った町民の理解を得ながらという部分の1つにもなるのかと考えているわけなのですけれども、そうなった場合は美深町を山村留学というものが胸を張って発信できるように色々な諸問題を精査して解決するものは解決する。そして改めるものは必要があれば改めるものも加えた中で、そして方向づけをきっちりして、その上で学校校舎をどうしていくかという議論もやはりあるのではないかと思うのですけれども、その辺に関しては教育長どう考えるでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 山村留学の在り方ということで、これまでの何回かどうしていくのだという話をしているのですが、基本的には続けさせて頂きたいという話を申し上げました。今、他の市町村の例を取り上げられて、地元の子供がいるうちはと、いなくなったらどうしようかとそういう考え方美深の場合はもう越えているのではないかとありましたけれども、それはこれまでの経験の中でそういった時期もあると、ただ、その問題が基本的に解決しているということではないということです。その過去に確か1年か2年か地元の子がいないという状況があったと思います。たまたま今地元の子がいらっしゃいますけれども、そういった議論が常にしているなければならない議論だと思います。それとなんといっても大切なことは美深の場合は、地元の方たちが山村を支えている地元の住民の人たちがやって行くのだと美深も同じようにと里親から始まってやってきましたけれども、その形を変えながら、一貫して言えるのは地域の人たちがしっかりとやっていくのだという気持ちがあってこれまで続いてきている。これまで私も申し上げましたけれども、美深町は山村を進めていく基本的な考え方は地域の方の協力を頂かなければ、これは教育委員会だけでできる事業ではありません。ですから地域の方たちがしっかりとやっていくのだということの中で成り立っている事業であります。地域の人たちが地域の活性化を含めて残していくとしているわけですから、そのことを大切にしたいと思います。学校の校舎の問題につきましても、やはりそこが1番大きなポイントになってくるだろうと思っています。そういったことをしっかりとクリアできていければ、町全体の合意を含めた部分も先が見えてくるのではないかと思いますが、そういったこと大切にしながら山村留学をしっかりと作り上げて行きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今、教育長が言ったのは非常によく解りました。一時、ちょっと美深の仁宇布もどうしようかという時期があった時も続けた結果としてまた人が増えて、また通う子供も出てきたと、逆の展開をしたら学校が存続をあきらめる、人もいなくなる、人もいなくなるから当然受け入れもなくなる、逆の形も起こるのですけれども、私として

は、そういう方向を打ち出した中で新たな人が来て、また地域作りとしてそういう好循環が出来るような形を作っていくためには、やはり学校というものが1つの鍵になるのかという感じがしますので、山村留学としての地位をしっかりと築くことがやっぱり1番の学校存続の道ではないのかと思っています。その中で特に山村留学の親との関係というのは非常に大事だと思うのですが、他校へ行った時には学校のPRで1番大事な部分ということで、訪問して頂いたり、インターネットでの紹介よりもそこの学校を出た親がそこの学校が良かったというのが1番やっぱり良い形で後に繋がる部分だと聞いております。それでいくと仁宇布はそれができていないというわけではないのですが、そのことの関係からの卒業後も地域に移ってきた方というそういう移住にさえ繋がった時もあるわけで美深町もそういう可能性は十分あるのかと、そのためには是非腰を据えてじっくりと学校を今後どうするかという部分に関してはしっかりととした方針を出して頂きたいと思った中で、今回の質問とさせて頂いたわけありますけれども、ちょっとそのことに関して教育長からも一言もらって次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 山村に来られた方々の体験されたご意見というのは非常に大切なご意見です。過去にもそういった伝手の中で来られた方も何組かいらっしゃいますし、また、山村留学を終えて、本町に職を求めてという方もいらっしゃいます。ただ、やはり山村で来られた方々が将来の定住の中で家族を含めてという話になると、今日午前中から色々お話をましたが、やはり職の問題というのが大きく係わってきますから、特に仁宇布地区ということを限定して考えるとその部分では非常に難しい。それぞれの方に力があり起業されるということにでもなればそれは素晴らしいことなのですが、そういったことは課題の1つとしてあるということは常に我々も募集の段階でも意識はしているのですが、どうしても募集の中で仕事がありますかという話が出てきますから、そこを安易に受けてしまうと、またお互いに困ってしまいますから、そこはしっかりと意識を確認しながらやってきているという状況であります。言われるとおり経験された方の意見を大切にしながらその方が逆に言えばPR母体になって頂くのも大切なことだと思いますし、これまでの中でもそれはあるということ認識していますので、しっかりとまた対応していきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 最後の質問として、小学校前の教員住宅の整備を何とか今後早い段階で整備に載るように計画していきたいというような前向きな形を頂いたので、非常にありがたいと思っていますけれども、学校の先生方は美深に赴任が決まった時には、色々

な情報交換がある中で、当然美深は寒い、雪が多い、そして学校の状況、給食がない、とそういう中で相当覚悟して美深に赴任して来られるというようなことを聞いたのですけれども、その内の寒い、雪が多いことはどうにもならないのですが、給食については先程申していたように、来年度以降の状況が進んでいる進展した中で、住宅の方はもう少し掛かるけれど、もう少し前向きにやっていきたいという話を伺った中で、安心して美深に来て頂いて子供の教育に専念をして頂けるような環境になってもらえたなら本当にありがたいと、そんな中で地域活動にも加わって頂ければ本当にありがたいと思うわけですが、その住宅整備をする中で前にも言ったのですけれども、この美深の豪雪、厳寒、この地域の特性というものをしっかりと理解した中での住宅建設は今まで色々なところで話が出てきていますけれども、是非、後になってこうであれば良かったああであれば良かったとならないような地域の特性を活かしたものを作りたいと設計した上で実現をして頂きたいというのが思うところでありますけれども、その考え方について教育長の考えをちょっと聞いて最後の質問とさせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教員住宅は、今お話があった通り認識して来られる先生方、色々な部分で気にされる部分の1つです。幸いにも美深町の住宅は、平均的には高い評価を頂いているとのことでありますけれども、ご指摘にあった住宅については、残念ながらその部分についてはあまり高くない評価ということで、今回、改修に向けた協議を進めさせて頂いております。住宅の基本的な考え方ですが、今2棟8戸と長屋形式です。来年以降に向けてどうしょうかと、それから教職員の数からいってどうしょうかと色々と考えさせて頂きましたけれども、基本的には4戸減らして4棟4戸の戸建てにしたいという考えであります。その中で、やはり住宅そのものは借りて頂いている先生方がそれぞれに管理して頂くわけですから、しっかりと管理の部分についてもお願いしていくなければならないと思いますし、良好な管理をして頂かなければと思っています。そういう形で対応ていきたいと思います。そして、今の住宅プランの中で、どういった配置をするのが良いのかということも相対的な検討をさせて頂いていますけれども、それと合わせて地域の中の活動ということで、これは先生方がやはり地域に顔を知って頂くということが大事なことですから、委員会の立場でもそういったことがある毎に働きかけをしていますけれども、それぞれの地域からもまた声を掛けて頂いて、地域の中で学校の先生が今度来たのだという形で認めて頂けるような体制も作って頂ければ、今まで色々な形で取り組んで頂いていますけれども、さらにそういったこともお願い申し上げて、ちょっと住宅建設と最後の違う話になってしまいましたけれども、ご答弁させて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の質問を終わります。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私からは項目の産業、社会福祉の2項目、件名につきましては、平成27年度の農業予算編成の考え方ということで、まず、1番目質問の要旨であります。が、平成23年に第5次美深町総合計画、町の将来像を「みんなで築くまち美深」と定めております。美しい自然環境、豊かな資源を活用した活力がある産業の振興など地域の特性を活かしたそういった町づくりを目指すというようなことの計画を作られているところであります。この総合計画というのは32年までの10年計画であります。その中でも今回既に計画につきましては4年を経過しております。山口町政が、何か同僚議員の中では3期目というようなことが出てきておりましたが、私は2期目の最終年を迎えているという立場での質問とさせて頂きます。それで平成27年度は、一応暫定的な予算の執行ということになるわけですが、いずれにしましても歴代町長から含めて2期8年を消化した中での取り残しなどもあろうと思いますが、そういったことを含めた所見を聞いておきたいと思っているところであります。まず1つは、美深町の農業、先程も同僚議員の中でも第一次産業ということでもちろん位置づけられての施策は大事なことであります。特に美深町の農業は生産性の高い農業を推進されております。そしてそれらの高い技術又は経営感覚を備えたそういった担い手を育成しようという立場でそれぞれ行政を含めた農業担当者、農業経営されている方についてもそういった心構えの中で経営を図られていることについては、承知しているところでありますし、敬意を表しているところでもあります。そういった中で特に今は経営者の高齢化、そしてまた後継者の不足というようなことが重要な難題であります。特に、稲作や畑作、酪農、畜産を含めた各形態でもそれこれ共通の課題、難題であると認識されているようでもあります。そういう点ではこれは大切なことではありますが、これから担い手確保対策またはこの経営体質、従来の経営体質で良いのか。または強化しなければならないのかということについてもお伺いをするところでありますし、所見を伺うところであります。さらには農地利用の集積の現状、こういったことについて考えの中でどう集積をされているのか。これについてまず疑うものであります。具体的には1番目でありますけれどもこういった内容についてまず1点お聞きをしておきます。

○議長（倉兼政彦君） 諸岡議員に申し上げますが④まで質問してください。

申し訳ないです。

○ 7番（諸岡 勇君） 前段が長かったから終わったかと思いました。まだ2番目3番目4番目がありますから、町長の返答に困っていて副町長も困っている状態です。申し訳ありません。②であります。これは新たな農業、農村対策ということで、これは国の施策であります。25年度12月、4つの改革をしようというようなことで、この課題についてあるわけでありますが、既に26年度もほとんど終わりということでありまして、この課題に向けて美深町はこれを受けて特徴ある取り組みがなされたのと思っておりまして、この点について2番目にお聞きをしたいと考えております。3番目でありますが、これも新聞等でもその決意を含めた新聞報道がなされておりましたが、農村の環境保全に共同作業の多面的機能、支払交付金に対する地元の方の協定がなされておりました。敷島、吉野、斑渓、川西、西紋の農業者の方との調印がなされたようなことが報道されておりましたが、この具体的な事業の内容等についてそれ程変わったことはないかと思いますが、この内容等について改めて質問させて頂いたところであります。4番目でありますが、平成27年度予算の中で特徴的なもの、これは一応色々あろうかと思いますが、町長の範囲内の中での2期目最終年における考え方について施策をしていきたいということがあろうかと思いますので、これについてもお聞きをして1番目の項目とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、7番諸岡議員から来年度の予算の編成方針ともいうべきご質問を頂いたところでございます。初めに担い手確保について具体的な質問を頂いたところであります。本町の担い手確保対策をご理解して頂いていると思いますけれども、敢えて私の方から申し上げるわけでありますけれども、新規就農者等に関する条例を整備しながら、地域担い手育成総合支援協議会や農業後継者育成協議会等と関係機関一体となりながら進めさせてもらっているわけであります。そこで具体的に農業法人フェアの参加であるとか北海道担い手センターとの連携による新規就業者の確保や各地域での受入組織と育成、支援も併せて実施させて頂いているわけであります。平成6年の条例制定後の新規就農者は9組となっているわけであります。受入組織については、R&Rおんねないをはじめ、農の最北恩根内さらには西紋営農集団新規就農支援部会、こういうものが具体的に3つの組織が立ち上がって活動しているところでございます。また、農業後継者育成協議会これは農業委員会が事務局でありますけれども、後継者の研修、支援であるとか配偶者対策を行っているわけであります。登録農家のご協力を頂きながら、農業体験実習生の受入事業等々をしているわけであります。そういう中で、実習生からも新規就農者となった農業者もいるわけであります。さらに今年度につきましては、新規就農者等に関する条例を一部改正しております。後継者等という項目を設けておりまして、この支援もさせて頂

いでいるところでございます。具体的には後継者に対する支援として免許の取得補助等についてもこれは3件であります。さらに後継者に対する支援、後継者就農奨励金なるものも出して、これは1件でありますけども出しています。さらに経営自立安定対策補助金、これは予定でありますけれども今2件を予定しております。こういう状況でございますのでご理解をお願いしたいと思います。議員もご指摘ありましたけれども、今後においてはやはり持続的に発展した農業を実現するには担い手の育成確保が最重要課題であります。それと同時に我々も積極的に進めるわけでありますけれども、担い手になる方、後継者を育てる農家自身も積極的に推進を図ってほしいと、関係もそうでありますけれども、一緒になって積極的に取り組む必要があると思っております。経営基盤の強化等については農業経営基盤強化促進基本構想を指標としているわけでございます。うちの場合、認定農業者の育成を図るという意味では関係機関が連携して推進しているわけでございまして、認定農業者も全道的に見て高いウエートを示していると言えると思います。さらに農地集積の現状については、3月末で認定農業者いわゆる担い手農業者の高齢の認定農業者も一部いるわけでありますけれども、農地の集積率そこに集積する分には83.9%だから84%程度が認定農業者に集積しているということが言えると思っておりましたが、従いまして集積等については一定程度進んでいると言えると思います。従いまして今後においても営農集団を中心にしながら利用、調整を図った地域の担い手、さらに集積をしていく作業になると思っております。また、こういう中で先ほど申しました促進基本構想の指標の中で、営農類型も従前よりさらに細かく定めておりますので、その辺のついても変えたということでご理解を頂きたいと思っております。ともすれば大型農業だけであったのですが、そうではなくて少し小さめの農業も成り立つように営農類型を細かくしたということでありますので、ご理解を頂きたいと思います。次に、2つ目と3つ目ですが、国の新たな農業農村施策等々についてでありますけれども、これは先の6月の定例会にも同じような質問を頂いて、答弁を申し上げたところでありますけれども、再び頂きましたので少し申し上げたいと思っております。国は昨年12月に新たに農業農村施策として農地中間管理機構の創設、そして経営所得安定対策の見直し、さらには水田活用と米政策の見直し、さらには日本型直接支払制度の創設、この大きな4つの改革案を出してきておりまして、その中で日本型直接支払制度についてはこれまでの中山間等と直接支払環境保全型農業直接支援など従来の農地、水保全管理の取組み等をさらに充実した多面的支払いの3つの事業という形で成り立っているわけであります。そこで多面的な機能支払制度については農業の持つ多面的な機能の維持、保全、地域資源の質的向上を図る地域活動や営農に対する支援制度であります、地域の共同活動に対して交付するというものであります。先程、

諸岡議員も触れておりましたが、本町においては既に2地区、営農集団単位で取り組んでおられるわけであります。今年は新たに6地区がスタートしております。それぞれの地域の自治会と連携しながら地域協議会を設立し、事業計画を立てて取り組んで頂いているところでございます。まだ取り組んでおられない地域もあるわけでありますけれども、中身としては町道の維持管理、農業と結びつく町道の維持管理、さらには排水路等々の施設があるわけであります。さらには土地改良区の用水施設もあり、そういうことで地域がやれる除草とか管理であるとか草刈りであるとかを地域協定を結びながら取り組んで頂いているということであります。今さらに2地区が検討といいますか事業をやりたいという方向で努力しておりますので、全8区画がこの事業に取り組んで頂けるのではないかと考えているわけでございます。最後に、農業振興策について次年度の具体的なことが求められたと思っておりますけれども、今、正直言いまして関係機関と盛んに調整をしている段階であります。先般、農業委員会から建議のある2年に1回の建議書でありますけれども出されて、今年はより少し具体性のある建議を頂いたところであります。それらを踏まえながら新年度の予算編成等々についてどうするか今関係機関で詰めながらいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っているところであります。以上、冒頭の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 今、町長が言われますように、農業問題は6月の定例会にも出して、当面26年度の当初の取り組み等についても頂いておりまして、答弁書含めて議事録が私の手元に6ページに渡っておりますけれども、ですから内容等についてもちょっと勉強しながらきたわけですが、大変幅広い部分があります。もちろん美深の第1次産業でありますから、そういう点では私も50年前には農家の息子がありましたから、その頃は農家を手伝いながら父親や兄貴と一緒に作業したと思っていますが、当時から見ますと大分変革というか変わっておりまして、そういう点では多少の基礎は解るのですが、最近については大変難しい部分もあるかと思っていますが、まず、1番目の答弁を頂いた中で、大ざっぱに頂いたところでありますが、特に高齢者の対策等については後継者不足等についても本当にやっておられるし、3つの活動組織が十分に機能てきて、R&Rおんねないは実績を上げておられる。ただ、春あたりで私は去年もそうでしたが、R&Rおんねない等を全町的にどうこれがはっきりしていかないのかというようなことがあってそれぞれ農家の方からもこういう点が難しいのだというお話を聞きしたところであります。特に後継者等を作るには大変難しいのですが、だんだん条例等の整備をされながら町長が取り組んでおられまして、こういったものは一定程度前進を図っていると私は考え

ております。ただ、この色々と農地の集積等もあるわけですが、やはり課題は何といつても、今、放棄地の課題も前回も言わされておりました。ということは44ヘクタールぐらいその農業放棄地を受け入れする方が営農集団等を含めてないといった心配事があるのだと、そこを受ける土台がないような気がするというようなことを私は町長の苦労話というかそういう答弁を頂いたのですが、これらについてはこの集積等についてのその他課題はこれを含めてどのように考えておられるかについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 正直言って放棄地はあるわけでありますけれども、そしてその放棄地なるものは、本来の今でいう農業適地ではなくて、やはり山に返していくような部分があるのではないかと。だから全部農地だったのだけれども、どうしても農地に向かないという部分については不耕作地でありますから、既に農地としてではなくて雑草が生えて木が生えたりしているわけでありますから農業委員会等々と相談しながら山に返していくという作業も必要かと思ったりしています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それでその点については無理であるというような判断で、受けないだろうという感覚の中で理解して良いのか、とするならばその場所等について山に返すということでありますから、全くそういった方向で具体的に動いているのかどうか再質問します。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に動いているかと言われると町では具体的になかなか具体的に動ききれない部分もあるのですが、ケースバイケースで農業者が山に返していく、農業者といえども山林を持っている人も結構いるわけでありますから、不耕作地に木を植えていくというそういう部分については山林補助等々を充実しておりますので、それらを含めてやはりそういう部分については耕作地として放棄するのではなくて、山に返していく、時間は掛かるわけでありますけれども、それは大事な仕事になってくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それと認定農業者は、完全に、完全安全と言ったら100%ということじゃなくて84%というような指数を出されたわけですが、これは認定されない農業者の件数でいうと何件になるのか12.3%だから全体では250戸の農家ですか12.3%位の考え方なのか。これについても具体的な数字でお聞きをしておきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 認定農業者の数でなくて、農業認定者の土地の集積率が84%ということありますので、それはご理解頂きたいのですが、その認定農業者になっていない農業者もまだいます。それは将来の農業を続けていけるかどうか迷っている方が中心でありますし、それがかなりの高齢になって、今更認定農業者になって色々な制度の支援を受けることが適當かどうかということで迷っている方、ほとんどのこれから国の政策なり道の政策、町の施策に乗っていこうとする方については、ほとんどの方は認定農業者になって頂いているのかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 先程の答弁の中では、営農累計で大型農家ではなくて小さめの農家の方も対象にしながら、その類型の柱石を考えているというような答弁だったと思うのですが、これらについては具体的にはその小さめの農家というふうに指されるのは面積でいうのかどんな事を指してこんなふうに大型、小さめと区分けをされているのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 新しく新規就農等もあるわけでありまして、大きな面積を初めから抱えてきれない部分もあるものですから、そういう方が野菜等を中心にやっているのであれば、従前のうちの累計より少し小型化させた経営でもうちでも持てることが良いのではないかという意味で営農類型を少し細くしたところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そういう対象の農家というのは、小さめの農家というのはどのくらいになる抑えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まだまだこれからでありますから、どの位といってもそれを利用してくれる農家が何戸出るのか、その程度だと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2番目に進めさせて頂きますが、これもまた内容等についても4つの課題の中で言われている部分があるのですが、この中でちょっと気になるのは国の施策そのものは30年度以降ですが所得を13%アップするというような計画が出されていましたが、北海道では前回も確認しましたら、飼料米を含めた30年以降の所得を13%どうするのだというような内容であったと思うのですが、これらの飼料米の作成等について、当初北海道はそんなものはないということでしたが、それらの動きはどうなったのかをお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 北海道全体といいますか、一言でいえば生産調整といって良いのか、言葉が適當かどうか解りませんが、そういう中で飼料米をたくさん作っていくという1つの國の方針となったわけでありますけれども、どうも飼料米が北海道でも現実的に増えていかないと、作付けする方がほとんど出てこないというようなことがあります。逆に飼料米の単価が高いだとか苦小牧で作る飼料米を使ってバイオをやるとか、そういう話もあったようありますけれども、そういうようなことも話が崩れていますので、今は北海道で飼料米特にこの地域で飼料米が普及していくといったようなことにはなかなか現実的にはなっていかないと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この政策の中で、先程も同僚議員の答弁の中で、第1次産業と何か1つにまとめた取捨選択をしていくという町長答弁があったのですが、これは意味がどういうことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農業、農林業が非常に大事だということを申し上げたつもりですけれど、まとめていくという考え方は連携しなければならないということは常々思っていますし、言っているかもしれませんけれども、まとめていくということにはならないのではないかと、ただ、第6次産業だとそういう部分で建設だと色々な部分で連携をしてく、協調をしていく、共同していくことを将来は考えていかなければならないことだと思います。農業をまとめていくということにはなかなかならないと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） どうも内容がちょっと解らないのですが、これはちょっと時間がなくなりますので止めます。前回もそうでしたが、農地の中間管理機構を設立というようなことを国の予算で一定程度出されたのですが、町はこれについては具体的な動きはないのだと思うのですが、どのような、例えば上部から降りている機構とかそういった考え方があろうかと思うのですが、これについてはどのように対応されているのかをお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 農地の中間管理機構というのは簡単に言えば農地を行政なり農協なり色々なところが持つようなことがあるのかもしれないけど、なかなか我が町的に言えばそういうことにはなっていくような今の段階ではないですね。できれば農地を集約していく、農協と共同して我々もそういうことをやっていけるような、ただそういう現実的な気運がまだ我が町にはできていないと。我々もちょっと勉強不足の部分があるのです

が、そこまでには至っていないということです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それと先程のちょっと関連したのですけれども、認定農業者の関係をちょっと今1つこの前回は14戸を受けられていないと、それで面積等についてもちょっと44ヘクタールというような数を聞いたのですが、これらはそんなふうになっているのか、それとイエスクリーン米の取り組みの中で、品質アップや販売単価の引き上げるための努力とかそんなことも答弁書を見ましたらあるのですが、この2点はどのようになっているのか、これもお聞きをしておきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程の農地の農業中間管理機構の答弁が十分でなかったと思いますので、我が町ではそこまでの気運が出てきていないのですけれど、まとめとしては北海道農業公社が1本でやると、そこに参加するかしないか、こういう作業になると思いますので、私の答弁が悪くて誤解を招いてはいけませんので、それと今、イエスクリーン米の関係のお話がありました。イエスクリーン米から特栽米に移行になりつつあります。もちろん米でありますからさらにイエスクリーン米よりバージョンアップすると言いますかそして売れ行きを探っていくということで、お陰様でイエスクリーン米よりグレードアップさせての特栽米の対策でありますから、米は今年非常に豊作でうるちが心配です。ただ、北海道の米は非常に人気があるものですから、それ以上にもちについてはこの辺はもちの団地でありますから特栽米の関係もありますけれども順調に行っているとこういうことであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目ですが、多面的機能の支払交付金の協定を含めた考え方なのですが、これは当初2箇所取り組みされておりまして、その後6箇所となったのですが、これらの最初の取り組みを思いますと、まず、減農薬それから減化学肥料、こういったことも内容の中にあったと記憶しております。これらについての実態、それから今の状況はどのようになっているのかこれについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれの集団でそれぞれの取り組みが決められておりますので、それなりに目的に沿ってやっておられると思います。ただ、大きくは地域資源の質的向上を図る意味での用水の管理だとか農道の管理だとかそういうことを中心にやられて、もちろん減農薬だとか、そういう減肥料だとかそういう部分も取り組んでおりますけれども、そういうことが中心になっているのだということをご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それは結局、そういう方向性にあるのは間違いないということで理解してよろしかったですか。美深町はこの形を全体的にやりたいと、これを中心に地域がそれに完全に向かいたいというお話しもあったので、まずそれを確認します。それは方向になっていると言うのは解りましたが、そのことについて

○議長（倉兼政彦君） 諸岡君、今の所もう1度説明してやってください。理解していないようですから。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それじゃあ、それは飛ばしますわ。それではそれは取り敢えず後から議論することにしまして、この中でこの取り組みをされている6箇所を含めて、これは農業者だけでなく、その地域に例えば農業をしていない人も取り組みの中に入ってるのだというふうに思っていますが、これらの中身はどうなっていましょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれの営農集団の中での取り組みでありますけれども、地域自治会といいますか農村でありますから、そういうことも巻き込んで農道だとか用水だとか色々あるものですから、そういうこともやっぱり協定を結ぶといいますかそういうことをしながら取り組んでいくというのが実態であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 4番目はまだまだ機関との検討中で具体的には農業施策の中に入っていないという答弁をされておりましたが、本当にそれで良いのか。考え方がなければダメなのではないかと思います。3期目を例えれば目指すとするならば、これはどうかその辺は何をやりたいか位、1つ2つ言っておいた方が良いのではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々懇談を重ねたりとか、色々関係機関とやった経過もありますが、そこで具体的に大きな話として大きな金の掛かる話として、これをお願いしたいとかこれをどうだとかという話は実はまだ今出てきていないような状況がありまして、そういう中にあって、されば私の方が何を先走り的行政として打ち出すかということについてはなかなかならないのかと、そこで農業委員会の建議であるとか、懇談会の今まで出てきた話題等を拾いながら見ている最中であります、それと今まで農業政策を何十年と進めてきているわけで、そういうところを検証しながら取り組んでいる。ただ、全般言われた畜産の部分にウエートが掛かってくる農業の実態等々があるわけですから、その辺のこ

とを含めて検討して参るという基本線は持っているつもりであります。そんなことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私が希望というか自分で思っているのは、近隣町村でもやっておられますぐリーンツーリズムの関係で、農家の皆さん所にやはり本物の勉強がしたいという方がけっこう本州を含めて、若者を含めているような気がするのですが、是非とも技術等について技術は高いというのであればまさにそれを推薦してそういったことが私は大事でないかと。それへの対象の中では、例えば、長沼だとかがやっているグリーンツーリズムを具体的にしてみてはと考えていますが、その考え方だけを1点だけお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、具体的に農業をベースにするグリーンツーリズム、我が町の自然を相手にしたグリーンツーリズムという諸々があるのだと思っています。お陰様で天塩川から山から農地からそういうものを持って、観光でありますから観光と一緒にしたツーリズムをスタートさせて、既に取り組みに掛かっているわけでありますから、これも将来の我が町の大きな事業として発展させるにはどうするかという課題があるわけで、今やっている方向は違いないのですが、なかなか農業者等々との課題としては取り組んでいるのですけれども、難しいという部分もあるわけであります。そこでやはり受け入れて頂く方々を増やしていくか。そして観光行政とどう結びつけるか。観光協会にどう努力をして頂くか。そういう課題があるかと思っているわけでございます。方向性は追求して参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 社会福祉の項目に入ります。高齢者支援の充実ということで1番目に高齢者の町中住宅の推進について、平成26年度に住環境整備推進計画策定が進めていると思われます。それで具体的な内容を伺うでいうのが1点目。それから2点目でありますが、本町の高齢化が一段と進んでいることについてはご承知の通りでありますし、そういった面に対して、健康で生きがいを持って暮らせる取り組み等についてどんな考えを持っておられるか。この所見を伺うものであります。3番目になりますが、高齢者の福祉施策の中で社会福祉協議会への町補助がなされております。これらについて十分なものなのか。この3点に考え方をお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 社会福祉高齢者支援の充実という観点で3つ程ご質問を頂きました。1つは住環境整備の具体的な内容ということでありまして、今、策定に向けて関係す

る役場内部の職員で検討会議を設置しながら取り進めておりまして、まだ、まとめの段階でという状況には至っていないということでありまして、ここで具体的な答弁をするようなものを持ち合わせていないわけでありますけれども、まずもってご理解頂きたいのは、検討会議を構成している話題の中で、公営住宅はどうするのだと、さらには町職員住宅をどうするのかと、老人の施設といいますか、住宅を含めてどうするのかと、そして空き家もあるわけがありますがどうするのかと、危険家屋はどうするのかと、等々がまだあるわけでありますけれども、等々を検討段階で1つの課だけではなくて、関連する担当の中で議論をして頂いているということでございますのでご理解を頂きたいと思います。なかなか今すぐまとめる事にはならないと思ってところでご理解を頂きたいと思います。それと2つ目の本町での高齢化が一段と進んでいるのだけれども、健康で生きがいを持って暮らせる取り組みについて所見を伺うということでありますけれども、ご案内のように高齢化になっても生きがいを持って健康に暮らすと、これら1つの理想像でありますので、そこに向けて努力をしている。お陰様で、お陰様と言って良いのか解りませんけれども、本町の高齢化率は11月現在で37.9%ありますから38%に今なろうとしているわけであります。そこで高齢者の健康という点で考える場合に、先程藤原議員との議論もあったわけですが、外出支援であるとか就労であるとか、学習であるとか、敬老のあり方等々が言ってみれば社会参加事業をどうしていくかということ、これが議会の大変な部分だろうと思っています。そしてその中で、さらに健康相談や各種の検診、保健予防事業にどう取り組んで行くかこういうことになってくるのかと思っています。高齢化が進む中、これらを維持しながら或いはこれから時代の流れやニーズを精査しながら、必要な我が町にあった見直しを加えて進めて参りたいと思っています。基本的な話でありますけれどもこういうことを考えております。そこで例えば我が町の高齢者福祉の中で、社会福祉協議会が一生懸命やっておられるわけでありますけれども、町の補助が十分なものかということのご質問であります。最後の3つ目の質問でありますけれども、社会福祉協議会との事業運営の中で大きく分けて3つの事業をやって頂いております。そこで利用内容は申し上げませんけれども、取り組んでおられるそれぞれの3つの事業の内容から見て、補助金といいますか我が町の補助としてそれらの事業内容から見て、遜色のない補助金で応援していると考えております。心配されている部分もあるのかもしれませんけれども、行政的では新たな事業の取り組みがあれば別でありますけれども、今やっている3つの事業から見て補助制度は他の町から見ても遜色はないものと理解しているものであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） まず、1番目の住環境整備の推進計画の中で、町長は公営住宅、

空き家、それこそ危険家屋もそういった関係で、まず私は、危険家屋はこの間、法律で参議院が通ったといったのですが、危険家屋等についてはどのように具体的に町におりてくるのか。例えば、通告をしてもやらない場合は、50万円の罰金とかになっていましたか。具体的にはこれはどう進めていくのか。それからまずこの項目で1つお聞きをしたいのと、この住環境整備推進計画というのは25年度の評価、それから24年度の評価も、もちろん予算はないわけです。24年度はゼロですね。そういった中で具体的にはこれは24年度から担当が考えておられて、もうちょっと具体的にしていきたいと考え方があるわけですが、それらについては議論の最中と言われてはっきり申し上げる段階ではないと言うのですが、ちょっと早い時期から計画されているなら、もう少し具体的にやっぱりやるべきではないかと思います。25年度は、24年度の評価ではDランク、その後Bランクになつたのか、これらについてはどのように抑えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それで今過去の評価だとかそういうことも言われたのですが、具体的に取り組みを強化させているところでありますと、担当段階で急がせているところであります。先程言った頭出しの項目だけなのですけれども、少し肉付けをして具体的に西団地をどうするかと、恩根内の保育所後はどうするとか、そういう議論も内部ではやっておりますので、全然やってないわけではなくて、そういう議論をまとめきっていないのだということで具体的に申し上げられないと、こういうことを申し上げておりますので、具体的に取組んでおりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 2番目に入りますが、これは高齢化が進んでいる中で民生協議会または福祉協議会色々具体的に大変進んでいるというか取り組みが進められているようなことは私も理解しております。先日などは栗山から呼んで来られた、やっぱり民生委員じゃないですが、それぞれ自治会が主催するこういったメンバーを含めて取り組みが進められているのですが、具体的には高齢者対策の中で孤立死とかこういう社会問題になっている部分、もちろん訪問して具体的にはその施策等も行われているのだと思うのですが、これは町長として今一步この高齢化が38%という率の中での最近の状況といいますかそういういった取り組みの中で変わったことというかこれを進めていくという目処が何かあるのでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 目新しいことを今ここで申し上げることはなかなかできないですが、先般、実施いたしました自治会と社会福祉協議会主催による長沼さんから社会福祉協

議会の事務局長を呼んで来て、社会福祉協議会の事務局長元々は町の行政を担って、福祉対策の専門家でありまして、私は大変良い話を伺ったと思っているわけであります。議員に置かれても、たくさんの受講があれば良かったのかとそんなふうに思っておりますけれども、そういう気運が町の中で少しずつ出てきているのかと、そういう部分に大いに期待をしたいと思っております。ただ、栗山という町は福祉のまちとして、もう何十年も取り組んで一朝一夕に今の社会福祉協議会という姿ができているわけではありません。うちの社会福祉協議会のスタイルとは、かなり違ったスタイルであります。うちは残念ながらまださっき申し上げた3つぐらいの仕事でして、取り組みは少し不十分かと、ああいう栗山のような新しいといいますか順調的な細かな事業までやれるのだとすれば我々はそこに支援すると、取り組んで連携をして支援をすると。こういう思い切った考えも、ただ、それを気運が少しできてきたら、そんなふうに思っているわけであります。まだ物足りないかもしれませんけれども今段階ではこの程度にさせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 具体的に言うと、社会福祉協議会の問題点は、財政基盤は脆弱でありますと書いてありますね。それから住民からの会費増を図りたいが難しいとこう書いてあります。これはどう考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） その通りだと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 財政基盤の脆弱は、町の補助を増やすべきではないのかということにならないのかと、どうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それはまた少し別だと思います。具体的なことがあれば別ですけれども、何をやるために財政、金が足りないというなら、それはそれで良いと思うのですが、少しまだ今の段階では何をやるという段階が纏まっていないのではないかと思うので、そこまでてこ入れということにはなかなかならないと思います。新たな展開、そうは言いながら今の段階では事務局長もここ何年か、農協さんだとかそういう出身の事務局さんも居られましたけど、多くは私どもの仲間ということで先輩、後輩がしておりますので、良い取り組みが出てくれば、思いきって対策を取ってきたいとこのように思っています。それとできることなら、あそこに従事している職員等もプロパーの職員もおりますので、色々な勉強されて対策がとれるのではないかと、研修を積んでもらって一緒に進めることができれば良いとこんなふうに思っております。積極的な展開をお願いしたいと

思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長の考えの奥にはあるようですが、なんか奥歯にモノが挟まつた言い方だと私は理解しています。住民からだんだん人口も減っていますから一人頭だんだん弱くなってくることも事実でありますので、そこになると住民ができないとなれば行政がやるしかないという言葉を何回も聴いてのですが、これはそんなふうに考えてよろしかったでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 住民ができなくなれば行政がやらざる得ないということは、そうかと思ったりもするのですけれどもそうではなくて国の流れの中では、よく私共も言っているのですが、地域向上をさらに自立という基本線というのが盛んに出ていますので、国もそれを盛んに強調していますので、あまりその辺の兼ね合いを見ながら事業は進めなければならぬと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 先程もちょっと言いましたけれども、効率化ということであれば良いということですね。これらはやはり見守り活動が本当に町と一体また住民と一体、自治会と一体になっていかなければならない。その中の何例か、昼までその方が寝ていて大変だったと、応対もしてくれないというようなことで、それぞれ地域の中も関心を持ちながら、それに触れられているのも事実であります。私はそういう点では、地域の福祉はやはり住民のニーズというか自治会活動もそうでありますけれども、民生委員の活動も含めて社協の活動も含めて、まだまだ具体的に組織化をしていかなければならない課題が私はあると考えるのですが、その組織体制、そしてまた運営体制でこういったものは再検討して具体的に栗山みたいな取り組みにどうなるか。一生懸命栗山をやったって何年か経って今年すぐ美深が採用しても構わないと思いますが、そんなふうにスピーディーにやっていくべきではないかと考えていますがどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） スピーディーでということはスピードを持ってやるというのは大切なことだと思っていますが、しかしながら福祉だけでなくて我が町の全体の町民の気運というのは色々組織を作るまで、なかなか事務処理的なことは上手なのですが、問題は魂なのです。そしてそれをどうやって持続して運営していくか。本気度の問題なのです。その辺が少しあり充実する福祉だけではないのですが、全体的に少し気持ちが、構想は良いのですが、問題は魂をどうやって入れていくか。これが大事なのかと思っています。そ

ういう意味で時間が掛かるのだということを申し上げております。すぐ組織だけ作って机上で作るのなら作れます。それでは本物になっていかないのではないかということを申し上げているのです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 行政の立場だと公共性ということが最優先をするということについては私も理解します。ですから町長もそういう立場で答弁されたのでしょうかけど、ただ、やはり公共性なり広域性なり色々やはり課題をやることによってそういうことがさらに重要になってくることは解るのですが、これは今、社会福祉協議会なり民生委員だけといつたら変ですが、行政と一体になるというのは解るのですが、そういうN P O法人とかそういったものが他町村によく見られますし、栗山の報告の中にもあったよう、かなり非営利団体というものの活動も求められているのだと思います。ですから、そういう点では色々な話を聞きに行ったり、研修に行ったり、そして町民自らがそういったものに参加して、高齢社会の支援をしていくというか、具体的な町づくりをしていく時に育てて進んでいくのだと私は考えているのですが、これについてはどのように考えておられるのか。非営利団体さらにそういったもの育成していく考え方についてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） N P O法人となればこれはちょっと専門的な人がするべきであって、非営利団体でありますけれども、今、我が町の色々な組織を見ながらそして色々な業界を見ている時にN P O法人はなかなか難しいのでありますけれども、我が町的に言うと色々な意味であちらこちらに参加されている方というのはボランティア組織があるのです。これは結構色々な意味でボランティア活動をやられているのですが、残念ながら少し高齢化になってきている。そして人数も少し減ってきてるのであるのではないかという心配もあります。そういう意味で無償ボランティアというスタートがあったのだと、これからは有償ボランティア、弁当代やその程度は支援するか頂くかそういう方向を持ちながら、そういう組織をどうやって作り上げていくかということが、それが社会福祉協議会の中でも大事なことになってくるのかと、そしてその辺の結び付きをどうしていくかと、地域であっても、もちろんその小型化といいますか、そういう関連が非常に大事になってくるのかとそのように思っております。国の批判をしてはいけないのでありますけれども、民生委員協議会というか民生という部分で国は残念ながら民生委員にたくさんの報酬を出す組織にはなっておりません。非常に私としては不満を持っています。自治体の長としては不満を持っています。そういう意味でもその辺のことを要望として中央に向かっては言うのでありますが、その辺のことも考えていかなければならないと、我が町的には福祉委員という

立場で若干手当てはしておりますけども、まだまだそれが足りない。保健推進員との兼合いだとか、そういう自治会との兼ね合い、一時、非常に行政が秘密保護法を持って情報を出さないからやりにくいと言われた時もあるのですけれど、今はそうではなく少しづつ出せる情報は出しながらそういうことを網羅したしっかりとした住民をケアする組織というものが必要になってくるのではないか。何でもかんでも出せないと的一点張りではいけないと思いますし、これからはそういうものも出しながら、だけでもより住民が隣近所を目配りしていく。そういうことになってくれればありがたいと思い、願うところはそういうところを願っているわけです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 社会福祉協議会の関係について、最近の課題というか話題をお聞きしたところ、場所が非常に狭い、あそこにずっと閉じこもってたくさん的人が来るわけです。そして、住民の中でも相談に行きたいと言ってもそれなりの対応がなされていないのか、正直言ってああいう場所的な問題があるというふうに抑えております。それから私も再三言っておりますが、本別だったと思いますが、町の職員を5人も3年間派遣をして、福祉の勉強に出しているそういう町もありまして、それらから見てこれも何年か前に私が質問しておりますが、これは町長の考え方も何年も経ちますから、考え方方が変わっていているのではないかと思いますが、まず、部屋の問題と職員の研修といいましょうか、勉強の問題について2点程お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 社協の場所が手狭ことがあるのだとすれば、私は初耳なのですけれども、そうだとすれば、それは直ぐにどうするこうするということではないけれども、それは検討していかなければならないと思っています。そういう話を残念ながら今日初めて聞かされたことで、それと職員の研修という部分については、福祉だけでなく全体的に大いに我が町的に研修制度だとかの中で行っているつもりであります。今後も一生懸命やっていきたいと思っていますし、社協の職員も研修に出せないということにはならないと思います。大いにやって欲しいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 初耳と言われると初耳か、初耳じゃないと思うのですけれども、これは話題なっていますよ。それと住環境にも絡むのですけれども、町のお年寄りが、確かに町の中にほっとプラザができるのですけれども、あそこに行くちょっと若い人というかそういう方がよく話をしているのは、核家族でなくて独り暮らしみたいになってきて、一家でやっていると。そうすると町中の空き家にそういったメンバーというかそういった

箇所の人たちが集まって色々なものを持ち寄ってお茶を持って行ったり、弁当を持って行ったり、色々して料理を作つてやつていると、こういったものが欲しいねと、施設に行くといふのはまた別として、こういったものが町の中の空き家を利用した中でできないのかというような話も実はあるのであります、これらについては考え方あれば、住環境の整備の中で取り組みを進めて頂ければ良いかと思ひますが、これについてはどうでしょくか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私が申し上げたのは社協の場所が事務機構の中で足りないのかということで、初耳だということを申し上げたので、色々な活動をやるのに狭いということなら、少し観点が違うのかと、後半言われた空き家の話なども、そういうたまり場的なことになれば、あの近くにたまり等も作った方が部分もありますし、そういう面ではそういう部分を活用して頂けないのかというふうに思つています。ただ、機能していないというか社会福祉協議会として機能させるバージョンアップさせるためにそういうところがいるのであれば今後も検討課題になってくるのかと思います。

○議長（倉兼政彦君） やめますか、やりますか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がないので以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で諸岡君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は15時50分といたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

先に少し時間が延長になるような気配もいたしますので、本日の日程が終了するまで延長して行いますのでご了承頂きたいと思います。

よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは一般質問を続けます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めます。昨日、12月8日の夜は万歳の声と共に提灯行列が町中を練り歩いたと過去の記録の中に書かれていた日、73年前の大東

亜戦争の敗戦の日でありました。そして明日、12月10日は特定機密保護法が施行日を迎える、その効力が発生する日となります。賛否は別といたしまして、国の行く末を案じる1人であります。自治体以外にありましても、何が大切なのか、物事の決め方や政治の在りよう、過去の歴史に学ぶことの大切さを改めて心に刻み、1人の政治家として町民の幸せ作りに心血を注ぐ決意を新たにし、一般質問に臨みます。この度の一般質問は4項目にのぼりますが、共通することは新たな視点という考え方であります。山口町政も明年は改選期を迎え、新たな視点をどのように築き上げていくのか。また、町民の負託に応えていこうとするのか。私も注目と期待をしているところでありますが、本日それらの表明があるという前提の中で、この一般質問を作りあげましたので、是非共そんなことも含めてお答えを頂ければと思っています。具体的な質問に入ります。最初の1項目は行政についてであります。新たな視点で行政サービスの仕組み作りをということで、今日、非常に話題になっております全国的な傾向の中で人口構成や人口動態その将来予測で人口減少社会の到来は間違いない現実でもあります。或意味、右肩下がりの時代に入り、持続可能な行政サービスはどうあるべきなのかということが問われております。一方、成熟した社会という社会環境の変化にあって、住民が求める行政サービスの内容の変化への対応と将来を見越した行政サービスの在り方と仕組み作りに新たな視点の取り組みが必要な時代に入ったのではないかと考えておりますが、それらの基本的な見解について伺うものであります。1つ目は、質の高い安定的な行政サービスの持続は可能であるのかどうかということが1点目であります。そして、それに伴う財源の確保と住民負担の方向性についてどのような形になるのかということ将来像。そして3点目は、サービスの担い手は誰が担うのか。また、その担い手の1つでもあります行政の中にあっては、行政機構の改革の必要性が今問われているのではないかという見解ですが、それらについてお答え頂きたいと思います。あとは質問席から一問一答方式で質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政、新たな視点で行政サービスの仕組み作りをどうするかという観点でご質問を頂きました。特に、新たな視点という部分を強調されながらどうするのだということでございます。本当に戦後70年になろうとするわけでありますけれども、ひたすら量的拡大に、そして経済成長、これらを支えに大量消費社会を作ってきたのかと思っております。高水準の文明社会が私どもの中に覆っているのかとこんなふうに思っています。しかしながらどうも精神的な豊かさというものが失われてきているのかというのもありますけれども、豊かさは豊かな社会生活を維持するという部分を含めて、どうやって調和させていくのか。それも平和を含めた調和が、社会が大事なの

かとこんなふうに思うわけであります。そこで新たな視点ということも強調されてのご質問でありますから、行政サービスの仕組み作り等についても含めて、行政サービスの持続は可能なのか。この部分についてご質問に答えて参りたいと思っております。言うまでもなく住民が安心して快適に暮らせる町づくりを進めるのは行政の役目、務めであります。同時に時代の要請に応じた町づくりの指針といいますかそういう部分では総合計画をはじめ、行政に応じて見直しをしながら目指すべき方向が誤らないように運営していくことが大事になるわけであります。そこで議会はもちろん、各界、各層多くの住民からあらゆる機会に要望や提言を頂きながら、安定的な安定的というのは非常に大事になるわけであります、安定的な行政サービスを提供していく。これら私共の務めだと思っているわけであります。そこで国は、先の国会で町、人、仕事、地方創生法案を成立させているわけでありますし、少子高齢化人口減少社会に対応して、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していく、そういう施策を実施するとされているわけでありますけれども、これらの地方重視といいますか地方といいますかこれに力点を置いた政策は各派のそれぞれの政治家、それぞれやってきたわけでありますけれども、その中で地方はそれとどうやってマッチさせながら連携を進めながら進めていくところいうわけでありますけれども、残念ながらその思う通りに進んでいないというのが現状でございます。国のとった今までやってきた政策が果たして良かったのかというの、ああだこうだいうのではなくてそれが検証していく我々の責任だというふうに思っているわけであります。そこで2つ目のご質問にあります、財源と住民負担という考え方でありますけれども、まず、必要な財源というものは、行政といえども住民受益者負担という基本的な考えがあるわけでございます。受益者負担というの行政で言えば住民であります。経費の全てを負担頂くということは相当高額な税だとかそういう負担になるわけでありますけれども、そうではなくてやはり国の支援を受けて交付税だとかそういうものを受けながら負担をしていく。なるべく一部に負担の掛からない料金設定であるとか利用の体系とかそういうものを作っていくというのが行政に課せられた課題かと思っております。そこで受益者が負担しきれない部分については、当然、今言った我が町だけの収入だとかそういうことではなくて国の交付金であるとか、そういうものを諸々の補助を入れて確保していくということが非常に財源としては大事だと。そのために我々は一生懸命動くということであり、そこでただそうは言うけれども我が町的にやれる自主財源というのも我々は言うだけでなく国から非常に大事に求められているわけでございます。税収というのは大きく言って1割程度でありますけれども、我が町の町税の確保ということは非常に大事になるわけであります。そこで我々だけではなくて職員も含めて町税の獲得と言いますか納

税等について努力をするわけでありますけれども、ですけれども今、上川広域滞納整理機構等々に参加しながら収納率の向上等について努力をしていく作業になっているわけであります。これらについてはご理解を頂いているのかとこんな風に思っているわけであります。次にサービスの担い手は誰かと、こういう部分であります。そしてまた、行政機構の改革の必要性と、こういう部分でありますけれども、都市部では公共サービスの多くは言ってみれば行政ではなくて民間の業者といいますかそういうところが担っているのが現状であります。民間といっても完全な民間でない部分もあるわけでありますけれども、そういうたくさんの方々がいますから民間人がいるということです。残念ながら我が町的な規模においては、なかなかそれができない。特に採算の取れないコストの係る地域においては、民間さんには極めて少ないとことがあるわけであります。本町を含めて、都市部とは逆に行政が公共サービスの多くを担っているのだということもご理解を頂きたいと思っております。本町においては可能な限り、しかしながら可能な限り民間を育てると言いますか、活用すると。住民団体の協力を得ながらそれぞれ自立、そしてそれでできないところは地域での共助、さらには公助と、こういう形を追求していかなければならないということです。その中にあって我が町的にいえば民間が知恵を出してほしい。そしてそういうことであって指定管理制度等々についても取り組んでいるわけでございます。このように民間のノウハウを活かすと言いますかそういう部分について担い手は誰かということでありますけれども、行政だけではなくて、そういう諸々に参加している皆さん方全員が行政の担い手があるということが言えるのではないかと私は思っています。しかしながらサービスに係る財源というと基本的には財源であるというのは申し上げましたけれども、それを支えるというか実質的に運営するというか使っていくのは人であります。人が1番大事になってくるわけであります。そういう意味においては行政改革、ともすれば住民を削減して人件費を抑えて財源の節減等々でサービスの源資を得るところが経費節減の視点が一般論だと思いますけれども、そうではなくてそれはそれとして1つでありますけれども、人がサービスをするわけでありますから、そういうところに視点を持ちながらやはりやる必要があると。これだけ複雑多様な行財政運営を今自治体、かつての70年前、戦後民主主義が出来て自治法が出来た時とは相当変わっていると私自信も認識しておりますし、私も行政の中に何十年もいるわけでありますから時代は変わったと思っているわけであります。そういう中で1人の職員が複数の業務を兼務しているのも事態であります、ただ、職員の能力も限界がありますけれども、研修等で能力アップして頂いている。ただ、一人でこなす業務には限界がある。従って、どうしても質の高いサービスを提供するには一定数の職員が必要だと私は考えております。役場の機構と言いますか時代の要請に応じた体制

でなければならない。削減の一方ではいけないと思っています。そういう意味で安定的な行政サービスを続ける機構、そして必要に応じた見直しなり職員の確保をして参りたい。このように思っているわけでございます。冒頭から少し格調の高い話を伺いましたので、私もきっとした答弁になっているかどうか自信がないわけありますが、それぞれ1、2、3点を頂きましたので考えるところを申し上げたところであります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今、町長の方から3つのことについて答弁を頂きました。町長が強調された安定的な行政サービスということは私も大事なところだと思います。今までの行政サービスの中にはどうであったのかという検証ももちろん必要になって来ますし、ある意味、行き過ぎた行政サービスも中にはあったのではないかということも考えるところでありますて、やはり安定的な行政サービスをすることでこの住民が安心して暮らしていくけるというこれから町の作り方があるのだと思っている1人ですが、その中では是非ここで聞いておきたいことが1点あります。その1つは先程来、2番目の問題で、財源の確保と住民負担という関係では、おっしゃる通りでありますから、基本的に国の財源というのは国がある地方がある以上、私はなくならないと思っています。あとは額だけの問題ですけども。その中でやはり自主財源を作るということは大事な部分ですが、どういう根拠か聞きたいところなのですが、町長は学校給食を始めるにあたって給食費についてはこれ以上の住民負担は求めないのだという発言を前にされました。その辺のところとどうこの辺のところが整合性があるのかというところでまず、1点聞きたいところです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 財源というのは限りがある財源で、給食の話を具体的されましたので申し上げますけれども、大きなうちの財政が心配であるとかという段階ではもちろんないことはご承知おきだと、そして、あれだけで明日もご質問在るようですからあまり触れたくはないのですけれども、バランスを考えて、さらには20年を超える30年にならないとする給食の議論をしてきたところであります。非常に対策としてはある意味では遅れたのかと、そして今が1番大事なのは何かといったら午前中から答弁をしておりますけれども子育てを含めた部分も大事です。町づくりの観点としてそういう部分がありますが、諸々を参照しながら、本来いくともっと子育て支援に大きな給食費を軽減するのが良いのかもしれないけれども、将来のことを考えながら色々なことのバランスをとってあの程度に提案させて頂くということありますのでご理解を頂きたいと、これが私の考え方であります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この1番目の行政に関してもう1問だけ、実は行政機構の改革の必要性はということでお話しを伺ったところですが、従来の行政機構の中では色々な部署があったのですが、大課制に変えて、その大課制の中にグループ制を取り、グループ制の中でやはり色々弊害があるって、多分係長という役職をつけて、責任を持った中身に変えてきたのだと思いますけれども、それで果たして良いのかどうかというこというあたりです。多分内部では議論されていると思うのですが、具体的に言いますと他の市町村では具体的にこの問題についてしっかりやるのだという部分で、実は場所によっては猪課という課を作っているところもありますよね。具体的にこの問題をしっかり解決するという意味で、より具体的なことで課を作っている場所もあります。そういう進め方というか、もっと深く係長はおられるけれども仕事の中で役場の職員に責任をしっかり持たせてグループ制も良いのですけれども自分の担当する部署をしっかりこなすというようなそういう仕組みに変えることはご検討の余地があるかどうかというその辺のところお聞きしたいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご案内のように、私が就任した時に大課制でグループ制でありますし、係長制度っていないということもありまして、これはちょっと係長という職を設けないと都合悪いのではないかということで係長制を復活させて頂いて、職員もそれなりの係長という任命があることによって自覚が出来たと思っています。職員は頑張ってもらっていると思っています。ここへきて課といっても、今ご案内のように総務課から始まって住民福祉、更には税務も入っておりますし、保健も入っているようで、産業施設課には水道も含めて色々あり管理部門もあるわけで、その辺をもう少し解るように出来たらまだ議論を詰めておりませんけれども、大分議論詰めていないのとそんなに相談もしているわけではありませんけれども、私が継続するのだとすれば、その辺のことを含めて、課を増やす検討をしていきたいとこのように基本的には思っています。ただ、そこでいくつに増やすとかそんなにたくさんできるものではありません。そこで少し具体的に同じ住民課に入っている部分で今あるように住民課といえども税務グループなんてこれは税務なのだと、これは住民が解かるわけでありますから施設管理の部分に入っている水道だとかについては少し解るようなこととしていくべきだと思っています。課を増やす方向と同時にはっきり解るようなことをして参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町長が言われるように少ない職員の中で、より多くの仕事をこなさなければいけないという環境の中にあって、少しでも自分たちの仕事がやりやすい、責任を持った形で遂行できるようなそんな仕組みを是非作り上げて頂きたいとそのようにお

願いして次の質問に移ります。2番目は産業についてであります。町民農園を農業振興の視点で捉え、その仕組みを変えてはどうかという質問であります。具体的には、町民農園の現在の目的は何かということ、そして市民農園というこれは農林水産省はじめこういう名称でこれは農園を位置づけているのですが、今、そこの町民農園が市民農園としての機能を果たしているのかどうかというのが現状の在り方についてまず伺いたいということと、2点目は農業振興の視点も含めて現在担当部署が総務の管財というところだと思いますが、それを変更されて具体的に産業の農業グループの中で活性化を講じる手立ての実現を図ってはどうかと、この2点の問であります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、産業ということで果たして町民菜園が産業として実現になるのかどうかと疑問でありますけれども、お答えをしたいと思っています。この町民農園といいますか町民菜園の目的といいますが、ご理解頂いていると思っておりますけれども、農業者以外の方が、野菜や花などを栽培して自然に触れ合うことを農業に対する、そして自然に触れ合うと同時に農業に対する理解も深めるのだという目的があるわけでありますし、この辺は農業委員会の許可を頂きながら市民農園整備の適用を受けない施設として対処しているということもご理解を頂いておきたいと思います。従いまして休息施設だとか給排水施設だとかそういうものは整っておりませんけれども、我が町の場合、住民が畑に親しむという姿を見ておりますと、充分ではないのかかもしれませんけれども、一定の市民農園の役割を果たしているのではないかと考えているわけであります。2つ目の農業振興の視点も含めて担当部署を含めてどうだという話でありますけれども、町民菜園が農業施策を講じてなんて言うのですか趣旨が解らないわけではないのですが、市民農園だとか言葉が適当でないかもしれないのですが、趣味、レクレーションの施設なのですね。そういう位置づけで私共も望んでいますし、農業に直接結びつくかというと、それはないのではないかと考えておりますし、市民菜園は農業に直結するほど、ただ単に農業振興センターの側にあってあそこの施設でありますからどうもそういう見方もあるのかもしれませんけれども、そうではないのだということを割り切って考えてほしいとそのように思っています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 市民農園についての考え方、それから目的等はさほど変わらないのですけれども、実は農林水産省のホームページの中には明確に美深町の美深農園という形で登録されてホームページを覗くとそれが載っています。そしてさらには道内の市民農園という登録が農林水産省の中では73箇所を指定して一覧表があるのです。私は独自に

その他のことを調べていくと 100 箇所以上に北海道の中では増えています。その中身を見ると、1つには面積これが大体平均しますと 80 平米ということです。美深の場合は 700 平米なのですね。大方が 50 から 100 平米、特殊なもので 150 平米、200 平米なんてあるのは滅多にないのです。そんな形で実は市民農園を展開していて、数がどんどん増えていて、そこにやはり訪れて借り受けをする方も随分増えているのです。やはりそれは時代の流れの中で、レクレーションを考えた農園だと触れ合い的な感覚でする農園だと、子供たちに農業体験をするような形での農園という形でどんどん規模が拡張しているのが現状です。正式には美深菜園というのですが、美深菜園は歴史も古くて、平成 8 年から始めているように記憶しておりますが、それらも時代の流れの中でそういった形で乗っかってはどうかと。正式に市民農園としての体裁を整えて進んだら、もう少しそこに来る方が増えるのではないかと考える一人なのです。そして、道内の市民農園の中では、町村外の使用という観点からは、実は今 100 箇所ある内の 69 箇所が町外からの使用は OK なのです。町外からの使用がだめだというところは 15 箇所しかないです。ですから門戸を大きく開いて、町外の方も受け入れて、そこに土、日曜日に入ってくるようなそういうような農園の仕組みをすると、先程来、移住の関係のお話をされた議員もおりますけれども、そんな部分から移住に繋がってくることも考えられますし、そこですることによって農業をやってみたいなという意欲に繋がっていく部分もあるのではないかと思う一人です。特に農業に繋がるかどうかという疑問点があると言いましたけれども、実は 100 箇所の内の 27 箇所では、具体的に指導員を置いています。管理人を置いているところは半分以上で 56 箇所です。管理人と指導員をおいて農業のやり方をこんな栽培の仕方をするのだという指導の元でやっているところはどんどん伸びているというのが現状であると思っておりますが、この際、今までのことは今までとして、特に、今美深は 58 区画ですか随分 700 平米の 58 区画ですが、年々使用者が減って、今は多分 20 区画前後だと思います。空いているところもたくさんありますから、最初から使用してきた人は別として、今、未使用の部分はそういう場所に開放して他の町からどんどん人が来て、そこで楽しみながら農作業をするようなそんな施設に衣替えしたら良いのではないか、それが新たな視点ではないのかと思うところなのですが、そうすると課も単に財産管理という観点じゃなくて、場所が農業振興なんか観光なのか別として、そんな形に変わるものではないかと思います。もう 1 点言うと、この 100 箇所の中で、担当する課は自治体にあっては 36 箇所が農業課或いは農林課というように農業に従事するところが担当しています。外部団体の JA が管理しているところが 26 箇所もあります。福祉が 4 箇所、或いは商工企画あたりは 3、4 箇所ぐらいのものです。あと 19 箇所は民間です。そんな形に変わって

いますので、この際思い切ってそういうリニューアルといいますか、そんな形を進めては如何かなということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員は色々勉強されて市民農園といいますかそういう部分を今お話しがありました。一般的なものは80平米ぐらいしかないのだと、うちは700平米非常に大きいと、大きい割には2,500円ですから非常に安くしている、こういう事実でありますけども、また指導員であるとか管理人を置いているところもあるというお話しを伺ったところでありますが、これから視点を変えて我が町の施策的にはどうだろうという話も頂いたわけであります。中には町外者もお受けしたら良いよという話も頂いた。町外者と言いますか移住者といいますか、そういう部分は少し検討しなければならないという部分があると思いますが、しかしながら、実態を考えてみると、今、我が町のここで町民菜園として供している部分の区画が24箇所です。そして22区間が今利用されていまして、元々は残っている部分は農業振興センターがスタートの時点から少し動いているということをご理解頂いておきたいと思ってございます。町外者といいますか移住者、特に町外者というのは都会の菜園等については、例えばどこにある菜園とは具体的には言えないのですけれども、本当に都会型の菜園で近間にあるという、うちの場合はなかなか遠くから通ってきてまでやるというスタイルにはならないのかとそのように見ておりまして、ただ移住者等が使っていないのかと言ったら、それは移住者も何年か経ってきた場合には実際に利用されて移住者もいますし、移住者にも提供していますという事実もありますし、その辺の検討は少ししなければならないのかと思っております。しかし、冒頭といわれた新たな視点でと町づくりの大きな中での視点の中にこの町民菜園の利用の在り方ですが、ここは1つの岩崎さん流に言えば新たな視点かもしれません、私流に言えばこれは小さな問題ではないかと私はそこまで入らないのではないかと良いのではないかと、1つの工夫は考えなければならないと思っておりますけれどそこまでは、そして農業に直接なかなか繋がっていない現実を考えていかなければならぬと思っている次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 検討頂いて良い方向に向かうことを期待しています。続いて3番目、社会福祉についてお聞きします。医療、介護、保健福祉の行政サービスに一貫性のある仕組み作りの実現を。ということで地域包括ケアシステムでは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現が求められています。重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになるというのが、国の示した方向性であると思いますが、1つ目は、在宅療

養、在宅生活への方向性。そして2つ目は、現場の包括支援体制の課題と解決策はどう進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、社会福祉、医療、介護、保健福祉、行政サービス、一貫した仕組み作りのご質問の中でのご質問でありますて、地域包括でこれらが最後まで住み慣れた町で過ごしていくというのが国の示した方向性であります。それは私もまったく否定するものではありませんし、そういう方向が理想型であるということについては私も理解をしているわけであります。しかし、我が町のような規模で全て最後までいけるかというと、それは医療の問題にしても全部が全部、我が町で完結していけるのかと、そういったことにはなかなかならないのかと思っています。そこで都市と場合によっては棲み分けも必要ですし、近隣と棲み分けも必要ですし、そういうことも考えていかなければならないと思っております。国は27年度から始まる、午前中の議論にもありましたけれども、第6期の介護保険事業計画の策定指針案を、遅いのでありますが11月に私どもに示しながら、地域で実情に応じて包括ケアシステムの構築としなさいということでありますけれども、今それに向かっているわけであります。そこで住まいであるとか医療、介護という問題をやっているわけであります。言われる様に在宅介護、在宅医療は1つの方向でありますし、最後まで自宅で住み切るというのは理想型だということも解っております。それでやりきれるかと、そういう部分をどうしていくかと、それが難しいのかと思っています。そして本町でそれらのサービス事業者、医療機関、当然それに向けて連携なり努力はしていかなければならぬとこういう構えでありますけれども、残念ながら全てをやり切るということについてはできない、やりきれないと思っておりまして、施設サービスもそうでありますけれども、可能な限りは在宅での生活を継続頂くことを基本にしながら、行政としても取り組んで参りたいと思っているわけでございます。そういうことでご理解を頂きたいと思っております。そこで介護保険のサービスであるとか病院の体制であるとか養護老人ホームとか、また、認知症のグループホームだとか小規模多機能だとか高齢者向けの住宅整備をどうするかという課題を持ちながら今対応しているわけで、それらを有効活用しながら、またこれから足りないものをどう補強していくかということも含めて本町の優先課題は何であるかということも含めて、考えて努力して参りたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町長、それは非常にその通りで理想型と理解していると言うことですが、1つは町長はやりきれないと諦めるのではなくて、どうしたらそこまで行き着けるかと、やっぱりその自信を示すのが町長の1つは役割だと私は思います。そこをしっか

りやってもらうことで、こういう方向に進むのだと言うと、職員もしっかりそこについてくるのだと思います。実は総務住民常任委員会のメンバーでその問題について足寄に行きました。人口規模も4,700人でほとんどうちの町と変わりません。その中で今足寄はこういった地域包括ケアシステムの中に最後は在宅でしっかりと療養して、在宅で生活して最後は在宅で最期を迎えるというそういうシステムをしっかりと作り上げて稼働を始めています。それは町長無理なのではなくて、どこまでやるというのは決意の問題、心の問題だと私は思います。実際にやって驚いたことは、こういった情報誌、創刊号から具体的に今は7号まで、こういうカラー刷りのものを発行しています。医療の在り方、介護の在り方、様々な問題を住民にしっかりと理解してもらうという提供をしています。その中で生まれてきたものは生活ゾーンとしてむすびレッジという高齢者等の複合施設を作りました。それは地域交流施設であり、小規模多機能の居宅介護施設であり、そして認知性高齢者のグループホームであり、生活支援の長屋といわれるものを作りました。実はここが非常に大事な部分であります、その後にはこの近辺に公営住宅を作るというのです。高齢者向けの公営住宅と、それから若者が入る公営住宅と別で作って、全部一体の中で作り上げてしまうという構想であります。今既にその公営住宅を除いた部分を全部作り上げて、もう機能しているところを私たちは見学させて頂きました。非常に先進的に物事を進めています。そしてなおさらそこには医療との連携をしっかりと執っています。医療との連携の中では、その足寄にあった医療を、民間の病院と国保病院のあった病床を、それぞれ棲み分けして役割を分担して、前に進めようという取り組みをしています。これは実際にやればできる中身なのです。やはり今、介護保険の改正があって、これからどういうこの町の仕組みを作るかということにあっては、たまたま職員の方も自主的に研修の中に参加して頂きました。そんなことで一生懸命勉強されておられますので、是非、町長が、これは他のまねをするわけじゃないけれども、しかし、この問題はしっかりと取り組むべきだと感じておられるのだったら、この姿をしっかりと町長が宣言をすると、そういう方向を取ってほしいと思うのですけれども如何ですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 道内の先進地と言われる部分を今ご紹介頂いたのかと、研修されてきたのかと思っております。解らない話ではないのですけれども、我が町的にどうしていくのかと、どう取り入れていくのかとそういう部分だろうと思います。そこで少し皆さん覚えておられると思いますけれど、我が町の施設状況などもご理解を頂いてほしいと思っております。公営住宅や持ち家で訪問看護なり通所サービス等をしているわけでありますし、そしてこの他にケアハウスむつみの苑等々についても、なかなか地元の人がやってく

れなくて最終的には名寄の方にケアハウスを作ってもらいこれは50名、だいたい聞きますと満床でありますのでこれは良かったと、高齢者向けの住宅についても少し不足していると思っているところでありますけれども、縁の里等で13戸をカバーしてくれていますし、さらには緑生苑等がグループハウス2棟7戸とやって頂いております。そういうことでそんなに大きく足りないという状況にはないのが現状であります。緑生苑等についてはさらに高齢者向けという部分で少し拡張をして行きたいのだという希望もあるようでありますから、その辺をどう組み入れながら考え方を整理していくかということがあるわけですが、医療の関係にしてもよく言われるのですけれども、厚生病院が大きく赤字を抱えているという状況、そして医者の問題等々があってどうするかと看護の問題もあるわけです。そのようなことでその医療体制も将来としてはどうしていくかと課題もあるかと思っています。そのようなことも考えていかなければならぬ。さらに町医者の部分も高齢になってしまっていますし、歯医者さんの問題等についてもありますから、こういう中で医療といえば厚生病院だけではなくてこういう企業という観点で名寄市立病院にどう連携を深めていくかと、中核病院ですから、そしてお陰様で30分も掛からないで行けるのだろうと思いまして、そういう連携を深めていくことを考えていかなければならぬと思います。その他に施設サービスの事業でグループユニットを深川さんもやっていたり、特別養護老人ホームは50人収容で、今それが足りないかといったら先程午前中の答弁にもありました、だいたい間に合っていると都会とは違うのだという話をしたつもりであります。さらに各種在宅サービスとか予防介護とか生活支援サービスだと除雪も充分ではないという話も午前中出ましたけれども排雪サービスもやっているのだということで、そんなにそんなに我が町が特別遅れているという新たな視点と言われたけれども我が町は結構福祉のまちと言っているだけ、ある意味では進んでいるという部分もあるという意識であります。ただ、午前中の議論も藤原議員としたところでありますけれども、地域の見守りだと支援活動という部分についてどうも理想型は良いのですよ。そして形を作るのも良いのですよ。問題は中身なのですよ。その辺が行政の職員の尻を叩きながらその中に入りながらどう作っていくかということがあるわけでありますけれども、ただ、うちの歴史的に自治会組織とかボランティア組織とかそういうものが歴史的には古いものも持っていますと、そこで新たな視点を加える時期に来ているということも私は強調したいと思っていますし、行政としても新たな視点までという部分で行けるかどうか解りませんけれども、取り組んでいくつもりです。そういう面では交通弱者対策だとそういう面でかなり積極的に取り組んだつもりでおりますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 新たな視点という発想を持てるかどうかという話、この3つ目もそうなのですが、やはり、ことは発生主義、物事が発生して初めてそれに対応するということから、やっぱりもう少し計画主義に変更するというのが1点、それから今この取り上げている社会福祉の問題は、従来はどうしても軸足が福祉の方になかったのではないか。発生主義の部分ではそれに対応することは一生懸命やってきたけれども、もっと福祉の部分、予防医療の部分ですとか健康寿命をつくる部分ですとか、そこにもっと軸足を入れても良いのではないか。実はこの足寄に行く前日には、上富良野に行ってきました。特定検診の大きな率を上げているところです。そこにも行って色々話を聞いてきましたが、その時に担当された保健師の女の方ですが、ちょっと雑談話でちらっと言ったことは、如何に自分たちが福祉に軸足を置くかということを考えた時にこういう結果が出てきたのだという話をばつんとされていました。これはすごいなと思って聞いてきました。ですから、あるべき新たな視点というのは従来のずっとやってきた行政も積み重ねも大事ですが、そういう視点に今立つ時期にきているのではないか。今まで全て右肩上がりの時代で町長も言われるよう世の中はずっと進んできたのだけど、今ちょっと立ち止まって、次の10年、20年を見据えた政策を考える時に、そういう視点が大事なのかと思うところで実は今日質問したところなのです。ちょっと時間がないですからこれについては是非行政マンも自主的に研修に参加して頂いて大変勉強して頂いたと思います。これらの組み立てを是非1つでも活かすような形で進めて頂きたいと思います。それでは最後になりますが、4番、環境衛生についてお聞きします。ごみゼロ社会実現という視点から、ごみ問題に取り組んでは如何かということありますが、ごみ処理の現状と解決すべき課題がどこにあるのか、まず、伺いたいと思います。2つ目は現状にあっても、減量の具体的目標値の設定が必要と思うけれども、それにどのように対処されているか、或いはこれから対処されるか。3つ目には、ごみ処理の基本的な考え方ごみゼロ社会実現という視点を取り入れて、目標とする年度から逆算して達成目標を具体化する取り組みを行う手法に切り替えては如何かというその3点です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ごみゼロ社会実現という視点に立って新たな視点ということでございますけれども、これについて少し答弁したいと思っております。ご案内のように平成16年度から現状のごみの分別さらには収集方法をして、町の中の衛生環境の向上に努めていることはご理解頂けるのかと思います。さらには今年からあります小型家電の回収等についてもリサイクルに努力して減量化をやっているということでありまして、ただ、ごみ処理に関しては、先の議論もしましたけれども、処分場の問題等があるわけでありま

して、単独という方向出していたのですが、早くも総合計画の段階からこれも見直しして広域でやるという方向で展開をしておりますので、これについてはご理解頂きたいと思っております。最後に言われましたごみゼロ社会に向けた目標設定という話を頂いたわけでありますけれども、これはなかなか言うにやさしい難しい話だと思っておりまして、私としてはしかし大事な話であります。ただ、ごみゼロ社会というのはスローガン的にはよろしいと思っております。しかし、現実は現実でありますから減量化、リサイクルの方法を徹底することによって、そういう方向を目指していく。なかなか目標設定して、目標年から逆算をするようなお話しもありましたけれども、ごみゼロ社会というのは目指す方向は解らないわけではないのですが、スローガン的なことではないのかと。現実的にやりきれるかとやらなければならないと言わるとこれは難しい話だと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 最初に、ごみの具体的な目標値の設定はどう思うかということについては、なかなか難しいという答弁だったと思うのですけれども、これは北海道のごみ問題についてのこれは北海道廃棄物処理計画の体系というところなのですが、ここでは適正処理に関する目標という形で平成19年に作ってあるのですね。現状の平成19年から具体的に目標を平成26年に立てて減量を一般廃棄物、一人当たりのごみの排出量の削減計画を実際に北海道は作成して推進しています。その辺の整合性はどうなのですか。具体的に北海道はこういうふうに進んでいるけれども市町村はご自由にどうぞということなのですか。具体的にその辺の北海道との兼ね合いはどうなっているのか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 整合性とかそういう問題でなくて、どうやってごみの減量化なり、ごみの広域化なりに取り組むわけありますから、当然、広域化に向けてどの程度のごみを減量化していくかという目標値はその段階では作らなければならないと思っていますけれども、ごみゼロを目指すということにはなかなかならないと申し上げています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 目標値を設定するということで理解してよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ゼロに向かっては難しいという目標数値はできないと思っています。あくまでも広域に持ち込む数量の減量化に向けての目標数字は出すつもりです。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 平成25年度の事業の2次評価一覧表なのですが、ここでも前に問題になったところなのですが、埋立処分場の搬入量、それから資源ごみ処理料、炭化ご

みを搬入実績及び公益負担金、し尿搬入実績等々ごみの過年度実施と評価年度、それぞれに平成20年の実績を目標数値として出している行政評価調書ですが、これらの数字は毎年同じで何も変わらない。そうすると道が具体的に平成19年から20年まで一般廃棄物にあって2,328トンを平成26年には1,970トンまで約15%削減したいという目標を立てています。道は動いています。だから私の町も少なからず最低限、15%減に向けて目標値をしっかりと立てて、そして行動計画を立てていく必要があるのではないかということなのです。2番目に言うごみゼロ社会実現、ゼロ云々という言葉というのは、言葉にこだわっているのかもしれませんけれども、これは気持ちのマインドの部分であって、具体的に数値の目標を立てないと評価はAになるのですね。そうですよね、目標値が具体的に削減の目標値にどう対応したかということで初めて評価できるのであって、同じ目標値がずっと続いている、それに対して当然人口も減りますし、排出量も減ってくる。それは当然でA評価になりますよね。それではいけないのではないかという話をしています。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） はい、解りました。目標値の設定がずっと200なら200できている事が間違いだというふうに私は思っています。やはり徐々に改善策の目標値をつくっていく。担当がちょっとそこまで考えが及ばなかったか、どうか解りませんが、削減計画を作る必要があると実績ではかなり下がっているはずです。ここでも下がってきており、持ち込むやつも当然下がって、だからそういう現実を私は言っているわけでありまして、ごみゼロ社会はなかなか難しいのだということも申し上げておきます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それと今、町長の方で実際の量は減ってきてているという話がございました。特に炭化ごみの集計表を自分なりに色々調べながら作ったのですが、人口が実際平成15年にこの制度を始めた時から見ると当時5,748人、今は平成24年度4,819人、この減少の数、それから世帯数も2,507世帯から2,325世帯に減っている。当然ごみの量も減るのは当たり前なのですが、ここで注目したいのは、町が掛ける予算の中で、負担している金額は人口1人当たりの負担額に直すと平成15年は3,938円であったものが実は6,664円に増加しているのです。それはこのままずっと続けて行けば、いけないのでないかと。やはり目標値をしっかりと定めて、基本的に循環型社会を作るという観点から、ごみは投げるものではなくて資源としてしっかり分別をして、資源としてお金になるものはお金にしてそして回していくと、そんな仕組みが実は必要なではないかと思っていますが、そのえた方については如何ですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 申し上げなかったのですけども、他の町村から見るとうちの分別の仕方は、非常に細かくて転勤してきた人はびっくりされる位の状況で、他の町村より分別作業が整っていると。従ってリサイクル等に回っていくやつも相当のウエートが高いということ等々もあって、少しお金が割高になっているという部分もだんだん出てきている。そういう部分ももちろんあるのかと。ただ、少し私がこうやってしゃべるのではなくて、そこら辺の分析もやらなければならない部分もありますので、なかなかゼロにはならないわけで、減量化等々とそして広域化に向けてその辺の検討、細かい数字の分析等々もやって事務担当に指示したいと思っているところでありますので、ご理解頂きたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私も小さな力ながら炭化ごみの資源化へ向けた仕組みを今、仁字布で実証実験を始めました。やっぱりそれぞれがしっかりと目標立て、こういう炭化ごみに始め、資源という観点から、こういうごみ問題をしっかりとやっていくそれが新たな視点なのではないかと思いますが、先程来町長は3期目をどうするかまだ決めていないとのことですが、改めて私の質問を含めて、これから美深の育成についてお話し頂ければと思います。それを最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ここでそういうことを求められても、ごみのことで少し申し上げれば、家庭ごみがあるわけあります。さらに事業系のごみ、産業系のごみ、炭化ごみ、資源ごみと色々あるわけであります。そういうところ踏まえてこれらを分析しながら、どれもこれも減量していく。ただ、これから解体作業だと色々出てくるわけでありますが、どうしても事業系のごみだとそういうごみも出てきますから、そういう面では我々も考えていかなければならぬと思っているわけであります。次のことも求められましたが、先程、午前中にも話しておりますように、腹固めをさせて頂いておりますので、まだ、きっちとした表明する時期ではないと思っています。腹固めだけはさせて頂いているということだけさせてもらって、段取りに入ったということだけご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の質問終わります。

これで本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時57分

平成 26 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (平成 26 年 1 月 10 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案認第 45 号及び議案認第 46 号の提案説明
- 第 3 議案認第 47 号の提案説明
- 第 4 議案認第 48 号及び議案認第 49 号の提案説明
- 第 5 議案認第 50 号の提案説明
- 第 6 議案認第 51 号の提案説明
- 第 7 議案認第 52 号の提案説明
- 第 8 議案認第 53 号乃至議案認第 59 号の提案説明
- 第 9 報告第 6 号 (委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告)
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 10 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	羽野保則君
産業施設課長	木戸一博君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	草野孝治君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	保健福祉グループ主幹	望月清貴君
税務グループ主幹	山崎義典君	農業グループ主幹	中江勝則君
施設グループ主幹	杉本力君	管理グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	桜木健一君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	木戸一博君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡崎三郎君	事務局長	長谷川 浩君
--------	-------	------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局副本主幹	角田敏彦君
------	--------	---------	-------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私は学校給食について今議会におきまして学校給食の設置条例管理条例が制定されようとしておりますが、中でも間もなく施設が完成し学校給食のいよいよ稼働が始まるのではないかとこのように思っているところです。この機会を逃したらもうこの学校給食立地に向けての色々な議論ができないと思いまして思い切ってここに立ったところでございます。はじめに私はこの件につきまして教育委員会が全ての主管をして進めていくと思っていましたが先月の議員協議会の中で町長が私の1番の施策であるとそのように申し述べたところでその件につきまして町長にも少し意見を聞きたいと思います。幸いにして今日の道新を読みますと来期は町長に立候補したいと意思表示をしたという報道を受けました。そのことを受けましても町長はこの学校給食をどのように進めしていくのか。今までやってこなかった学校給食を全道一のすばらしい学校給食にしてもらいたいというのが私の願いでもあります。そんなことを踏まえながら教育長と町長に質問をして参ります。本来は町長だけと思ったのですけれども、主管が教育長と教育委員会ということもありましたので最初に町長の方に先に質問していきたいと思います。まず1点目は職員の採用にあたりましてどのように町長は考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。今の内閣は女性活用をいかにして女性を活用していくかということを念頭に置きながら施策を進めているところです。美深町はその点についてどのように考えておられるか。この学校給食は言ってみれば美深町の事業の第一だとこの26年度では。あるいはこの先も企業誘致など本当に難しい問題であると考えているわけです。その中で学校給食をやるということは、その中に雇用が生まれてくるとそう思っているところです。雇用ばかりでなくて商店街の活性化あるいは農業の活性化にもつながればこれ以上いいことはないとそう思いながら私は賛成した1人です。そのことがどのように解決されていくのかそれを受け町長はどう進めてこられたか。今、学校給食にあたり職員の募集を行っ

てきました。その中で正職員を何人採用されるのか。そして全体の職員数をどのくらいと捉えてこの学校給食を進めようとしているのか。そのことについて町長にお伺いしたいと思います。それから教育長には採用にあたりまして調理師等の資格を持ったあるいはさまざまな資格を持った職員の配置を考えているか。それから臨時職員を採用したときに将来的には正職員にする考え方で採用するのかその辺についてお伺いします。また町長には人口増を考えて行くならば町外からの職員採用そういうことも考えながら募集をしたかどうかということがUターン、Iターンそれから高校生が調理学校などに進学した子供たちの採用をそういうものを視野に入れながら公募したかどうかその辺もお伺いしたい。それから4番目としましては食材の地元購入が難しいという考え方を示されております。問題点はたくさんあるかと思いますけれども農業の活性化あるいは商店の活性化を考えながらこれらの担当者あるいは関係者とどのような協議をしてこられたかそして町民に対してこういうものに参加する意思があるかというそういう問い合わせをしてきたかどうかその点もお伺いします。それから学校給食の給食費について先日の協議会の中で提示されたところでございます。予定額は全道平均を踏まえながら美深町としてはこの位の金額で進めてまいりたいと基本的な中でありますその中からさらに教育の子育ての関係から給食費の日額が発表されたところです。小学生が189円、中学生が219円、高校生が240円この件について若干私は疑問を生じております。と申しますのは美深町の高齢者人口が38%近くになってまいりました。その中で介護保険を支払いながら病院にかかる方々は2割の自己負担をしながら病院にかかる。それから例えば具合が悪くなって病院に入院したときは1食260円の食費代を支払わなければならぬわけです。私は介護保険を年間64,800円払っております。その中で2割の医療費の負担それから1日入院しますと一食が260円その3食分を支払わなければならないわけです。そういう観点からいうと少し子育ても大切でありますけれどもその辺の均衡も考えながら進めていかなければならぬのではないかとそういう懸念があるものですからその辺についても伺って参りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤守議員の方から学校給食についての質問をいただきました。基本的に教育委員会の方で準備を進めているという関係から町長の方にご質問をいただきたい項目につきましても一部私の方から答弁をさせて頂きたいと思います。まず給食センターの職員体制の関係でございます。基本的にこれらの募集関係も教育委員会でございますから基本的な考え方のお話しを申し上げます。まず職員の関係ですが、給食センターの職員として事務の職員として正職員を1名配置したいと考えております。これは役場の

職員の中から考える形となると思います。臨時的な職員として1名を配置したいと思います。それから北海道から配置される栄養士1名という予定でございます。今回募集をかけておりますのは調理に関わる職員について募集をかけてございます。調理に関わる職員は8名を臨時に雇用したいとそれから代替の職員として2名を採用したいということで募集をかけてございます。幸いにも募集をかけました人数を大きく上回る応募いただいているという状況でございます。それから採用の条件等ということで調理師資格の問題です。これについてはやはり調理師資格があるのが望ましいという基本的考え方を持っていますが広く募集をかけたときに実際に調理師資格者のみで採用ができるのかと非常に不安がございました。そんなことから特に資格をしないで募集をかけたと思いますけれども、応募頂いた方の中には調理師資格を持っておられる方も数名いらっしゃいます。それから将来正職員化についての課題でございましたけども調理の仕事というのはやはり学校の就業中であり、夏休み冬休みそれから春休み等があると思いますけれども、特に夏休み冬休みについては雇用をする機会がないということで正職員化をするという考え方については持ってございません。それから募集にあたって広く町外からというそれからいろんな方法により美深町で職を求めるという考え方も一部ございますけれども、基本的に町民に限って募集をしたということではございません。町外からの応募を含めて可能な形で募集をかけているところでございます。そういう部分では実際に町外の方も若い方でも美深に戻りたいという方も応募をいただいているので今後面接試験等で採用を決めていきます。けれどもそういう形で採用になれば美深に帰ってきて仕事をしていただけるということが可能かなと考えております。それから地元の食材等と商店の活用の関係でございます。これについてはこれまでいろんな形で地元の商店関係者それから農業関係者との協議を進めさせていただきました。特にまず農業関係者についてはなかなか地元でとれる食材が地元の商店に入らない。そこはどうにかならないかということも商店関係者それから農業関係者とも協議を重ねましたなかなかと思うにまかせない状況にあるのかと思います。それから商工関係者につきましてもその納入の意志を含めて全体に話を呼び掛ける中でそれらの意向を伺ってきたところですけれども結果としてとか一般的に思うように、よしという形にならないのが現状です。1回や2回ではなくお店を確保して足を運びながら回る中農協等の関係につきましても何回も足を運び協議をさせて頂いた中そういう状況ですが現時点ではそういう状況であるということですから実際にスタートして色々な状況から実際に農家の方もそれから商店の方も状況が見えてくればこれならできるということがどうにか生まれてくれれば良いなと思っていますし、特に地元の農産品について何とかひとつでも多く少しでも多く給食で使えるような努力は継続的にしていくかなければならないと思って考えてい

るところであります。一応そこでそこら辺について私の方から答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 藤守議員から学校給食について4.5点とありますご質問をいただいたところでございます。冒頭の4点については教育長の方からそれぞれご答弁がありましたので私の方からはこの部分については避けたいと思いますけれども、5番目の給食費の関係で全道平均より安く設定しているとの条例も提案しているところでございますけれども、軽減措置をとるということです。どうしても我が町の商店街をさらには地元の商品産物を少しでも使おうということであります全道平均の他の調査より高くなる傾向があるわけありますけれどもしかしながらなんとか学校給食を安く提供できないかと全道で我が町の給食実施というのは本当に90何%が実施されている中、取り組みが遅かったと遅れたというかそういう状況であります。挽回するしかないわけでありますけれども、そういうことを踏まえてそして20年の30年近くにわたる学校給食の議論を踏まえて少しでも我が町の少子化対策更には人口が減る、こういう事にも子育てという考えの中で給食費を減額する事が出来ないかということを随分内部議論を含めてやってきましたところであります。もちろん財政的にもいろんな検討を加えてきたところであります。そういう中で最終的には判断として給食費の設定にあたって子育ての支援という観点に立って学校給食準備委員会の方からもなんとか全道平均を下回る給食費をお願いできなかという要望や意見書もいただいたところであります。従いまして運営費とさらに運営費の中に学校給食費だけでなく全体を運営するお金も必要なわけでありまして高くなるわけであります。そういうところも諸々考慮しながら減額措置2割軽減という考え方を出しながら提案をしているような段階でございますのでご理解を頂きたいと思います。まず高齢者との関係についてご意見を申されておりますけれども高齢者と子育ての関係は基本的に違うのだとご理解を頂きたいと思っております。子供たち子育てだけに軽減するというご質問もあるうかと思いますけれども、しかしながら高齢者は高齢者の部分で今取っている措置もありますし、また必要であれば今後そういうことも検討していくということになろうかと思いますので子育て支援という部分について特段のご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） ちょっと答弁漏れというか考え方を述べたところがはぐらかされたというか女性の活用はこの学校給食の施設の中では特に大切な部分である男性職員の募集もしたのでしょうかけれどもここでは参加してくれなかったのでしょうかけれども、女性が主な活動の場所だと思うのです。その中で臨時職員これが8名ほどですけれども教育長

は夏休み冬休みに休み期間があるから臨時で対応だと言いますけれどもその期間には食器や清掃作業だとかの色々な施設の仕事があるように私は伺っております。そこで働いている方に聞きますと臨時とはいえどもものすごい仕事量でありそしてその臨時調理人の中で衛生管理についての講習等の厳しい指導があって自分たちは対応していかなければならぬ職種であると臨時といえども厳しい職業なのです。そういう話を聞きました実際にこの文部科学省あたりが出しております指針によりましても検便は月に何回やりなさいだとか手洗いだとか衛生面については職員に対して厳しい指導がなされている中で働く者は臨時職員であるというそういうところが納得ができない部分があるわけです。どのような時間帯でこの作業をなされていくのか私は当然臨時とはいえども8時間労働されるのだと思っております。ですから正職員の中で対応できない部分の臨時職員を採用するというのはわかります。ですけども本来正職として採用しなければならない調理人というのはあるはずなのです。全員が臨時職員というのは果たして若者がそこで公募してくるかどうか私はその辺がちょっと不安なのです。例えば教育長でも町長でもそうですが身内の者で就職がなくて地元に戻ってきてとりあえず臨時職員でもいいから働きたいと臨時だけでも臨時職員のとなれば6ヶ月せいぜい8ヶ月でないかと思うのです。そうなったときに子供たちを呼んで臨時職員に公募させるかなと思います。自分の身に置き換えて考えてみてそれが妥当なのか。臨時はあくまでも臨時だと私は思っています。ですからその辺せっかく学校給食をやるからにはもう少し英断があってもいいのかなとそう思っております。昨日の一般質問の中にも町長は何かやるにはやはり人作りだと。人作りをしなければことは進んでいかないといいう答弁がありました。その中でもしかしながら人件費が問題だとそういう答弁をしておりましたけれども今給食学校給食を30年も40年もやってこなかった我が町で始めるのですからその辺の英断があってもいいのではないかと次期3期目に向けて意思表示をした町長の私は本音を聞きたいと思います。やはり人作りをしていかなければ町作りは成り立たないのではないかと思います。その件について。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 教育長さんからの答弁をさせようかなと思ったのですけど私の方でご指名でありますから答弁をしたいと思います。臨時職員として8名さらに給食関係3名、道からの派遣をいただくという関係でありますけれどもそういう意味では給食を実施することによって大きな職場といいますか仕事が出たとそういうことにはなかなかとらないかも知れないですが、我が町的にいえばまあまあ仕事場を作る事ができるのだと思っているわけであります。それで、時間帯だとか組立ての問題については教育委員会のほうから答弁をお願いしたいと思いますけれども8名の臨時職員というのは議員おっしゃるのは

1番良いのは職員化して定数化していくのが1番良いでしょうけれども、給食現場というのは先ほどから話があるように定数化していく職員化していくというのもこれは非常に難しいと人件費がかかっても良いということだとなかなかとらないわけでして全国的全道的にだいたいどこの町村もこういう雇用の実態で仕事をやっているところが実態であります。英断をしたらどうだとう言われがちでありますけれども、その部分については英断とかということにはならないとご理解を頂きたいと思います。ただ臨時といえども6ヶ月雇用そういう少し公務員的な関係では確かにあるわけでありますけれど6ヶ月10ヶ月とかで終わらせていくということにはなかなかならないということであります。本人の希望もあるでしょうけれども雇用を継続するところの観点に立って色々仕事にもなるしやってもらわなければいけないし良い就職を実施して行ってもらわなければいけないという観点、なるべく先程教育長からお話しもありましたように調理師の資格などあるわけであります雇用法を継続する形でそして実施をしていくこういう基本的考え方で立っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先ほどのご質問の中で働き方についてのご質問がありました。そのことについて答弁をさせて頂きます。調理員については8時間労働です。夏休み冬休み長期休業中に作業等についてですけれども議員がおっしゃるとおり全体の清掃があります。それから研修等がありますのでそれが全ての日にちがそういった部分で充てられるという状況ではありません。清掃につきましても1日～2日位、それと研修会ですからそう大きな日数にならないのが現実であります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 町長もおっしゃるように確かに公務員的な臨時職員ということにはならないと思うのでそれは理解しております。しかし今、国は女性活用を随分謳っているわけです。地方創生で事業を行うときにそういうような経費を見てもらうような事業の提案をしながら美深町が今までなかった給食をやっていくとのことについて訴えながら人件費のそれこそ地方交付税に参入してもらえるようなそういう努力をしていきながら正職化していく必要があるのではないかと。これは職員がこの施設がある限り職員を採用していくかないとならないわけです。明日あさってこの施設がなくなるわけではなくて永久にこの施設はあるわけですからやはり正職員は確かに役場から1人、道からも派遣されないとそれは事務的なことであって実際に子供たち、あるいは生徒の食に携わる職員はやはり臨時というのではなく少なくとも8人のうち2人くらいは正職員で真剣にその中で責任を持って働いてもらえるようなシステム作りをしていく考えはないのかなと私はそのくら

いの力は美深町にはあってしかるべきだとそう思っているのです。ですからそこは町長の力だと思うのです。その辺をもう少し真剣に考えてもらいたい。それから今教育長 8 時間労働であると 8 時間労働ということはやはり職員のそれこそ初任給の給料に値する賃金がなければ年間の賃金がなければ働く者としても意欲が湧いてこないとそんなことも考えたらやはりあくまでも臨時職員は必要なことはわかります。代替職員を兼ねて臨時調理人を採用しなければならないということはわかりますけれども、やはり真剣に働く職場として取り組んでいくならそういうことも考えていく必要があると。それから調理人ばかりでなくて役場の事務職員も含めてですけれども実際に搬入などを進める職員はどういう形であるいは民間に委託するという考えなのかあるいは町職員として採用されるのかその辺は答弁がなかったのですけれども、現実の職員は調理人 8 人、臨時職員 2 人、正職員、事務職員も 3 人とそんなもんじゃないかと現実に仁宇布など学校に搬入する車の運転手とかそういう人たちもこの学校給食の職員となるのではないかと私は考えていたのですけれどもその辺をお聞かせ願いたいと思います。それから職員を採用するにあたって美深を出て行きました高校生やらあるいは専門学校に行って進んでいる調理師を目指している生徒たちが結構いるように伺っており、そういう方たちのやはり美深町に帰ってくる、帰って来てもらいたいという考えがあるならやはり少なくとも正職員でなければそういう子供たちが帰ってくることが叶わないのではないかと思うのですよね。そういう意味からも私はいろんな形で美深高校にも支援をしておりますけれどもそういう採用する場も働く場所もやはり考えてやる必要があるのではないかとそう思う一人ですけれども。その辺もどう考えておられるか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） まず運搬の配送の関係ですけれどもこれについては業者に委託という形で考えておりますので職員として採用する予定はしておりません。それから正職員、臨時職員の問題ですけれども先程町長の方から基本的に考え方を聞かせていただいておりますけれども、やはり色々な状況の中で全てが正職員でそれができるということには素晴らしいことだと思いますけれども、ただ仕事の状況などからいってそれが全体として理解が得られるのかそういった部分で非常に厳しいと思っています。それからそのことによって若者が就職出来ないのではないかというお話しであったと思いますけれども確かにそういう部分があるかもしれません。ただ仕事の内容によってないとか現実的にはそれはかなわない状況であると申し上げてご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今提案といいますか説明している状況についてはご理解を頂きた

いと思っているわけでございますけれども、少し我が町の職員と言いますか臨時といいますかこれも含めて雇用の形態について藤守議員のご理解をいただいていると思っていますけれども、例えば機動班さらには幼児センターなどそういう現場の仕事を我が町が持っているとこの職場にもどこの町村にもあまりない例もありますけれども、多くはこういう部分を臨時で多用するわけであります。しかしながらうちは準職員という制度も持っておりますまして何人かの職員を中間的な位置づけで常時雇用しているこういう制度もあるわけでありまして、スタートは当面給食センターについてもこういう形でスタートしてその中でそれぞれ定着をしそういう部分についての数は本当に限られると思いますけれどもリーダー的に現場なりそういうところについては正職員となかなかできない部分があるわけありますけれども準職員化など将来考えていく必要があるとただこれからこういう部分について内部検討といいますか当面こういうスタートを切りながらやっぱり考えていく必要があるなと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それから道から学校栄養職員教諭という形で配置される予定となっているのではないかと思うのですけれどもこれは道に希望すれば必ずそれがというものなのですかどうかその辺を一点確認しておきたいと思います。この学校教諭の活用というものはとても大切なことだと思うのですよね。この教諭を採用するにあたってはこの制度の趣旨としては食に関する指導と給食管理を一体のものにするために必要であると。その中で地場産品も活用して給食と食に関する指導を充実させるこれが栄養教諭の目的で配置をするのだとそういうことになって道からどの学校にも全員が配置されるのかどうかこれは教員の数に限りがあるので希望が全て叶うというわけではないというそういう道教委の説明でしたけれども現時点としては美深町としては準備段階でその教諭が配置されているところですけれども来年開設に向けては心配がないと考えておられるのか。それから調理員の採用にあたりまして先ほど8人の内定を見てこれから面接をするところだという話でした。私は学校給食準備委員会の会議に1度だけですけれども参加致しました。その中でやはりどんな思いでこの準備委員会に参加しているのかそれぞれの委員の本音を問う文章では見られない部分を確かめたいと思って参加したわけですけれどもこれ1回しか参加することができませんでしたけれどもその中でこういう意見がありました。調理師さんたちの考え方食事を作る前の人作りの部分この部分が1番大切ではないか。そのためには早めに採用して準備を整えてほしいという意見が出されておりました。この件につきましてようやく8名の臨時職員の内定をしてこれから面接で決定されるのでしょうかけれども5月出発に向けて少なくとももう少し早めにその準備をしていくべきではなかったのかこの意

見をどのように受けとめたか。それから現実この学校給食に対して父兄がどう思っているかということ。こんなこと今頃聞くなとそんなことをおっしゃるかもしれませんけれどもこの第3回の委員会の中で委員のほとんどが学校給食を経験していないと学校給食を経験している委員は学校の先生だけでしたこの委員の中では。その中で改めてこの学校給食をやるには大変なことなのだとこの父兄がその意見を出しているのですよ。たまたま議事録を見ましたらこの人の意見だけが名前が出ていました。後は委員としか出ていませんでしたけれどもそして自分は単純に学校給食をやってくれれば良いなと思っていたけれどもいかに大変であるかということもう少し皆が知るべきであるとそういうこともおっしゃっていました。そのことも各中学校小学校の父兄がどう捉えていたのかなとそしてこの学校給食費の設定にどのような感想を持っているのかなと。私はその辺を教育委員会がどう抑えているのか。学校給食をやるからには地場産品を使えば当然給食費が上がることは承知の上だと私は思うのです。そういう意味で農協青年部も商工会青年部も請願を出したのでそれでできたのだと思うのです。ですからいま町長がおっしゃったようにできるだけ負担を軽くしてあげたいとそういったときに地場産品を使ったときにはこのくらいかかるけれどもこれでどうだろうかというその請願を出した青年部たちあるいは青少年育成協議会なりとどのような話をされたかそしてこの金額に落ち着いてきたのか私はそこが知りたいところです。当然地場産品を使うということは金額が上がることは誰しもが考えることですけれどもそれをいかに抑えるかは町側の考え方ですけれども今答弁の中に地場産品の活用はそんなにそんなに進んでいかれないと。色々と協議してみたけれども進めていく中で何とか考えたいという教育長の考えでしたけれどもその辺について。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） まず栄養教諭問題ですけれどもこれについて教員という形で配置がされております。道の配置基準でございます。1,000名以下の給食を実施する市町村にあっては1名で1,000名を超える場合には2名というのがあって道の配置基準ですから美深町の場合は1名の配置基準が該当にありますので1名配置されているということが基本になります。これはされるのかされないのかということではなくてされるということで現状なっていますので例えば栄養教諭がいなければ臨時にでもそういった方を探して配置がされることがあります。それから準備委員会の中でそれらの給食に携わる人たちに役職作りといったことが非常に大切だと説いた部分で早めに採用すべきでないかというご意見が出たという話を聞いています。それはその通りでございますし今回の時期に調理人を決めるその配置を給食の実際のこの町への提供については5月の連休明けに考えておりますが、それ以前に可能であれば2月3月のうちから研修なり、それから

機械の使い方を含めていろんな形で研修をやって調理人の訓練といいますかそういうことを積んでいきたいと思います。そしてスタートの時点ではスムーズにできるように訓練をしていきたいとの思いからこの時期に採用しそして2月なり3月の時点では準備にかかっていくということで考えておりまますのでそれについてはご理解を頂きたいと思います。それから父兄がどう思っているかと言われる通り準備委員会の中でも保護者の方から給食を始めるというのは大変なことなのですねというお話がございました。今回給食の試算をする中でやはり今お話しがあった通り地元の商店街地場産品をどうやって使っていくのかそのことによって総体的に経費が上がってくるということも、保護者を含めて皆さんから理解を頂いた状況でございます。試算の結果についてもすでに議員の皆様にも説明をしてございます。実際にやってみるのと比べてどうなのだということご理解いただいたと思います。その中で給食費それについては基本的に保護者がそれらの試算についての理解をされているということですし、それからそれについて各請願があった通り具体的に説明したという話がありましたけれども、これについてはこれまでいろいろな形、特に保護者向けに学校給食であります色々なこれまでの状況をお話ししていますのでこれらについても今後またしっかりと説明していく予定です。そういった中で給食費問題については準備委員会として一定の考え方をまとめて極端に安くしようということは言っておりませんけれども準備委員会について判っていただければという意見が出されているところでございますのでご理解いただけますようにお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） それから、地場産品を活用するそれはなかなか難しいことだという教育長の答弁の中にありましたけれども、JA北はるかあるいは商工会あたりがこの件についてどのように捉えているのかなと要は学校給食をやるということは消費者あるいは商店の活性化につながるようなことでなければやはり年々と商店も高齢化し農業者も高齢化がてきておりますけれども街の活性化にいくら商品券を発行してみても活性化にはつながってこないのではないかとそのためにはやはり何とかして地場でできる製品作りを促していく必要があるのではないかと。これは給食をやりたいという施策を出して丸3年になるのです。その間にやはり請願者であるJA北はるかの青年部あたりと真剣に自分たちが作って提供できるものが自らやってほしいとそういう施策を自分たちもやってほしいという提案をしてきたのかどうか。それでもできないという考えだったのか。それから商店街も青年部がありますけれどもどぶろく等の施策をしながら活動しているようですけれども、自分たちのできる足元でできる給食に提供できるような製品作りというものを仕掛けけるという方法をとってきたかどうか。その辺についてやはり行政としてそういう仕掛け

も必要ではなかったのか。例えば簡単に言うとみそ作りあるいは野菜作りそういうものはどこの町村でも和寒、剣淵、音威子府、風連等などみんな地場でやっておりますよね。そういうことを考えた時に美深町でできない原因はどこに何があったのかとそういうことも聞いておきたかったなどそういう思いであります。それから給食費が全道よりも下げほしいとそれはわかります。そして町長は老人に対しても介護保険に対してもさまざまな手当ををしていると教育も同じです医療費も無料だとか子育て支援に色々な施策が国の方から出されてやってきております。それは重々承知しながら質問しているところなのですけれども、やはりこの辺の不均衡な部分というものは直していかないといけないのではと思います。高校生が240円で病気になったときには1食260円を払わなければならないというこれは全国一律だから何とも言えませんけれどもそれは国の施策の中にも出されていることだから仕方ありませんけれども高校生が何で240円なのか。これは美深の高校へ通えば給食費がこれで食べられるのだから美深高校に通うかという生徒が増えるのかなとそんなことでもないような気がするのですけれども、この辺もなんとかと私は疑問視している一人なのです。その辺の考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 地元の產品農産物が100%使えるとか使えないとかそういう話ではございません。ただ日常的に農協さんを通じて地元の商店を通じて入るルートをなかなか出来ないということの話です。どうしてそこがそういうふうになんとか出来ないのかなと僕らも本当にそのところ考えていただければなどそして何回も協議をさせていただきました。一番の原因というのは使われる量の問題でこれはあるのだろうと思います。給食といってもやはり使われる量というのはそう大きな量ではありません。そのことで別ルートを作つて地元の商店が農協さんに買いに行くそういったことが本当にできるのかどうか。それはそれぞれのご商売の問題ですから何とも計り知れない部分はあるものですからやはり農協さんにしてみればそれぞれの仕入れとの関わりとかいろんなことがあってなんとか思うにまかせない部分があるのかということを推察するしかないわけです。それから野菜についてもやはりドンと丸っとそのままで朝入れて利用できるかというとやはり一定の加工がされてくるということが非常に大切なことになりますから、そういった部分でも実は難しいというものもあるというのも現実です。その辺は給食センターも一定の努力をしながらどうにか使える部分は使っていきたいと考えていますし、これまで生産者等についても農協さんの中でいろんな生産団体とのお話しを出していただいていますけれどもなんとかそれができないというところであります。やはりそれは先ほども言った通り流通の問題、わずかな量そうやって動かすことに対する難しさとそういったことがあるの

かと私たちも色々な部分でちょっとしたことをできないのかということを投げかけしているのですけれどもなんとかシステムとして組み上がっていかなといという状況だということでご理解を頂きたいと思います。それから高校生の給食費の問題ですけれどもお話しを聞いているとそこは一定程度引き下げる必要はないお話しで言われたのかなと思っているわけで今回の高校生給食費についてはこれまで高校振興協議会等を通じて肉付けのひとつ的方法として色々な支援をして来たという状況でございます。給食の実施についてもそういった視点から高校に呼び掛けをしてアンケート等の実施をしていただきながら一定の方向を出してきた。そういう中で小中学生と同じ一定の扱いの中で給食を提供していきたいという考え方で金額を設定してきたということでございます。わずかな金額ですからそのこと自体がそのことによってそうこうするということではなく、そのことだけを取り上げてやるかというとそれは難しい部分もあるのですがトータル的にそういった部分で少しでも美深高校の魅力を構築していきたいという思いが入っているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あまり時間がなくなってきましたので少し私の方からも答弁したいと思いますけれども今声だかに言われているように地方創生という依頼でありまして非常に大事なウェートを占めているとこういう時代に入りましたそういう中で本当に遅ればせながらということで給食に取り組んでいくということについて私も良かったと思っておりまして、又、その中の子育て支援、これら地方創生の中でも非常に大事な施策になっているとそういう中で給食を取り上げながら給食費の減免もやれる事については私としては非常によかったなと何とか町民の皆様にご理解をいただきながら実施できる実施させていただくこれは大きな我が町の施策として非常に大事なことだと考えながら提案もし、ご理解もいただいていると思っているいろんな議論があるのは承知しているわけですけれども、なんとか長年時間がかかりましたけれどもここまでこぎつけることができたのは良かったそんな感じを持っているところです。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 地場産品のことにつきまして、教育長は何かちょっと誤解しているのではないかと思うのです。全てのものが私どもの町で取り扱いできるなんていうそんな考えをみんな持っていないと思うのです。ただそれを使えるような努力をしていくべきだとそれには商店を通して使うのではなくて農協さんが自ら搬入できるようなシステム作りもして欲しいとそういう指導も農業者にはずいぶん手厚い支援を国やら道や町もしているのですから、そういう努力もしながら町作りをしてほしいと、強い要望を出すべきだ

と思うのです。それから地場産品は時間もなくなりましたけれども学校給食甲子園というのをご存じですか。これは今回で9回目かなんとか全国でやっております。北海道道北ブロックから全道で6ブロックに分かれて全国で行われております。この学校給食は地場産品を使った学校給食甲子園という学校給食の職員がいかに地場産品を使った食材を子供たちに与えているかという争う大会があるわけなのですけれども、この給食の日本一に秋田県の藤里町という町が今年はトップになったようです。ここは3,700位の人口です。そういう小さな人口での町でもこの日本一の地場産品を使った給食を提供している学校があるわけです。そういうことの情報等を踏まえながら私どもの町も遅ればせながら学校給食を始めるのですからその努力が見てこないと私は納得ができないところなのです。その辺教育長はどう捉えてこの学校給食を5月から始めようとしているのか聞かせて下さい。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 私が先ほど言ったのは少し誤解されたのかと思うのですが全ての食材を地元でやるという形で先程全てと申し上げたのではなくて地元で使えるものを全て使えるということはなんとか難しいよという趣旨で申し上げたものでご理解を頂きたいと思います。それから農協青年部等含めてそういった方法等ができないかということもすでに色々とご相談を申し上げできていますけれども、農協から直に入れることはできないかとご相談も申し上げておりますけれども、なかなかそうはならないということです。すでにこれまでお話しした通り幼児センターで言えばこちらから農協へ取りに行つてということもしているわけですけど、そういうことも視野に入れながらいろいろ相談をしているということもご理解を頂きたいと思います。可能な限りそういった事も含めてやっていきたいと思います。それから先ほどひとつ答弁漏れしたのですが店についてどうだとのお話がありましたけれども店についても給食センターでできないかということで町民を含めてやってみようというお話しでやっておりましたけれどもいかんせんやはり保健所の方から販売許可を取らないとダメだということでそれについては断念せざるを得ないという状況もご理解頂きたいと思います。それから学校給食甲子園の関係ですが基本的にはそういったことがされている事は理解をしていましたけれども詳しい中身を全て理解していることはなく知識を持ち合わせていないというのが正直なところです。今の話を聞かせていただきながらやはり学校給食のひとつの目的としてはやはり食育ということが大きなことがありますから栄養教諭の置かれている先程お話しが合った大きな仕事の部分になります。そういうことも含めてスタートから全てができるということはなかなか難しいということはご理解頂きたいと思いますけれども、実施をする中でいろんな形でそう言って求められるものを実現できるような努力もしていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤守君の一般質問を終了いたします。

◎ 日程第2

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 第45号美深町地域包括支援センターの運営および職員の基準を定める条例の制定について及び議案第46号美深町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案45号、46号 地域主権改革に関する第三次一括法に関する部分でありますけれどもこの条例制定について一括して提案説明を申し上げます。これらの2件の条例はいずれも昨年成立交付された地域の自主性を及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、いわゆる地域主権に関する第三次一括法によりまして、法令による義務づけ枠付けの見直しと条例委任が行われることにより制定するものであります。第45号議案は地域包括支援センターの運営及び職員の基準、第46号議案は美深町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等についていずれも介護保険法の規定に基づいて、これまで国が定められていた基準を条例で定めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明させて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

以上、説明をさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上、議案第45号並びに議案第46号の説明を終了いたします。

◎ 日程第3

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第47号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案説明申し上げます。学校給食センターについては平成27年度か

ら開始する学校給食の提供に向けて建設工事は順調に進んでおり平行して管理運営に係る準備を進めているところであります。この条例は施設の供用開始にあたって設置と管理に関する基本的事項を定めるものであります、児童生徒の給食費につきましては子育て支援の観点から当分の間これを軽減する特例を設けたところであります。議員各位のご理解を賜り原案決定頂けますようお願い申し上げて説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○副町長（今泉和司君） 以上、議案第47号の説明をさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） お願いがございますが、1つは新規条例でございますしこれに伴う規則について条例が決まってからだと思うのですが、案があれば検討の資料にさせて頂きたいと思いますので提出を如何かなとお願いしたいと思いますが、それと今質問に入りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） では今通りですね。

○9番（岩崎泰好君） 規則について説明ができるかどうか

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター室長。

○給食センター室長（竹田 哲君） 規則なのですが条例と併せて作成に入っておりましたけれども、完成形というかお見せできる形にはまだなっておりませんので一応の形でなっておりますけれどもまだ出来ていないというのが現状であります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今日の条例の審議にあたってそれらは提出できないということでおろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター室長。

○給食センター室長（竹田 哲君） 作成途中ですのでできない形になります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは質間に移りますが、基本的には新規条例の場合には条例とそれに伴う規則というのが普通は平行して付くのが原則と思っておりますが、できていないというのであれば仕方がございませんので、質問で質疑の中で色々聞いておきたいことを述べたいと思いますが、1つにはこの条例そのものの根拠とする法律がどこにあるのかということでございますが、これは第2条で地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の第30条の規定に基づくという様に書いてこの条例を作り上げているところなのですが、ここに根拠を置いた理由をまず1つは聞きたいと思います。本来であれば第1条に学校給食法をしっかりと持ってきて今回学校給食を進めるにあたっての基本的な目的とすべきだと私は思っているのですが、そこに根拠を置いた理由を聞きたいことがまず1点です。それからこの条例の中には業務の内容というのが条例で謳っていません。それから対象とする給食の対象者について明記がされていません。条例の第10条の学校給食費の部分でこういう方たちが対象なのかなと思うところですがそれらの条文が明記されていないのはなぜなのかということと、それと3点目は第8条の運営委員会が第7条と8条に関係するのですが運営委員会の中に栄養教諭というのが入っていますが先ほど来の説明を聞くと栄養教諭は職員の一員になるのだということなのですが、この辺の整合性といいますか特に第8条では報酬等費用弁償等の問題も発生してきますし、栄養職員の立ち位置というかその辺がどこにあるのか、多分ここから推測すると中学校の美深中学校の教員という形で採用するようになると思うのですが、その辺の整合性についてその3点についてお伺い致します。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） まず第1点の条例の根拠ということなのですが、今回の条例の第2条で言っております地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条規定のこれにつきましては教育機関を設置することができるというこういう規定でございます。その中で給食センターを設置するというところでございます。それに伴いまして学校給食法の中で学校を国及び地方公共団体こういうところについては学校給食の健全を図るということがありますので、それも合わせての形の条例の根拠となると思っております。それと2点目の業務内容ですが、これにつきましては今回条例ですので詳しい形というのは規則及び運営要綱的な形で業務の内容を示していくということになろうかなと思っております。それとこの条例の中に対象者が示されていないというところなのですが、先程言いましたが学校給食法の中でそれぞれ町がたとえば設置しなければいけない。更に保護者が例えば給食費を払わなければいけないということが学校給食法の中で明示されておりままでのこの条例の中では明記していないということになります。それと栄養教諭の運営委員会の中の位置づけということなのですが、これまで色々お話しも出てきております学校給食を提供するにあたっては専門的知識を有する方で栄養教諭の配置が必要ということでどちらの学校に配置されるかまだ決まっておりませんが配置はされます。その中で知識を持った方そういう方がやはり運営委員会の中に入って議論をしていくという形となります。報酬等につきましては当然別の形の給料が出ますので報酬等は出ないという形になります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 地方教育行政の組織により運営する法律というものは学校給食法に基づくものであるという話であったのですが、学校給食法でいきますと対象者は今美深町の環境の中で行くと小学生と中学生ですね。と私は解釈しているのですがそれでたまたまこの条例の中に枠を広げて高校生を入れたとそういう関係で抜いたのかなと推測はしたのですが、当初学校給食が始まるにあたっては学校給食法が示すところの目的にのっとって学校給食をしたいという大きな求めがありました。それに基づいて実施する学校給食なのですから基本的にはこの第1条に学校給食法に基づいてその目的に基づいてと明記をすべきでないかと私は考えるところですが、その高校生に対する給食については別な条文を加えて付けるとか何かそういうことにしないと目的が非常に曖昧になってしまっているのではないかと思います。学校給食に関しては条例がこれ1本しかないのでしょうかから、その目的がしっかりとしていないということが何か不安というかおかしくなってくるのではないかと思うのですが、そのところはどうなっているかということと、それから今業務内容は規則でということでございますから本当は規則を見たいところだったのですが、とにかく最初の根拠とする法律をしっかりと打ち出していくのが条例ではないかと思うのですがそのことについて教育長はどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今回の条例はあくまでも設置及び管理に関する条例ですから施設そのものが教育施設であるということも設置の目的ですからその2条で謳っている地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということに根拠を持っている。学校給食法そのものが実施をする内容それが給食法に基づいて実施をされるという意味でありますので、設置について給食法の実施の部分である学校給食法の部分を根拠に持ってくる必要はないのではないかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 3回目ですが、他の市町村の例を見てくると多くは学校給食法に基づいてという1つの設置に関する学校給食についてはこれ1本しかないわけですからその大きな目的を謳っているのが多くあるのです。本来学校給食の実施にあたっては目的が明確にやはりここでするべきだと思うのですが、それを出してこない理由がよくわからぬのです。単に設置のための第1条であるならばこれはある意味規則の第1条に謳うべき項目と私は解釈するのですがどんなものでしょうね。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 先程答弁申し上げた通りでございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 設置の条例ということで入っていないのかそれとも今言ったように規則が別に作成中ということでそちらに盛り込まれるのかどうか。ちょっとその辺も含めて1点聞きたいのですが。準備委員会等の中でも議論のあったアレルギー等に関わる部分で小学校や中学校の中でも数名の方が現在にいらっしゃるようなのですが、そういう部分というのも条例に入るのかなと思っていたのですが、どのような形で対応して行くのかお伺いしたいと思います。設置かもしれないのだということで

○議長（倉兼政彦君） 竹田給食センター室長。

○給食センター室長（竹田 哲君） アレルギー対応につきましては、アレルギー対応基準を作りましてそれに則って行うということで条例に特別に載せるという考えは持っておりません。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 9番の議員と重なる部分があるのですけれども、運営委員会の定数が10名となっております。その中に栄養職員が入っているということですが、私はあくまでもこれは職員だと思っているのです。ですからここに入ってくること自体はやはりおかしいのではないかと思います。やはり外部団体の運営委員を選任してそして栄養職員は提案者として説明員等の役割があると思いますので、この辺おかしいなと思うのが1点、それからもう1つ運営委員の事務員の枠は学校、PTA、学識経験者とありますけれども学校の校長先生は小中高と4人PTAといったら小学校中学校仁宇布と3人そうすると学識経験者はおのずと人数が制限されてくると思います。やはり町民の負担をしながら学校給食をやるのですから学識経験者というか町民参加もあってしかるべきではないかとそのように思っているところです。それからもう1点先程9番議員もおっしゃっておりましたけれども、学校給食の対象者というものはやはり管理規則の管理条例の中に盛り込むべきだと私は思うのです。その点。それから規則の中に盛り込むのかどうか私はこの辺定かではないのですけれども、給食の日数といいますか実施日数といいますかこういうものも管理規則には入ってくるのかなとそんなことを思いながらいるのですけれどもその辺の見解についてもお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） まず1点目の運営委員会の栄養教諭の関係ですが先ほどもお話ししましたけれども学校給食法の中で学校給食に提供にかかる栄養の部分から専門的な知識を持った栄養教諭を配置するということになっています。非常に学校給食の部分では大切な役割を担っていますということでございます。ある意味事務局的位置づけもあ

ろうかと思いますが単に事務局と言いますとその場での意見そういうところがしっかりと申し上げられないという部分もありますし、委員会としての形の中で重要なアドバイス、意見を申し上げるとかそういう立場ですからこの運営委員会にはやはり必要であると考えています。それと人数の件ですが各学校長、それとPTAの代表で学校の数と合わせていきますと大体10人近くになろうかなと思っております。その中で学識経験者につきましては実際に食に関わる仕事をされている方、そういう方にも入って頂きます。今まで準備委員会の中で基本的な意見を申し上げて頂くという中では一般公募的な部分はなかったわけですがPTAの代表の中から保護者の意見等を汲み取ってきたということあります。今後は運営委員会になりますからある意味実施に関わる部分の専門的なところを議論していくというところから10人という形でそれぞれこの委員の方にお話し合いをして頂くようになっております。それと対象者につきましても先程も申し上げましたが学校給食法の中の区分に基づいてというところがありますのであえて条例の中には明記をしていなかつたというところです。それと給食の提供する日数これは特に規則でも定めるつもりはしておりませんのでこれは何か学校の運営の中で考えていくことになるかなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） まず運営委員の件ですけれども栄養教諭はあくまでも管理者だと思うのです。学校給食の。その中で意見を述べるのは管理者としてこういうようなというアドバイスをする。意見はどんどん述べていかなければならないのですけれども運営委員会の中に入る必要はあるのかどうか。私はもう少し運営委員会の中の範囲を広げるべきだと一般市民にも広げるべきだと管理者として参加するのではなくて管理者がそこに入るのではなくてやはり事務局、或いは管理責任者として委員会には当然参加するのですからその辺ちょっとおかしいのではないかなど私は思っているところです。それから学校給食の対象者を明記しなくともいいというのはなんとなくどうしてなのかなとここに小学校或いは高校までの職員対象者の1日の日額給食費の日額が載っているからいらないというのであれば、私はそう言うならばこれはそれこそ省いてそして対象者は小学生から高校生の職員までの対象者としますとして、そして附則でここに出てくるような形の中でそれも然るべきかと思ったのですけれども、やはり対象者は必要なのではないかと思います。それから規則でも給食の実施日数は設定しないということでしたけれども学校給食費を徴収するにあたっては、やはり概ねの日数というものが必要になってくるのではないかと思うのですけれど、それを設定しないという理由はどこにあるのかということです。疑問視したいところです。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） まず1点目の運営委員会の中に栄養教諭が入るべきでないというような主旨の話だったかなと思うのですが先程の話の繰り返しになってしまふかも知れないですがやはり委員会という形の中で専門的な知識を持った栄養教諭が発言をしていくというところは当然必要であるという認識を持ってこの中に配置をしているということですのでこの辺はご理解を頂かなければいけないと考えております。それと多くの町民をというようなそういうご意見もございますけれども、際限なくということにはならないのかなと思います。PTAの代表等が入りますのでそういうところから保護者なりの意見を聞いていくという形になろうかと思っております。それと対象者の件につきましては先ほど教育長が申し上げた通りこの条例の設置をするというような条例の考え方の中で示していないということでございます。それと実施日数につきましてはきちっとした形で何日と明記する考えは持ってございません。当然学校運営の中で給食が必要な日ということは明確にされていきますのでその辺で対応していきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 最後の学校給食の日数は教育委員会では定めないということですけれどもその辺がちょっと理解できないのですけれども、当然給食費は日数で押していくのだと思うのです。だから当然夏休み期間中は学校給食費を払っていかないのだろうと思います。例えばそういうことを考えましたらやはり概ねの日数は出てきて当然だと思うのですが、学校に全てを小学校中学校に任せてその都度変更していくという考え方ですか。そうすると臨時職員の採用等もまた変更に職員のそういう形も変わってくるのではないかと思います。日数があつて初めて進めていくのではないかと思うのですけれども違うのですか。それから栄養職員がここに入ってくると私はどうもこの運営委員会の中には当然学校給食センター長や教育長やそれから事務職員も入ってきて教育委員会としての意見を述べながら進めていくのだと思うのです。ですからあえて必要があるのかなとそんなことを考えているところです。以上で3回終わりましたので別な機会に。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） まず初めの給食の提供日数の関係であります。どうしても定めなければならないというお話しですけれども、当然のごとく学校につきましては毎年毎年授業日数的なものを決めております。その年によって例えば休む日数も一部変わってくるかなと思います。そこを教育委員会が何も関与しないのかというような話にも若干聞こえたのですけれども、それはそういうわけではありませんのでやはり教育委員会として学校の運営に十分関わっていくというのは当然で、授業をやる日と給食が必要な日というのは決まってきますので、その日数によって給食費の徴収をしていく形なのかなと思いま

す。それと運営委員会ですが栄養教諭がここに入るのが適切でないということのようなお話しながら栄養教諭につきましてはそれなりの専門的な知識という部分では非常に大切な重要性のある職だと思っています。やはり委員会の中でしっかりと意見を述べて頂いて、さらに事務局的には当然教育長なり後は担当者なりが入ってこの委員会の中では色々な話を進めていくということになりますのでここに配置するのは適当なことであると思っています。

○議長（倉兼政彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。お謀りいたします。本件については産業教育常任委員会に付託をしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って本件については産業教育常任委員会に付託することと決定をいたしました。

◎ 日程第4

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第48号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について及び議案第49号職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第48号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正及び議案第49号職員の給与に関する条例の一部改正について一括して提案説明を申し上げます。まず議案第49号を先に説明いたしますが、この一般職の給与条例につきましては国家公務員の給与に関してなされた平成26年度人事院勧告に伴うものであります。勧告では俸給月額、勤勉手当、通勤手当について民間の給与水準に準拠した引き上げが行われております。また議案第48号では町長、副町長、教育長及び議會議員の期末手当を改正するものであります。これまで特別職・議會議員の期末手当は人事院勧告を勘案して定めてまいりました。今年の人事院勧告において勤勉手当の引き上げが勧告されておりこれを考慮して年間0.15ヵ月引き上げようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

- 副町長（今泉和司君） 以上、議案第48号、49号の説明とさせて頂きます。
- 議長（倉兼政彦君） 以上で議案第48号並びに49号の説明を終了いたします。ここで暫時休憩をいたします。

再開は、13時10分といたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後13時10分

- 議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第5

- 議長（倉兼政彦君） 日程第5 議案第50号美深町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山口町長。

- 町長（山口信夫君） 議案第50号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正につきましては道路法施行令の一部を改正する政令において道路占用料の額を定める所在地区分が3区分から5区分に細分化され地価水準に即した額に改正されたことに伴いまして本町においてもこれに準じた改正を行うものでございます。よろしくご審議頂き原案を決定して頂けますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

- 議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

- 副町長（今泉和司君） それでは議案書の32ページをお開きください。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

- 副町長（今泉和司君） 以上議案第50号の説明をさせて頂きます。

- 議長（倉兼政彦君） 議案第50号の説明を終了いたします。

◎日程第6

- 議長（倉兼政彦君） 次に、日程第6 議案第51号 美深町公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第51号 美深町公園指定管理者の指定について提案説明を行います。現在美深町環境整備協同組合を指定管理として管理運営している5カ所の公園につきましては平成26年度末をもって3年間の指定期間が終了いたしますので新たに平成27年度から5年間指定管理による管理運営を行うものであります。管理者の選定に当たって希望者を公募したところ現在の指定管理者である1団体から申請があり提出された事業計画やこれまでの管理実績について指定管理選定委員会において総合的な審議を行い候補者としてきたところであります。この間の管理状況を見ますと自然が調和された公園環境を維持しており、町民の憩いの場としてふさわしい適切な管理運営がなされていると評価しているところであります。また指定管理期間につきましては人材の確保や継続的なサービス水準の維持向上を図る観点から5年間としたところであります。以上地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂きご決定して頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書36ページお開き頂きたいと思います。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○副町長（今泉和司君） 以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 議案第51号の説明を終了いたします。

◎日程第7

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第7 議案第52号美深町体育施設指定管理者の指定について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第52号 美深町体育施設指定管理者の指定について提案説明いたします。美深町体育施設の管理につきましても公園と同じく平成26年度末で3年間の指定期間が終了いたしますので、新たに平成27年度からの指定管理の指定について提案するものであります。指定管理者の候補につきましては11月に公募を行い美深町内の事業者1社で現在の指定管理者でありますけれども申請があったところであります。事業者の選定につきましては指定管理者選定委員会において申請内容の審査を行い候補者として選定したところであります。なお指定管理期間につきましては事業者の施設管理の継続性による経営の安定化と雇用の安定確保が図られるように5年間の指定管理とするものでございます。以上地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて議会の議決を求め

るものであります。以上宜しくご審議頂きご決定だけますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○副町長（今泉和司君） 以上説明させて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第52号の説明を終了いたします。

◎ 日程第8

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第53号 平成26年度美深町一般会計補正予算第10号から議案第59号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第2号について一括議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第53号から議案第59号で提出しております一般会計及び5特別会計並びに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。まず、初めに議案第53号 平成26年度美深町一般会計補正予算第10号でございます。今回の補正予算につきましては、事業量の増減、修繕など緊急性のあるものほか、電気料値上げの対応、給与等の引き上げなど人件費の調整、そして8月の大震災に係る利子補給事業などの新たな事業について予算を措置するものであります。主な内容を申し上げます。まず、総務費では社会保障税番号制度いわゆるマイナンバー制度の準備として中間サーバーと税務システム改修の経費を措置いたします。民間アパートの建設を予定して予算措置した防災情報端末機の設置工事については建設希望者がなかったためこれを減額いたします。民生費では10月をもって受付を終了した臨時福祉給付金の額が確定しましたので、この不用額を減額いたします。衛生費では、美厚生病院運営支援補助金が確定し、予算額が下回りましたのでこれを減額いたします。今年度、厚生病院のCT装置の更新に係る補助金を処置しておりましたが、これに加えてX線写真のデジタル画像化システムの導入経費を補助することといたしました。ついてはこれに係る債務負担行為の追加補正を第2表で提出しておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。農林産業費では、8月の大震災で被害が大きかった生産者に対し、農業経営緊急支援資金の対応が出されますが、この資金に係る利子補給をおこなって被災農家を支援してまいります。商工費では、1月末の完成を目指して工事を進めているびふか温泉木質バイオマスボイラの竣工式を開催いたしましたく、これに係る経費を措置いたします。土木費では、東1号道路北線など

道路改良工事について事業量の変更に伴う減額を行ってまいります。また、民間賃貸住宅建設事業補助金について、本年度 1 棟分を見込んでおりましたが、建設希望者がおりませんのでこれを減額いたします。消防費では、上川北部消防事務組合で発注した消防救急デジタル無線整備工事で大きな入札減が出ておりますので、これに係る負担金を減額いたします。教育費では、備品購入費で学校給食の配送車と給食管理システムの購入費を措置いたします。最後に職員給与費ですが、臨時異動、各手当に係る支給区分の移動、そして給与条例の一部改正で提案している給与改定に基づきまして、人件費総体を整理するものであります。次に、歳入でありますが、ただ今申し上げた歳出予算の補正に係る特定財源について追加、減額したほか、町債では事業量に合わせた増減、種別外災害復旧事業債の追加を行っております。これに加え、国の平成 25 年度補正予算で措置された、がんばる地域交付金と前年度繰越金の保留分を計上しますと、一般財源に余裕が出てまいります。従いまして、当初を予定していた公共施設整備基金からの繰入 1 億 756 万円については全額これを取り止めます。さらに余剰金が生じる 3,200 万円を公共施設整備基金に積み立てることにいたしました。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 7,179 万 9 千円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 47 億 9,586 万円となるものであります。次に、議案第 54 号 平成 26 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について説明申し上げます。今回の補正につきましては、後期高齢者支援金の給付額の確定による支援金追加のほか、職員の異動、給与改定に伴う人件費の整備を行うものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 63 万円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 6 億 9,317 万円となるものであります。次に、議案第 55 号 平成 26 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第 1 号について説明申し上げます。この補正につきましては、広域連合への運営事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。これによりまして、後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 42 万 6 千円を減額して、予算後の補正総額は歳入歳出それぞれ 7,527 万 4 千円となるものであります。次に、第 56 号 平成 26 年度美深町介護保険特別会計補正予算第 2 号について説明を申し上げます。保険給付費の内、居宅サービス給付費等において利用者の増加が見込まれることから、それぞれ追加補正すると、職員の異動と給与改定に伴う人件費の整理を行うものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 2,855 万 6 千円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 2,655 万 9 千円となるものであります。次に、議案第 57 号 平成 26 年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について提案説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、電気料の値上げに伴

う光熱費の追加と入札執行残を減額、職員の異動と給与改定に伴う人件費の整理を行うものであります。これによりまして簡易水道事業特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ435万6千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5,039万4千円となるものであります。次に、議案第58号 平成26年度美深町下水道事業特別会計補正予算第2号について説明申し上げます。この会計につきましても、簡水と同様に電気料の追加、入札執行残の減額と人件費を整理するものであります。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ90万9千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2億3,981万1千円となるものであります。次に、議案第59号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第2号について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出で電気料の追加、入札減に伴う減額と人件費の整理を行いまして総額14万3千円の追加を行うものであります。資本的収支の収入では消火栓工事負担金12万5千円を減額し、支出で入札減153万9千円を減額するものであります。以上、一般会計及び5特別会計並びに水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第53号について説明をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○総務課長（渡辺英行君） 以上を一般会計補正予算第10号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 羽野住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 別冊配布、議案第54号について説明させて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（羽野保則君） 以上、議案第56号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 木戸産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） それでは議案第57号の説明をいたします。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○産業施設課長（木戸一博君） 以上、議案第59号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で第53号から議案第59号までの説明を終了いたします。

◎日程第9

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 報告第6号 を議題といたします。

総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告を頂きます。

総務住民常任委員長 4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査報告をいたします。調査事項については、防災対策の現状と課題、調査方法については聞き取り調査、調査日は平成26年11月12日であります。調査の目的は、東日本大震災以降、全国的に防災に対する意識が高まる中で、我が町においても本年8月の集中豪雨被害は改めて常日頃からの防災対策の備えの重要性を認識させられたところであり、防災対策の現状と課題について調査するものであります。調査の内容につきましては、1、2とありますがご一読頂きたいと思います。調査のまとめは朗読をもって変えます。東日本大震災以降、全国的に防災に対する意識が高まる中で、我が町においても本年8月の2度に及ぶ集中豪雨被害は常日頃からの防災対策の備えの重要性を改めて認識させられたところである。その中で防災の情報提供を主とした防災情報端末機については、本来の目的である防災情報発信という重要なアイテムでありながら、町民意識の中では希薄になっており、改めて防災情報端末機の在り方を認識してもらうことが必要である。まず、その位置づけ、意識付けを今回の災害を契機に浸透させるべきである。その上で情報の発信の方法についても全町民が情報の共有を図れるような情報発信の工夫をすべきである。避難場所については各自治会の中で、施設的に整備されたところを避難所としているが、堤防より低いところもあり、堤防決壊時を想定した地域内での2次避難場所の選定を地域内で検討しておくことが必要である。さらに災害時の防寒備品や非常食を少量でも常時各避難所に配備し、配備品は短期間での更新に心がけると共に、選定についても最新の情報に基づいた備品整備に心がけるべきである。そして、災害時の各避難所における停電対策等ライフラインに支障のないよう万全の準備を図る必要がある。我が町においては、厳冬期災害も想定されることから、産業活動や住民生活のライフライン等の緊急時における対処体制を今一度確認すべきである。また、未だ仁宇布地区と美深間の一部などに携帯電話の不感地帯もあり、解消改善に向けた取り組みを望むものである。天災は忘れたころにやってくるとのことわざがあるが、災害の少ない我が町においても、常に災害はあり得るという意識を持つことが必要であり、そのためにも各自治会及び自治会連合会を巻き込んだ十分な議論と連携連絡網の体制整備を確立すべきである。以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告にご質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

それでは次、諸岡産業教育常任委員長。

○ 7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会所管事務調査報告。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告をする。
調査日 平成26年10月14日、調査の目的 平成26年8月14日から15日及び24日の豪雨による農業被害状況、2、同じく道路河川の被害状況、調査内容については1番目の現地視察調査地、2番目は8月14日15日の豪雨による農業被害状況、3番目も24日の農業被害状況、4番目については道路河川の被災状況、それから5番目については災害要因と初動対応につきましては報告の通りでありますので省略させて頂きます。続きまして、調査のまとめです。まず1番目、農業被害状況、平成26年8月14日から15日の農作物被害状況は、水稻、小麦、小豆、馬鈴薯、南瓜、アスパラ、牧草、デントコーン、スナップエンドウの9品目で、被害面積は2,683アール、被害額2,319万1,859円。8月24日の大雨の被害面積、800アール、被害額は325万8,326円である。この平均収量は、過去5年間の収量から最高値、最低値を除く3年分の平均値。基準単価は道の平成26年度農作物被害報告に用いる単価であり、スナップエンドウについては過去5年間の平均値としている。被害額については、農作物の最終収穫での額面で被害状況が分かるもの。所管調査日では判断されないが、南瓜、牧草、馬鈴薯、小麦、デントコーンなどで多くの被害額となった。2番目、道路、河川の被害状況、8月4日から5日にかけての豪雨により、町道及び河川等について過去最大と思われる被災を受けた。この規模は10月8日現在、52路線67箇所となっている。災害箇所の復旧状況は、本復旧39箇所、応急復旧12箇所、未着手が12箇所となっており、その他の4箇所は北海道管理河川等であり、迅速な復旧活動について関係機関との協議を行われている。各箇所の復旧が完了していない原因としては、8月24日の豪雨により応急復旧済箇所の再被災や未復旧箇所の被害拡大など復旧作業の進捗に影響及ぼした。8月5日に、多くの路線で通行止めなどの措置をとり、二次被害の防止に努めた。こうした中、旭川市の新谷建設による天塩川左岸道法面土砂崩壊箇所における復旧活動や町内の谷口木材による東1号道路冠水箇所への土囊設置など民間の支援を受け、その自主的な活動に対し町から感謝状の贈呈を行った。また、大きな被害を受けた辺渓5線11号道路と斑渓東2号道路については、10月8日の災害査定が終了し、国の補助による復旧工事を行うことになった。辺渓5線11号道路は冬期間の工事施工により、今年度中の開通を目指す。斑渓東2号道路については、本年度被災状況の調査応急復旧工事として畑に崩落した土砂130立方メートル除去や大型土囊154体の設置を行い、本復旧は大規模な盛土施行を主体とした工事となるため、来年度の融雪後に行う予定である。8月の豪雨は、昭和51年、38年前の1

21ミリ、24時間雨量を上回り、観測史上最大の151.5ミリを記録した。近年の気象変動は著しく、たびたび短時間豪雨が発生しており、いつ起こるか分からない災害から、人命、暮らしを守るために早期に防災対策の見直しが必要である。以上報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今のご報告にお尋ねの旨があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 発言なしと認めます。

◎ 日程第10

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

11日は議案調査のため休会としたいと思いますが、そのように決定して異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

従って、11日は休会とすることと決定いたしました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

平成 26 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 26 年 1 月 12 日)

◎議事日程（第 3 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 47 号（美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について）
- 第 3 議案第 45 号（美深町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について）
- 第 4 議案第 46 号（美深町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について）
- 第 5 議案第 46 号（美深町町長等の給与に関する条例等の一部改正について）
- 第 6 議案第 49 号（職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 第 7 議題第 50 号（美深町道路占用料徴収条例の一部改正について）
- 第 8 議案第 51 号（美深町公園指定管理者の指定について）
- 第 9 議案第 52 号（美深町体育施設指定管理者の指定について）
- 第 10 議案第 53 号（平成 26 年度美深町一般会計補正予算案（第 10 号））
- 第 11 議案第 54 号（平成 26 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 12 議案第 55 号（平成 26 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 13 議案第 56 号（平成 26 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 14 議案第 57 号（平成 26 年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 15 議案第 58 号（平成 26 年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 第 16 議案第 59 号（平成 26 年度美深町水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 第 17 承認第 4 号（閉会中の所管事務調査の申し出）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 草野孝治君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	保健福祉グループ主幹 望月清貴君
税務グループ主幹 山崎義典君	農業グループ主幹 中江勝則君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
-------------	---------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。去る12月10日に産業教育常任委員会が開かれ、付託事件の議案第47号の審査を行い、審査結果報告書が議長宛に提出されておりますので本日の会議に付議しております。次に、閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から12月実施の例月出納検査報告の1件であり、お手元に写しを配布しておりますのでご覧を頂きます。次に、追加議案について申し上げます。議会側から承認案件1件が追加議案として本日の会議に付議されております。

以上で諸般の報告をおります。

◎日程第2

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第47号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業教育常任委員会に付託をしておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。

この際委員長から審査の経過並びに結果についてご報告を頂きます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会の報告をいたします。

去る10日に付託されました議案第47号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定についての審査経過並びに結果について報告致します。

本件は、去る10日、産業教育常任委員会を開催し、教育長、ほか担当部局の出席を求め、本条例の内容等のご説明を頂き慎重に審査を行いました。今回の条例制定については、現在、建設を進めています地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく美深町学校給食センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めております。この内容については適正かつ円滑な運営を図るために、運営委員会を設置すると共に学校給食費の額や

徴収及び減免並びに遅延損害金に関する事項と学校給食費の額の特例などが謳われているところです。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ、本条例が施行されることにより運営委員会による適正かつ円滑な学校給食センターの運営が図られ、加えて子育てに係る経済的負担を軽減するための措置も講じられていることからも、本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。

以上、産業教育常任委員会の審査報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対して質疑があれば発言願います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 委員長にちょっとお尋ねいたします。私はこの委員会報告、委員会の審議の中も傍聴させて頂きましたけども、私が本会議の中でこの提案があったときには何件か質疑をし、その質疑に対してどのように議論して頂いたかということがちょっと見えませんでしたので1つ質疑をしたいと思います。この条例の中に、美深町学校給食センターの設置に関して設立にあたりましては、美深町は学校給食法の元に基づいて学校給食を進めていくという理念があったわけですけれども、その理念がこの文章の中に上がってきていないということがちょっと疑問になったのですがその辺が1つと、それからもう1点、この私どもの今回出されました管理条例の中に高校生とありますけれども、高校生とは学校教育の基本法の中に高校生が入るのかどうかという議論はどのようにされてきたか。そして高校生というのは美深高校なのか或いは美深町全体の高校生を言うのかその辺をどのように議論されたか。もし議論されていましたら説明頂きたいと思います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この条例の関係について14条になっておりまして、その給食法については私も色々な町村のものを調べてみました。名寄などは5条で終わっています。美深の場合は14条というようなことで、よそのものも調べましたが、私はこれほど美深町長又は教育長の理念が入った根拠のある条例はないと考えてございまして、素晴らしいと感じingおりました。もちろん討論や質疑の中で色々内容等についても納得するものについてはおそらく説明をしないだろうと思いますが、大変詳しい条例であったことだけは全議員がそのように思っていたと私は理解をしております。それから高校生の関係について質問がありました。これは高校生の関係は、別に学校法上の義務教育だとかは高校生等についてのその法的な根拠というものは別に謳う必要はない。これも色々調べてみたら、学校給食の中でも今は定時制高校が主であったものが、随分全日制の高校などもかなり給食を望んでいるという状況が出ておりました。従って、美深町長はそういう意思の察知をしながら給食法の中に高校生を入れたということについて私は素晴らしいことを考えてお

りまして、そんなふうに感じておりましたので答弁といいますかお答えとさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） あの委員長の答弁は経過と結果の範囲に抑えてください。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そういうようなことであります、この中の議論の質疑の中の高校生についての質問は確かにありました、これらについてもそういう意志の中で思いがここに入って解りやすく宣伝できる部分だということで入れてあるという答弁でありますので、ごもっともだと思いそのように整理させて頂いたところです。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私も傍聴させて頂いた1人なのですが、各それぞれの委員の中からは相当色々質問点等が出されていたと思っています。条例そのものも条例の逸脱するものではないけれども、しかし条例としてはちょっと考えなければいけないような中身だという意見もあり、また、それに対して教育長も皆さんのおっしゃることは重々解りますというような発言をされていたように聞いておりますが、その先ほど藤守議員の方からもありました、学校給食法とこの実施する学校給食との関係、さらにはこの条例そのものが学校給食法という基本的なものを文言に入れていないというあたりについてどのように審議をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 法律の関係について、これは例えば上部機関の法律など色々あると思います。学校給食法の法律もあると思いますが、それらで謳われている部分については大きく謳われて2条の中に内包されております。そんなことでありますのでそれをまたこの美深町の給食条例の中に入れるということは私はどうかと思っておりますし、そういう内容についても確かにこの委員の中からの質問が出されておりましたが、条例の関係については前段8条、そしてまた最後の条までの討論をしましたが、こういった内容について学校給食等についても特段意義を申し立てる意見というものはなかったです。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ質疑はこれにて終了いたします。

ここで本件に対して、岩崎議員並びに藤守議員から修正案が出されておりますので資料を配布いたします。

（資料配布）

○7番（諸岡 勇君） 議長、動議です。進行の進めにあたって。

○議長（倉兼政彦君） 動議を受けます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 説明があるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 皆さんに資料が渡りましたね。

それでは原案と合わせてこの修正案を議題といたします。

修正案の提出者の説明を求めます。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは修正案の提案説明をいたします。各条毎に説明を進めていきたいと思います。そして提案の理由については1番最後に出させて頂きたいと思います。まず第1条につきましては、原案通りの内容になっております。続いて第2条は、設置の根拠となる上位法を明確にすべき必要性から、原案に学校給食法（昭和29年法律第160号。以下同じ）第6条及びを付け加えまして、失礼、及びもう1点、学校給食を共同調理する施設としての2点を加える修正でございます。条文はご覧の通り、設置第2条 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下同じ）第6条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食を共同調理する施設として美深町学校給食センターを設置する。とするものであります。ちなみに学校給食法の第6条で謳われておりますことは、2以上の義務教育諸学校の学校教育の実施に必要な施設ということで義務教育諸学校の設置者はその設定する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として2以上の義務教育諸学校の学校調理の実施に必要な施設（以下共同調理場という）を設けることができる。という共同調理場の設置の条項であります。それからもう1点、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条につきましては、教育機関の設置についての条項であります、第30条 地方公共団体は法律で定めるところにより学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健、もしくは福利厚生に関する施設、その他の必要な教育機関を設置することができる。というふうに書いてございます。ここでいう、多分教育機関の設置については公民館、その他の教育機関を設置するということここにあてはまると思うのですが、そのような条文を元にこの条例は組み立てられております。次に、第3条は原案と同じであります。第4条につきましては、修正案として新たな条文を追加するものであります。新たに追加する第4条は（事業）第4条美深町給食センター（以下給食センターという）は、学校給食法第2条に定める目的達成及び子育て支援の観点から必要とする事業を行う。とするものであります。事業の内容を明確にすることで、学校給食法で定められた義務教育課程の児童、生徒と、

そして子育て支援の対象となる高校生との事業の対象者が明確にできるということが大きな要点です。子育て支援の文言を入れることで将来的には幼児への給食配食も可能であるということも1つの観点です。ちなみに学校給食法第2条を読み上げます。学校給食の目標 第2条 学校給食を実施するにあたっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならない。

- 1、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2、日常生活における食事について、正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を養い及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
- 4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられているということについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。
- 6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。

以上がこの学校給食法で謳われている第2条の目標であります。これらをしっかりとここに入れるということが事業の大きな目的として必要だということでこの条例を新たに加えました。次、ここに出てきます子育ての対象というところですが、これについても上位法の中で説明がございますので引用させて頂きます。子供子育て支援法、平成24年8月22日、法律第65号 そこに定義として第6条この法律において子供とは18歳に達する日、以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、小学校就学前子供とは、子供のうち小学校就学の式に達するまでの者をいう。という文言で、子育て支援といわれる者の対象者についての記述がございます。次に第5条に移ります。第5条は原案第4条と内容は同じでございまして、修正案に第4条を加えたことによる繰り下げになります。従来、第4条であったものを新たに修正案では4条を加えたことによる第5条という項目になります。第6条も同じく原案第5条と同じでございまして、修正案に第4条を加えたことによる繰り下げになります。次、第7条です。第7条は修正案に第4条を加えたことによる原案第6条の繰り下げでございまして、さらに修正案として2項として、運営委員会の運営委員の定数は10人以内とし、教育委員会が委嘱し、その費用弁償等は規則で定める。という文言を加えて、運営委員会の第7条を組み立てております。運営委員会第7条 給食センターの運営に関する事項について審議し、調査研究を行うことをもって適正かつ円満な運営を図るため、美深町学校給食センター運営委員会

(以下、運営委員会という)を置く。2項 運営委員会の運営委員の定数は10人以内とし、教育委員会が委嘱し、その費用弁償等は規則で定める。とするものであります。この条項追加によりまして、原案第7条と第8条は削除し、条項の整理といたします。またこの削除した第7号、8号の中に給食費等の問題がございますが、給食費の額の決定など運営委員会の大きな役割の1つであると考えています。次に第8条です。修正案に第4条を加えたこととさらに原案第7条と第8条を削除したことによる原案第9条の繰り上げになります。そこに2項として学校給食費の額、納付方法、納付の期限、延滞への対応、減免処置、特例等は規則で定める。を加えましたて学校給食費の徴収第8条は次のようにになります。第8条 町長は学校給食を受ける児童、生徒の保護者及び学校職員等から学校給食費を徴収する。2項 学校給食費の額、納付方、納付の期限、延滞への対応、減免措置、特例等は規則で定める。とするものであります。この条項の追加によりまして、原案の10条、11条、12条、13条は削除し、条項の整理といたしました。続いて第9条です。第9条は修正案に第4条を加えたことと、さらに原案第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条を削除したことによる原案第14条の繰り上げになります。また条文にその他を加え、委任第9条は次のようになります。委任第9条 この条例の施行に關し、その他必要な事項は規則で定める。としました。次に付則です。付則では修正案第8条の項の追加により、2項の全文を削除し、条例の整理としました。付則を読み上げます。付則 施行期日 1項 この条例は、平成27年4月1日から施行する。美深町暴力団排除の推進に関する条例 2項 美深町暴力団排除の推進に関する条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。第5条に次の1号を加える。34 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例(平成26年条例第〇号)とする。という内容になります。全体的に第1条から第9条までのコンパクトでスリムな条例案に修正案を出すものであります。全国各地の学校給食に関する条例案は、この様々な名称をつけて学校給食案をいうのがございまして、いずれをみても私が見る限り半分程度はしっかりと学校給食法をその目的の主たるものとして根拠として提出しているものがあります。条例案も短いものでは3条、4条ぐらいからなるものもございまして、設置という観点からするとスリムでコンパクトな詳細は規則で定めるということの方が良いのではないかと考えまして、この条例案を提出させて頂きました。提出に至った経緯については。

○議長(倉兼政彦君) 説明は簡素にお願いします。

9番 岩崎君。

○9番(岩崎泰好君) はい、提出された条例には様々な疑問点があり、質疑の中では納得する答弁が得られなかったことが1つ、やはりその主たるもののが条例に学校給食を始め

た最も大事な部分が学校給食を始める主旨、根拠がここには盛られていないということが1つであります。それと付託された産業教育常任委員会を傍聴させて頂きましたが、各委員の質疑の1つ1つを傾きながら、聞きながら同じ思いをする委員の方々の意見を聞きながら、今日、この修正案を出すべきだという観点に立ちました。やはり要点として、4つ程ございます。全国どこの条例を見ても非常にシンプルな組み立てになっていること。2つは、上位法の学校給食法を明文化することと、公会計方式による給食費の徴収に法的根拠が明白になるということがあげられます。そして条例の整理と規則に委ねたことで運営管理主体の教育委員会がスムーズに円滑な推進が進められるということも1つの大きな要点です。

○議長（倉兼政彦君） あの説明は簡素にお願いします。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） はい、もう、1点だけです。給食費の額を規則で定めることは運営委員会の自主性を尊重することになり、食材費の変動にも即時に対応可能で、また政策としての特例も自由な裁量で行える点、この4点が修正の主な要点になります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。

午前10時33分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、再開いたします。

これから修正案に対する質疑を行います。

4番 南君

○4番（南 和博君） 今回、岩崎議員から修正案が出されましたけれども、私としても若干原案についてシンプルにしても良いのかという点、それから条例の上位法の明記も大事という点については一定の理解をしながらも、今、地方分権の時代と言われる中にありますて、その自治体のオリジナル政策を条例に織り込むということも今は大事な時代でないかと思います。そして地方教育行政の組織及び運営に関する法律という大括りの中で明記されておりまして、フレキシブルに児童、生徒に給食を提供するという原案に対して私は問題ないのではないかと思いますが如何でしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 一定のご理解をありがとうございます。やはり1つのこれは美深町学校給食センターそのものの条例としては1本であるということなのです。設置と管理に関する条例ということを盛んに強調されるところなのですが、しかし、学校給食センターについての条例としてはこれが1本ですから、しっかりその1本の中に上位法である学校給食法としっかり謳うことが私は大事だと思っている点と、それから、今、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということを根拠にしているということは単なる施設の学校教育施設の設置ということですから、学校給食とは直接関係ない。ですからここに具体的な数字等も学校給食費の中身も出ておりますけれども、学校給食費の徴収にあたって何か徴収できないような事態になった時に、その根拠とする法律がこの条例の中に謳われないことが逆に問題になると私は考えているので修正案を出したという次第です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君

○4番（南 和博君） そういう捉え方もあると思うのですが、今回の給食センターに関しては教育機関としての設置という点においては、私は食育だと幅広く教育の本質の部分を教育機関という設置の中に十分含まれているのではないかと思います。それと問題は、児童、生徒、保護者に不利益のあるような給食の提供というような条例であるならば問題はあるのですが、そこら辺の点について私はクリアされているのではないかという認識にたっておりますが、如何でしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） もう1度地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、この提案されました原案の条例の根拠とするところの法律の中身を読み上げます。教育機関の設置 第30条 地方公共団体は法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健、若しくは福利厚生に関する施設、その他の必要な教育機関を設置することができる。という文言であります。ですからそこから学校給食という学校給食法に謳う目的ですとか、今食育という話をされましたか、それらのことは一切ここからは出てこないという私は解釈をしています。

○議長（倉兼政彦君） 答弁ですか。2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この条例は設置及び管理に関する条例なのです。そうしましたらこの学校給食法の6条には施設の設立に対して述べているわけです。学校給食法では第6条で共同施設或いは義務教育学校の学校給食の実施に必要な施設を設けると、うちはそれに乗っ取ってこの学校施設を造っている、給食施設を作ったのだと思うのです。ですからこの一説をやはり入れることが妥当だと私は考えている一人です。設置条例ですから。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようすで以上で質疑を打ち切ります。

次に、討論を行いますが、討論は次の順序で行います。

まず原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案の反対者、そして原案の賛成者、修正案の賛成者という流れで行きますので、討論のある方はまず原案賛成の方の討論はありますか。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 反対があればということでないの。

○議長（倉兼政彦君） 違います。修正案の場合は違います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） もう1回やってみて。

○議長（倉兼政彦君） まず原案の賛成者、その次原案の反対者、そして修正案の反対者、その次原案の賛成者、修正案の賛成者とこういうふうになっています。

これは規則で決まっていますのでよろしくご理解を頂きたいと思います。

ただ同じ人は2回発言できませんので1度だけということあります。

まず、原案賛成の討論の方いらっしゃいますか。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 議案第47号 美深町学校給食センター設置及び管理に関する条例制定に、当産業教育常任委員会に付託された中で、理事者側から今回学校給食の設置に関する条例を審議いたしましたところ、やはりこの学校給食費の額は、町長がここに10条で書かれているということは、公会計であるということで、父兄と町長との契約の中で徴収をするという中で、しっかりした徴収上、契約を結ぶような形でこのような形で金額を載せた、そこへもってきて子育て支援の観点から減額をするということはどこに負担が係るかというと美深町民一人一人に負担が係るという中で、しっかりして議会と条例で定めることによって町民との意思をもらったという行政側の説明を受けて、私はこの条例制定には賛成の立場で意見を述べさせて頂きます。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 次、原案に反対の方いらっしゃいますか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私は原案に反対の立場でこの場に立たせて頂きました。一昨日ですが、常任委員会がこの問題について議論をしておりました。その中で私は定例会に提案されたこの条例についての質疑もしましたけれども、その内容については委員の皆さ

んからは何の疑問も出されないまま議論が終わってしまったことがとても残念に思った1人です。そんな中におきまして、この条例に先程来から議論しております学校給食法がこの条例の条文のどこにも載っていないということは、私どもが学校給食を始めるにあたってこの法令に基づきながら学校給食をどうするかということを議論してきたわけです。この条例のどの部分にも学校給食の重要性というものが載っていないということが残念でなりません。これ1本という条例ということですのでその点。それからもう1点ですが、この条例の中に金額が示されておりますが、しかし対象者というものを明記してないわけです。単なる小学生、中学生、高校生とあります。このことは美深町の小学生、中学生、高校生というふうに私は捕らえておりますけれども、それぞれ皆さん方の捉えは違うかと思いますが、やはり対象者はしっかりと明記すべきとそのように考えている1人です。その中において、この条例の中に学校給食法第2条に定める目標達成及び子育ての支援観点からという文言が入れば何も問題がないと思っておりますけれども、それも何かこの条例の中で盛り込まれないようですのでその点についても疑問を感じる1人なのです。それから付則の中にはあります給食費の日額、年額がここに載っているわけですけれども、これはあくまでも町側の町長の施策の一環であって、ここに条例として載せてこなくても良いのではないか、規則等で設けて、そして町民に周知する方法もあると私は思うのです。10条の中に小学生いくら、中学生いくら、そういう項目が載っているのですから、そのことで条例は成り立つのではないか。この金額は規則等に載せ、或いは町民懇談会の中で丁寧に説明していくべきよろしいのではないかと、この問題はこれから起こるだろう消費税の増税、或いは年金引き下げなどが出てきます時に、再々と議論しなければならなくなってくるのではないかとそういう懸念もされることから、敢えて条例には必要ないと、その他色々ありますけれども、主な私の反対の意見としてはそういうところでございます。どうぞ議員各位の英断をお願い申し上げて終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 次、修正案に反対の方の討論をお願いします。

ありませんか。

今、議長の方から指名をしましたので発言される方は、手を上げてください。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私は修正案に対しまして反対をする立場で発言をしたいと思います。まずここに確かに条文が9条と付則で出されております。それで第2条の中でいわれる学校給食をこれはもちろん国の法律でありますから上位に1番大切なことありますし、昭和29年に設立されたことについてはもちろんありますし、これを例えば設置する場合に、この学校給食センターの設置などについては、もちろんその中における上位機関を

通じて上位にある学校給食法に通じて行うものだと私は認識しております、学校給食センターの設置を各北海道から色々調べてみましたが、それらも敢えて学校給食法と同様に謳っているところはそれほど多くないと私は感じておりますので、これは問題ない。それから根拠のことについてもちょっとと言われておりましたが、まず設置するという目的があるとするならば、それが根拠なのではないのか。目的がないものを根拠と言わないのでないですか。目的がきちんとしているから根拠があってやるのであって、根拠のものの見方、考え方方が違うというように私は考えておりまして、十分根拠に値する条文であると理解します。それから4条の関係で修正案が出ていますが、これは幼児センター等云々ということですが、子育て支援の観点と文言を入れないとダメだと言われておりますが、既に美深町は幼児センターの給食を実施しております、そういう中身の中でこれも学校教育法に基づいた教育の範囲の中で幼児センターが行っております。従って私は、敢えてこの項目に事業の中に入れる必要ないと思っております。それから運営委員会の関係についても出されて、10名以内と、敢えてそのメンバーを表示する必要がないと言われておりますが、私はそんなことはない。これこそまさにどういう委員がどうなっていて、どういった立場でやるか10名以内と明示することは正しいことだと考えています。まさに公明に公共性に富んだ条例であると私は考えておりまして、これもおかしい訂正案だと私は考えております。取り敢えずそれと公会計であります。公明性、公共性といったものを十分町民にPRするには金額の表示が大切であります。よその町村を見ましたら、4円今回の消費税で上がったような条例もありまして、議会の中で討論されています。公会計にしているから議会での討論、値上げ等についても討論できるわけでありまして、これをなくしてしまったのでは私はかえって混乱がでると。規則で謳う程度ではないと重要な項目であるし、美深町長の山口町政の心が入ったものであり、町民に理解されるものだと私は考えておりまして、反対討論とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） それでは次に原案賛成の方の討論。

4番 南君。

○4番（南和博君） 私は今回、原案賛成の立場で討論いたします。今条例は子供を抱える保護者たちの長年の願いであった学校給食が実現するために基本となる学校給食センターを設置及び管理に関する条例であります。条例の審査にあたっては、基本として対象となる町民に不利益とならないことが重要視すべきであります。学校給食事業を開始する上での1丁目1番地である給食センター設置を実現しなければ始まらないのであり、今後の運営については大きく児童、生徒及び保護者、強いては町民に不利益があるならば我々議会がしっかりと監視機能を働かせたら良いとの判断で、本条例に対する賛成するものであ

ります。欠けたる月の満ちるが如しという言葉がありますが、以上申し上げて提案賛成といたします。

○議長（倉兼政彦君） 次に、修正案賛成の方の討論がありましたらお願ひいたします。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 他に討論を希望される方はありますか。

9番 岩崎君。賛成討論。一端失礼します。修正案の賛成討論がありませんので、原案の賛成者もおりませんね。それでは原案の反対討論がございましたら。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先程来、賛成討論の方々も修正案を出したことでちょっと戸惑っている方もいると思うのですが、基本的に私はこの原案をさらにもっと良いものに肉付けをしたいということで修正案を出しました。そういう意味で今ある原案そのものに不備のある点に指摘をして、しっかりこれから終わることのない学校がある間、学校給食を続けていくためにはその理念とするものをしっかり盛り込んだ学校給食の条例にすべきだという観点から今回修正案を出させて頂きました。非常に色々解釈等について違う方もいるのですが、しかしそれはそれぞれの考え方でしょうけれども、とにかく1点目はそもそも学校給食が始まった経緯から、この学校給食センターを建てて学校給食を進めるに当たって何が根本となったのかということをしっかりと思い出して頂くと共に、これから進める学校給食の中にあってはそこの根幹をしっかり打ち出していくことが私は必要だと思っています。それなくして学校給食はあり得ません。ですからそのところをしっかりと条文に盛り込むということが大事だと思っていますし、ましてや初めて出す条例ですから細則も本来であればしっかりそれに基づいて一緒に提案して、議会にかけるべきものだと、細則はまだ出来ていないという現状です。ましてや一昨日の本会議の中で、私の質問の中ではこの条例に給食の提供されるその人たちをしっかり条文の中に盛り込むべきではないかと言う発言したことに対して、それは必要ないという答弁であったものが、付託された委員会の中で訂正されまして、規則の中で盛り込むというような姑息な手段を使ってきています。それは、物事がしっかり完成していないからだと思うのです。やはりしっかりしたものを作り上げるためには、委員会の席ではそのことは条例に盛り込みたいとか、そういうお互いの寄り添いがあってしかるべきだと思うのだけれども、1回出したことは最後まで通すということが今までではあったかもしれないけれども、これからやはり議会としっかり議論していく中にあっては、そういうことがあって付託された委員会の中で教育委員会側からその不備を認めて、これを条例の一部に付け加えたいとか、そういう提案があっ

てしかるべきものを、あくまでも出したものは100%通さなければいけないという論点があることに私はこの条例そのものに反対するところであります。私が述べました第2条の学校給食法の文言、或いはその後に出しました文言についてもしっかり明記すべきだということから、この条例はその文言がないことが不備だと私は考えます。よって、この条例に反対するものであります。学校給食費の明細については明記すべきだという賛成の発言をされた方をもおりますが、これは税金と違います、私的な財産であります、この町で言いますと水道料金ですとか或いは住宅使用料に匹敵するものです。それらは何も条例で謳わないで規則で十分対応できて今日までできているはずです。ですから給食費もまして公会計になるのですから、主会計の時は徴収が難しい部分が多々他の市町村であったことは私も十分認識しておりますが、公会計になるのですから、この住宅使用料、或いは水道料金と同じような扱いで私債権になりますから、これらについて規則で謳えば十分であると私は考えるところであります。それらによりまして今回の提出された条例は、非常に多々不備があるということで私は反対をしたいと思います。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 修正案に反対の方の討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 発言がないようありますから、それでは原案に反対の方の討論というのはほかにありますか。

おりませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） それでは以上で討論を終了いたします。

これから議案第47号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

初めに修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（倉兼政彦君） 起立少数です。

従って修正案は否決されました。

これから原案について採決を行います。

原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。

議案第47号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告の通り可決されました。

只今から暫時休憩を行います。

再開は 13 時 10 分といたします。

午後 12 時 4 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第3 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第45号 美深町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了いたします。

討論を行いますが、討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号について採決を行います。

議案第45号について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第45号 美深町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定については原案の通り決定されました。

◎ 日程第4 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第46号 美深町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了いたします。

これから討論を行いますが討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を行います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第46号 美深町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第46号 美深町町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければ終了いたします。

討論を行いますが、討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号について採決を行います。

議案第48号に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第48号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第6 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了いたします。

討論を行いますが、討論はござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから 議案第49号について採決を行います。

議案第48号に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

議案第49号 職員の給与に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第7 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議題第50号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について議題といたします。

質疑を行います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） これ改正で色々細かくなっているわけなのですけれども、徴収額として中身は細かくなっているのは表を見たら良く解るのですが、全体としてこれによってどのような結果が生ずるのか。全く徴収そのものは同じなのか。ちょっとその辺だけ1点お聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） この条例において1番大きいのは、NTT北電柱なのですけれども、それを比較すると約50%の徴収の歳入に下がってくるような状況になります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければ終了いたします。

討論を行いますが、討論はござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号について採決を行います。

議案第50号について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第50号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第8 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第51号 美深町公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、町側から議案の訂正がございますので、町側から説明をお願いいたします。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 大変申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いしたいと思います。12月9日提出をしました議案第51号 美深町公園指定管理者の指定についての議案中、地方自治法第224条の2第6項と記載のあるものを、地方自治法第244条の2第6項に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（倉兼政彦君） ただ今、町側から説明がありました議案の訂正の申し出であります。そのように処理して異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

それでは議案の修正についてそのように決定をいたします。

それでは議案第51号に関し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 指定管理、管理の指定等については問題ないわけでありますけれども、私は再三、公園の管理の面で注文をつけている。例えば草刈りなども刈り過ぎてそんなに土の面までぎりぎりまで刈る必要があるのかどうか、部分部分については研究しながら刈っていってはどうかというようなことを発言して、それなりに勉強したいというような回答も得た時もあるところなのですけれども、これらの管理に関する細かいことなどについてどのような指定管理の仕方をしているか。これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） 管理の方法は、例えば草刈りの部分でいきますと刈る回数、それと刈る場所についてはこの指定の管理の方で指定しております。ただ、刈り取り後の芝の長さということまでは指定管理の方では仕様的には説明しておりませんのでそれについては、もし、刈り過ぎて土が出ているようなところがあれば今後も指導するなり、その辺は十分気をつけてやってまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

発言のことで申し上げますが、これは指定管理者となるこの会社が良いかどうかということが主体でありますから、そこを注意して発言願います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） ちょっとそう言われましたので戸惑ったのですけれども、公園の中で玉川公園だとか仁宇布公園というのは指定管理にしなくても地域でできない面積なのか。そういう地域の活用というものはできないものかどうかということをちょっと知りたいなと思いました。

○議長（倉兼政彦君） 杉本施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） いずれにしろこの農村公園的な部分だと思うのですけれども、実はこの間何回か地域の中での管理についても協議をしていますけれども、なかなか地域の中では管理ができないということで、開設当時は仁宇布公園についても地域の方でやっていたのですけれども、なかなか高齢化等もあり難しいということでその辺は何年か追う毎に地域の方といろんな部分でその他の部分で協議してまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）

8番 林君。

○8番（林 寿一君） 私は指定管理制度の指定期間が現在は3年のはずなのですが、5年としてあるのですが、この説明としてこれは公募による入札だと思うのですが、この時の説明はどういうような説明をされたのか。ここでこれから5年と決まるはずですからそのとこの説明の仕方はどういう風なことをされたのか。そこ伺います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本施設グループ主幹。

○施設グループ主幹（杉本 力君） この公園については当初というか現在もそうなのですけれどもして管理期間は5年ということですけども、やはり昨今の労働環境の状況だとそれと公園という樹木だとか芝だとか長期にわたって維持管理する方がより良い施設となる可能性があるということで5年ということに今回提案させて頂いた次第であります。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） 解りました。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号について採決をいたします。

議案第51号について提案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 従って、議案第51号 美深町公園指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第9 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第52号 美深町体育施設指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。

8番 林君。

○8番（林 寿一君） 先程もしました通り、これは現在3箇年の期間であります、5年ということで公募されたと思うのですが、その時の入札時の説明をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 今まで3年間としておりましたけれども、これまでも人材の確保ですか管理の仕方等を含めて5年がよろしいということは考えたのですが、この度改めて新しい指定期間になるということで指定を受ける業者の雇用の確保ですか管理の安定を含めて5年として公募をかけたところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 8番 林君。

○8番（林 寿一君） 今の3年から5年ということの公募ですが、これから5年ということで決まるのですから、その時に5年という説明であれば、それは間違いではないのですか。ここで議決されてはじめて5年ということなのですからね。私も5年で良いと思いますけれども、人事の関係から何からで3年にしては短いなと、前には3年と思っていたけれども、ただ、入札時の説明に5年ということはまだ言えないことではないかと思います。その点はどうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 今年度をもって3年の指定期間が終わります。27年度からの新しい公募で指定業者を決めるにあたり期間を定めて公募をかけないと業者側も困るかと思うのですが、今回は5年で公募をかけて事務を進めてさせて頂いたということです。

○議長（倉兼政彦君） 良いですか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これも指定者に関して反対ではないのですが、ちょっと名称、所在地の関係なのですから、3番目の町営球場はこれだけ字が入っていないのだけれども、これで正しいのでしょうか。ちょっと疑問があるのです。

○議長（倉兼政彦君） 町営球場は入らないのです。

大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 町営球場は以前の字名改正の時に、このように字がなくなっていますので間違いないと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

これから議案第52号について採決を行います。

議案第52号について提案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第52号 美深町体育施設指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第10 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第10 議案第53号 平成26年度美深町一般会計補正予算案第10号を議題といたします。

質疑を行います。

10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） まず1点にしようか2点にしようかと迷っているのですけれども、まず、債務負担行為の補正に関してちょっとお聞きしたいのですけれども、厚生病院

の医療機器整備事業補助金ということで、今回時期が遅れたということで期間を1年間延長した中で、当初今年度は地方債補正の中で570万円が補正あった中で、今回減額で310万円に変更になった差額分だけが厚生病院の債務負担行為というような形で載つてくるのが本来でないのかと思うのですけれども、それプラス厚生病院の運営補助金の減額をプラスした分を債務負担行為に載せてきたというのは債務負担行為となりますと、これから5年間、6年間、行政側には法令の制限はないと思うのですけれども、実質町がこれから先5年間というものを払いますという借金的なものの位置づけをしたということなのですけれども、それについて若干この金額が増えたということは、当初の厚生病院の医療機器整備補助の内容が変わってきたのか。その点についてお聞きするのと、あと、がんばる地域交付金がかなり今回7,300万円ほど増額になったといった中で、歳出歳入の方で色々と地域がんばる交付金という説明があったのですけれども、その大きな変わったところがもう少し詳しくこちらの方に教えて頂きたい。この2点についてお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） まず1点目の美深厚生病院の関係でございます。今回、特に債務負担行為の補正というところでは、美深厚生病院医療機器の整備事業でございまして、これにつきまして赤字補てんは別になっております。今回の補正につきましては提案説明の時も申し上げましたけれども、今回当初から計画しましたCT装置の納期といいますか開始のずれ込みによりまして減額したのと、合わせて今回新たにX線のレントゲンの胸の写真を撮ったりするのですが、その画像のデジタル化のシステムを整備したいということでの追加をしてございます。これら債務負担行為で言いますと724万円程、6年間のリースということで、これについては先ほど申し上げました新たなX線の装置が900万円あまりということで、これについても6年間のリースで導入したいとつけ加えていきたいというものでございます。債務負担行為の補正720万円なのはCT装置の実績が当初の額より減額になったものですから、その程度の額で補正をさせていただくというものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） がんばる地域交付金の充当する事業について申し上げます。恩根内市街地排水路市街地整備事業に対しまして1,328万4千円、そして南7丁目西中通改良工事に666万3千円、次に中学校の改修改築工事に2,935万4千円、それから教員住宅の改築工事に727万8千円、次につくし団地屋上防水工事に641万3千円、次に道営農業農村整備事業に1,079万5千円、締めまして7,378万7千円となりまして、予算書の中では特定財源の方に記載がありますのでおそらくマッチし

てこないところもあるかもしれませんけど、その中に記載されております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 斎藤君。

○10番（斎藤和信君） がんばる交付金の方は解りましたので、これは債務負担行為というは当初、レントゲンに関しては今説明を受けて時期が伸びたと、新たにX線という900万円程度があったといった中で、これは同じ整備事業という債務負担行為という項目があるからこの時期に補正をしなければならないのか、これは次年度でもどうなのか、その辺ちょっと私も行政の会計ですのであれですけれども、運営支援補助金も余ったよ、そしてX線の方は次年度にちょっと時期が遅れて次年度にまたがるから1年債務負担行為も延ばしたといった中で、今年ではなくて次年度でも良いのではないかという気がするのですが、その点の考え方としてはどうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 今回のX線写真デジタルの画像化システムにつきまして、今回、厚生病院としては各種の医療機器を導入していきたいというような考え方を持っているのですけれども、9月に厚生病院の方からもそういう要望がございまして、このX線写真のデジタル画像化システムといいますのは、従来フィルムで実施していたものをデジタル化するということでございます。それで今回、今年度当初から計画していたCT装置の整備によりましてそういったデジタルのシステムが整備されたことによってこのX線の写真についてもデジタル化ができるということもございますし、フィルムがいつまで保つかというのもありますし、有利な起債も合わせて活用したCTとX線を合わせて活用していくという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私は15ページ、森林公園びふかアイランドの指定管理料ということで額面が表示されているわけですが、これは木質バイオマスのことだと思うのですが、それが増えたということになるのでしょうか、この歳出の根拠をまずお聞きをしたいのと、これの色々な施設の完成の工期が2月だと思うのですが、この予定の進捗状況についてはどのようにになっているか、この2点をお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 森林公園びふかアイランド指定管理料につきましては、総務課長の方から説明ございましたが、電気料値上げに伴う部分でございまして、木質バイオマスはその上段の需用費、こちらの方に木質バイオマスの完成式に伴う経費となってございます。工期は1月末までということで、現在、建屋は完成しまして、中のボイラーの配管ですとか電気工事を行っておりまして、ほぼ9割近く完成している状況にございま

す。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今回の補正の中身のどこということではなく、全般として電気料金の値上げに伴う補正がされている。これは当然11月から上がってきているのでこういう形になるのは理解するわけですが、次年度以降、今度は値上がりをした部分を予算化してことになろうと思うのですけれども、これまでも色々な省エネや節電対策をしていった中で、今回は上がった部分の補正という形で載ってきているけれども、今後この電気料金の対抗策と言ったらおかしいですけれども、どういった方策がまだ残っているのか、それとも節減等を十分してきたので上がった部分は来年度以降も見ていかなければならないのか、まだまだ対策としてやれる部分が残っているのかどうなのか、ちょっとその辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 電気料につきましては、日頃から節減に努めている。アバウトな言い方かもしれませんけれども、使わないところは役場庁舎ですと消してしまうというようなことで細かなところから積み上げてきておりまして、毎年そうなのですが、今年に入り役場のことについて言えば、使用料につきましては毎年下がってきております。去年と比べてみると使用料につきましては3%から4%の間、前年を下回っているというようなことになっておりまして、3、4%の数字ですので、今回、電気料が値上げされる部分につきましては10%以上、20%位までの幅がありますけれども、そういったところには今の節電を頑張っても届かないという状況ははっきりしているのかと思います。その対策ですが、一部文化会館COM100であったりとか役場の外灯であったりとか、よく使う電灯につきましてはLED化した経緯があります。それもまだ電灯自体がまだ高いので採算がとれるのかということがありますけれども、そういったところの対策というのが有効なのかと思っておりますが、いずれにしても20%近い引き上げに対抗できるのはなかなか難しく、対策が必要と思っています。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 状況的には解りました。あともう1点、防犯灯或いは街路灯に関して町から色々助成を頂いている部分があるわけですが、次年度以降、その辺の料率に関して変わっていくような考えはあるのか。従来通りの形で進めていかれるのか。その点1点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今ご質問がありました防犯灯と街路灯におきま

しては、従前からＬＥＤ化、省エネ化を進めてはいるのですが、まださらには90基程あるのですが、これについては順次計画を持って省エネに対応をとっていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 補助率等に関しては、従来通り行っていただけるものと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 町内会、自治会、農村の方に維持負担金のお支払いをしているのですが、今のところその補助率については変える予定はありません。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私もその電気料の関係でお聞きしたいと思いますが、今の回答の中ではなかなか大幅な値上がりに対する対策が難しい現状だということをお聞きしたのですが、具体的にそのあたりこれから協議会とか或いは検討委員会とか研究会とかそれらのものを庁舎内で検討していく、そういうところの対策を具体的にどうしたら良いかということをしていくような仕組みを考えておられるかどうかということが一つ、それから17ページの消防費のデジタル無線の関係について、入札減ということで随分大きな金額の入札減があるわけですが、これは実際システムの中でどういう仕組みになってこういう減額が行われたのか。システム運営上になんら問題がないのか。その辺の詳しい中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） まず電気料の値上げ対策ですけれども、ＬＥＤ化にするというところでいうと、どこが1番効果あるのかというところを詰めていくのが1番重要なのかと思いますので、それぞれ建物を管理していくところとは具体的に効果のあるなところをピックアップしながら費用対効果の面も考えながらやっていかなければいけないかと思います。それから当然、指定管理に出てくるところもありますので、そういうところの節電協力というのもできる限りお願いするというようなことも必要だなと思っています。それらが一堂に会して協議会を作るということなのですが、そういった場を作るかどうか別ですけれども、まずそういったことを投げかけたいと思っています。次にデジタル無線の入札減につきましては、仕様を変えて入札したということではなくて、純粹に入札した結果、落札額が低かったということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私も一般質問等或いは決算委員会等で発言色々発言させて頂いて

いるのですが、今、中学校に太陽光発電の設備が作られます。それで小さな電力かもしれませんが、今後、今ある公共施設の検討材料の中に、自賄いの電気を起こすような太陽光発電に限らず風力もあるでしょうし、小水力の発電というのも今は色々な用水路等でも発電できるような状況にありますから、それらの検討を今後進めるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 今の所は太陽光を使うもしくは風力を使う自賄いでやることに関しては協議の題材には載っていないということがあります。また、太陽光の発電につきましては、パネル設置のほかに蓄電装置というのが必要になってくるかもしれませんし、できた時点で使えば良いのですけれども、昼間明るい内にあまり電気は使いませんので、そういったところの考え方を整理しなければいけないと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） まず、13ページの委託料の件ですけれども、これはどのように活用されるのか、住民にどのようにPRしていくのかということ。すいません、項目を言いませんでした。税務グループの税務の委託料の200万円の番号制度の件ですけれども、どういうような形で住民が関わるのかということをお聞かせ頂きたいのと、今程、外灯の電気料の値上げの件ですけれども、町内或いは農村地区の外灯維持費が町内は随分上がってきてているようですけれども、美深町は恵深橋を渡って6線に来たら赤々と国道が明るくなっているということが、皆通る人の実感なのですけれども、間引きして電気をつけるという方法もあるのではないかと、夜になると住民が歩いているという姿が見えない部分があるので、もったいないのではないかと、1本ずつ電気を消しても良いのではないかと思う一人なのですけれども、そんなことはできないのかどうか。そのようにして電気料を町内会も負担しているわけですから、町内会と相談する必要もあるのではないかと、研究してみては如何でしょうか。この2点について。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義則君） まず1点目、社会保障税番号制システムの委託料の関係でございます。具体的にこのシステム改修を行うことによりまして、地方税の申告だとか提出関係がデジタル化されることになりますけれども、具体的には所得税につきましては平成28年の申告分から税番号制を使用できるということになります。また、法人税につきましては平成28年1月に係る申告の部分から番号制を用いて申告を行うと、また、法定調書の関係でございますけれども、こちらの方につきましたも平成28年1月以降の金銭の支払い等に係るものから対象となるということで、税の関係につきましては

以上のこととが各住民又は企業団体等に関わる分でございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） ご質問のありました外灯の件であります、間引きの件ということで自治会毎に、毎年新設又は撤去ということで一応要望箇所ということで調査をさせて頂いておりますが、間引きに関しては、交通とか防犯の関係上もあることはあるのですが、そういった部分で各自治会と会長さんとも十分協議をして、必要のないところは切れるかどうかということを検討しながら対処していけるかと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） どうぞしてください。住民の理解を。

山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義規典君） この税番号制の関係でございますけれども、基本的に役場全体で例えば、住基の情報や税の関係から社会保障全般的な番号制を一元化していくというような内容でございます。これにつきましては、具体的に先程言ったように平成27年度10月以降に通知されて行くという形なりますので、新年度に入ってからそれぞれ住基情報又は税情報に關係して住民に十分PRしていきたいと考えてございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号について採決を行います。

議案第53号について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第53号 平成26年度美深町一般会計補正予算第10号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第54号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第54号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第1号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑を終了します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号について採決を行います。

議案第54号について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第54号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第12 議案第55号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第55号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号について採決を行います。

議案第55号について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第55号 平成26年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号は提案の通り可決されました。

◎ 日程第13 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第13 議案第56号 平成26年度美深町介護保険

特別会計補正予算第2号について議題といたします。

質疑を行います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 介護保険の中で8ページなのですけれども、介護予防サービス給付金の実績が増加したということで増加しているわけなのですけれども、具体的にどのようなサービスが伸びたのかちょっとその辺を教えて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 主なもので申し上げます。介護予防サービス給付費で言いますと予防訪問介護、これはヘルパーのサービスですとか、予防通所介護、デイサービスになります。或いは予防特定入所、これは特定入所者の介護ということで町外の施設の入所の要支援の方の部分でございますが、サービスの費用でございます。或いは福祉用具の給付ですか、全般的に増加がございました。それから一方、減少も若干ございまして、訪問看護ですかショートステイについては若干減少がございます。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 単純に名前だけでいきますと予防的な部分が増加したということは、将来といいますか今後にとってはありがたい傾向と考えたいところなのですが、望月主幹の感覚としてこのようなものが増えたということをどのようにして現状と照らし合わせて考えておられるのかちょっと聞かせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 全体的な経費といいますか、7ページ、8ページの上の方に居宅サービスということで要介護者のサービスがございます。これも増加ということでこれも自然増もあるかと思いますが、1,500万円程の追加ということでございます。介護予防給付費についても増加ということですが、これも自然的なものだろうと思いますが、私としてはまず要介護の方の介護給付費がやはり抑制できればというのが1番だと思いますし、続いて介護予防の給付費も先程増えたのも悪くないというような考えもあるかと思いますけれども、これも極力少ない方が良いのかと思っています。1番大切なのはこれにもならない予防ができればということだと思っています。ちょっと答えになりませんけれども。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を要終了いたします。

討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

これから議案第56号について採決を行います。

日程第56号について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第56号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第14 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第57号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） これから議案第57号について採決を行います。

議案第57号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第57号 平成26年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第58号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第58号 平成26年度美深町下水道事業特別会計補正予算第2号について議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号について採決を行います。

議案第58号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第58号 平成26年度美深町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第59号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第59号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第2号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） それではこれから議案第59号について採決を行います。

議案第59号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第59号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 承認第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議いいございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出では承認と決定をいたしました。

これで本定例会に付議されました案件の一切が終了致しました。

本定例会は平成26年最後の議会でありますのでご挨拶を申し上げたいと思います。

初めに町長からご挨拶を申し上げてください。

○町長（山口信夫君） 只今、議長から登壇のお誘いがございましたので、最後の議会でございますので、26年の第4回定例町議会を今無事に終えたわけであります。12月9日から今日まで4日間に渡る議会でありましたけれども、無事終えてほっとしていると同時に大変ご協力頂き感謝し、ありがとうございます。いよいよ今年もあと半月ということで26年度も終わるわけでありますけれども、我が町にとって今年はどんな年であったのかということ今考えているわけであります。雪解けが少し遅れ、しかしながら天候は割と恵まれ、順調に夏場まで来たわけであります。しかし、8月の大雨によりまして大きな被害を受け残念な結果として、まだ道路などの公共施設の一部被害も復旧できていないという状況もあるわけでございます。しかしながら、大雨の災害以外は概ね計画通りといいますか町政の進展をさせることができたと思っております。特に懸案であります学校給食等々も議会の中で議論がありましたけれども、来春からスタートさせる運びとなってほつとしているような状況でございます。昨今、国が言うまた国が進めている経済対策、さらには地方農村、働く者に効果が出ていないという実感が私どもはあると思っています。特に人口減少、少子高齢化、そして我が町的には離農であるとか商店の減少など、本当に市町村が抱える大きな課題があると思っていますけれども、これらは我が町だけでなく全国的な傾向で大切な課題が山積しているという認識であります。そんな中、先の衆議院議員国会に於いて解散となったわけであります。ただ今といいますか、地方創生、社会保障、財政改革、原発、安全保障と日本の進路をどうするかということが問われている選挙がいよいよ明後日14日投票となるわけでございます。私としては、この頃、都会派の議員が多数を占めるような国会情勢でありますけれども、1人でも多く地方や農村のことを知る議員が多くなることが望ましいと、具体的なことは申し上げませんけれどもそんなことが必要かと、そう自治体の首長として思っているわけでございます。結びといたしますけれども、私の残された2期目の任期も4月24日、来春4月27日で終わるわけでありますけれども、3期目をどうするのかという議員各位また町民からもご質問等々があるわけであります。先の質問の中で、私の基本的な考え方を質問がございましたので答弁もさせて頂いた次第でありますけれども、これから正式な手続きを経まして、正式発表といいますかそういうことにしたいと思っているわけであります。いずれにしても残す任期は僅かで

ありますけれども、元気な町、そして新しい27年度に向けて予算の編成等々をするわけでありますけれどいざれにしても継続する町づくり、こういうものをしっかりと全力をあげて取り組んでいきたい。こう思っております。26年の最後の議会でありますので議員各位、そして町民の皆さんからご支援、ご協力を頂いたことに本当に心から感謝を申し上げながらもう少しあるわけでありますけども年末といいますか師走、そして良き新年を迎えることをご祈念申し上げて一言でありますけれどもお礼のご挨拶にしたいと思っております。本当にご協力ありがとうございました。

(全員拍手)

○議長（倉兼政彦君） 私からも一言お礼の言葉を述べさせて頂きたいと存じます。早いもので今年もあと半月あまり、そういうところに今長町からもお話しがございましたけれどもそういう状況になってまいりました。色々振り返ってみると、今年は今までにない大きな雨が降ってみたり、天候が晴れすぎて干ばつに近くなったり、最近の地球上の環境が少し変わってきており、我々の子供の時代とは違うと思いながら過ごしたこの1年でもありました。今ほど話がありましたように、懸案であります学校給食もいよいよ動く状況になって参ります。関係者のご苦労には敬意を表したいと思いますけれども、是非とも我が町の給食だと胸が張れる状況にして頂ければありがたいと思うところであります。我々の任期もあと4箇月余りになりました。27年度の予算を審査して我々の任期も閉じるわけでありますけれども、この町をこれからどのようにしていくかということは非常に大きくクローズアップされることになると思います。それは地域創生という言葉が走り回っているように町をどう造っていくのか。人作りはどうしていくのか。仕事はどうしていくのか。こういう3つの課題が国でも議論を地方に投げ掛けております。そういう中で人口は少しずつ減るでしょう。でもその中でしっかりと美深町を支えていかなければならないのが、今の我々の任務だと思います。そういうことの中で、議員各位にとりましてもこれからその視点をしっかりと捉えながら議論をして頂ければありがたいと思っております。この1年間なんとか無事に過ごさせて頂きました。議員の皆さん、それから理事者側の皆さんに大変お世話になったことにお礼を申し上げてご挨拶をしたいと思いますが、もう少しでくる正月に健康で明るい年を迎えて頂きたい、そう祈念しながら簡単措辞でございますけれどもご挨拶にかえさせて頂きます。本当にありがとうございました。

(全員拍手)

○議長（倉兼政彦君） これで平成26年第4回美深町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 藤原芳幸

署名議員 南和博